

桜井市地域防災計画

(地震編)

令和3年3月

桜井市防災会議

災害対策本部グループ								地域防災計画項目	
統括調整グループ	被災者救援グループ	応急対策グループ	廃棄物処理グループ	被害調査グループ					
								第1節 避難行動計画	第2章 災害予防計画
								第2節 避難生活計画	
								第3節 帰宅困難者対策計画	
								第4節 要配慮者の安全確保計画	
								第5節 住宅応急対策準備計画	
								第6節 防災教育計画	
								第7節 防災訓練計画	
								第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	
								第9節 企業防災の促進に関する計画	
								第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画	
								第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	
								第12節 まちの防災構造の強化計画	
								第13節 建築物等災害予防計画	
								第14節 災害に強い道づくり	
								第15節 緊急輸送道路の整備計画	
								第16節 ライフライン施設の災害予防計画	
								第17節 危険物施設等災害予防計画	
								第18節 水害予防計画	
								第19節 地盤災害予防計画	
								第20節 地震火災予防計画	
								第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画	
								第22節 防災体制の整備計画	
								第23節 航空防災体制の整備計画	
								第24節 通信体制の整備計画	
								第25節 孤立集落対策	
								第26節 支援体制の整備(市外で災害発生の場合)	
								第27節 受援体制の整備(市内で災害発生の場合)	
								第28節 保健医療計画	
								第29節 防疫予防計画	
								第30節 火葬場等の確保計画	
								第31節 廃棄物処理計画	
								第32節 食料、生活必需品の確保計画	
								第33節 文化財災害予防計画	
●	●	●	●	●				第1節 避難行動計画	第3章 災害応急対策計画
●	●	●	●	●				第2節 避難生活計画	
●	●							第3節 帰宅困難者対策計画	
●	●	●						第4節 要配慮者の支援計画	
	●	●						第5節 住宅応急対策計画	
●	●	●	●	●				第6節 活動体制計画	
●	●	●	●	●				第7節 災害情報の収集・伝達計画	
●								第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	
●								第9節 通信運用計画	
●	●	●	●	●				第10節 広報計画	
●								第11節 支援体制の整備(市外で災害発生の場合)	
●								第12節 受援体制の整備(市内で災害発生の場合)	

災害対策本部グループ							地域防災計画項目		
統括調整グループ	被災者救援グループ	応急対策グループ	廃棄物処理グループ	被害調査グループ					
●		●					第13節 公共土木施設の初動応急対策	第3章 災害応急対策計画	
		●					第14節 建築物の応急対策計画		
		●					第15節 公園、緑地の応急対策計画		
●	●	●	●	●			第16節 道路等の災害応急対策計画		
		●					第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画		
●	●						第18節 危険物施設等災害応急対策計画		
●		●					第19節 水防活動計画		
		●					第20節 地盤災害応急対策計画		
●							第21節 消火活動計画		
●	●	●					第22節 救急、救助活動計画		
	●						第23節 保健医療活動計画		
●		●					第24節 緊急輸送計画		
●		●					第25節 災害警備、交通規制計画		
●							第26節 食料、生活必需品の供給計画		
●		●					第27節 給水計画		
●	●						第28節 防疫、保健衛生計画		
●	●	●	●	●			第29節 遺体の火葬等計画		
●		●	●				第30節 廃棄物の処理及び清掃計画		
	●						第31節 ボランティア活動支援計画		
●	●	●	●				第32節 災害救助法等による救助計画		
	●						第33節 文教対策計画		
	●						第34節 文化財災害応急対策		
		●					第35節 農林関係応急対策		
●	●	●	●	●			第1節 公共施設の災害復旧		第4章 災害復旧・復興計画
●	●	●		●			第2節 被災者の生活の確保		
●	●	●					第3節 被災中小企業の振興		
●	●	●					第4節 農林漁業者への融資		
	●						第5節 義援金の受入・配分等に関する計画		
●		●					第6節 激甚災害の指定に関する計画		
●	●	●	●	●			第7節 災害復旧・復興計画		
							第1節 総則		第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画
							第2節 南海トラフ地震臨時情報		
							第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		
							第4節 防災訓練計画等		
							第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画		
							第6節 地域防災力の向上に関する計画		
							第7節 広域かつ甚大な被害への備え		
●	●	●	●	●	●	●	第8節 地震発生時の応急対策等		
●							第9節 消火活動計画		
	●						第10節 保健医療活動計画		
●		●					第11節 緊急輸送計画		
●	●						第12節 防疫、保健衛生計画		
●							第13節 支援・受援体制の整備		
●		●					第14節 物資等の確保		

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 桜井市の自然的、社会的条件	16
第4節 過去の地震と地震被害想定	19
第2章 災害予防計画	30
第1節 避難行動計画	30
第2節 避難生活計画	34
第3節 帰宅困難者対策計画	38
第4節 要配慮者の安全確保計画	40
第5節 住宅応急対策準備計画	45
第6節 防災教育計画	46
第7節 防災訓練計画	50
第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	53
第9節 企業防災の促進に関する計画	56
第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画	59
第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	61
第12節 まちの防災構造の強化計画	63
第13節 建築物等災害予防計画	67
第14節 災害に強い道づくり	70
第15節 緊急輸送道路の整備計画	72
第16節 ライフライン施設の災害予防計画	75
第17節 危険物施設等災害予防計画	89
第18節 水害予防計画	91
第19節 地盤災害予防計画	92
第20節 地震火災予防計画	95
第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画	97
第22節 防災体制の整備計画	99
第23節 航空防災体制の整備計画	102
第24節 通信体制の整備計画	103
第25節 孤立集落対策	106
第26節 支援体制の整備（市外で災害発生の場合）	107
第27節 受援体制の整備（市内で災害発生の場合）	108
第28節 保健医療計画	109
第29節 防疫予防計画	111
第30節 火葬場等の確保計画	112
第31節 廃棄物処理計画	113
第32節 食料、生活必需品の確保計画	114
第33節 文化財災害予防計画	116
第3章 災害応急対策計画	119
第1節 避難行動計画	120

第2節	避難生活計画.....	127
第3節	帰宅困難者対策計画.....	132
第4節	要配慮者の支援計画.....	133
第5節	住宅応急対策計画.....	136
第6節	活動体制計画.....	138
第7節	災害情報の収集・伝達計画.....	143
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画.....	154
第9節	通信運用計画.....	156
第10節	広報計画.....	158
第11節	支援体制の整備（市外で災害発生の場合）.....	161
第12節	受援体制の整備（市内で災害発生の場合）.....	162
第13節	公共土木施設の初動応急対策.....	172
第14節	建築物の応急対策計画.....	173
第15節	公園、緑地の応急対策計画.....	174
第16節	道路等の災害応急対策計画.....	175
第17節	ライフライン施設の災害応急対策計画.....	179
第18節	危険物施設等災害応急対策計画.....	198
第19節	水防活動計画.....	200
第20節	地盤災害応急対策計画.....	201
第21節	消火活動計画.....	204
第22節	救急、救助活動計画.....	206
第23節	保健医療活動計画.....	208
第24節	緊急輸送計画.....	214
第25節	災害警備、交通規制計画.....	217
第26節	食料、生活必需品の供給計画.....	219
第27節	給水計画.....	222
第28節	防疫、保健衛生計画.....	225
第29節	遺体の火葬等計画.....	228
第30節	廃棄物の処理及び清掃計画.....	230
第31節	ボランティア活動支援計画.....	233
第32節	災害救助法等による救助計画.....	234
第33節	文教対策計画.....	237
第34節	文化財災害応急対策.....	242
第35節	農林関係応急対策.....	244
第4章	災害復旧・復興計画.....	245
第1節	公共施設の災害復旧.....	245
第2節	被災者の生活の確保.....	247
第3節	被災中小企業の振興.....	258
第4節	農林漁業者への融資.....	259
第5節	義援金の受入・配分等に関する計画.....	261
第6節	激甚災害の指定に関する計画.....	263
第7節	災害復旧・復興計画.....	267
第5章	広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画.....	269
第1節	総則.....	269
第2節	南海トラフ地震臨時情報.....	271

第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	275
第4節	防災訓練計画等.....	276
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画.....	277
第6節	地域防災力の向上に関する計画.....	278
第7節	広域かつ甚大な被害への備え.....	279
第8節	地震発生時の応急対策等.....	280
第9節	消火活動計画.....	281
第10節	保健医療活動計画.....	282
第11節	緊急輸送計画.....	283
第12節	防疫、保健衛生計画.....	284
第13節	支援・受援体制の整備.....	285
第14節	物資等の確保.....	286

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

桜井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、長期的視野に立ち、計画的な防災活動体制を確立するため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を主眼とした総合的な防災行政の推進を図り、市民を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、この計画は、水害・土砂災害等編、地震編から構成されている。各編で対応する内容は、次のとおりとする。

水害・ 土砂災害等編	風水害、土砂災害及びその他の災害に対応するため、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定め、災害の未然防止対策、市民への啓発活動などについて明記し、また、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
地震編	大規模な地震災害に対応するため、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定め、災害の未然防止対策、市民への啓発活動などについて明記し、また、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

第2 計画の基本方針

1. 基本方針

本市では、昭和57年の豪雨等、過去に大和川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水等、多数の市民が被害にあい、その生活が脅かされることとなった。

また、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、また平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、18,000人以上の死者・行方不明者の被害が発生するなど、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。

地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓にして、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）が必要となって

いる。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本市では、住宅の密集と集合住宅増加、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケット等の大規模建築物の増加により、火災等が発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が增大する傾向にある。

このように、複雑多様化する災害発生危険性に対処するため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、市及び関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、市民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、「自助」・「共助」の取り組みを推進し、地域の連帯による防災意識の高揚を図るとともに、市及び県による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図る。

計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、市民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 市、県、防災関係機関及び市民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

2. 行政の責務と市民の心がまえ

市と関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市は、消防機関と連携し、消防団活動の充実、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、市民の自発的な防災活動の促進を図る。また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(1) 市民の果たすべき役割

「自らの命は自らが守る」という防災の原点にたつて、家屋の耐震・耐火性の向上等をはじめとする防災都市形成への協力、食料等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の予防及び被害の拡大防止に努める。

(2) 自主防災組織の果たすべき役割

ア. 地域における災害対策は、自治会等による自主防災組織等のもとで地域住民が協力し、組織的に行動する。

イ. 地域の実状に即して自主防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感をもって、主体的に参画する防災体制の確立を図る。

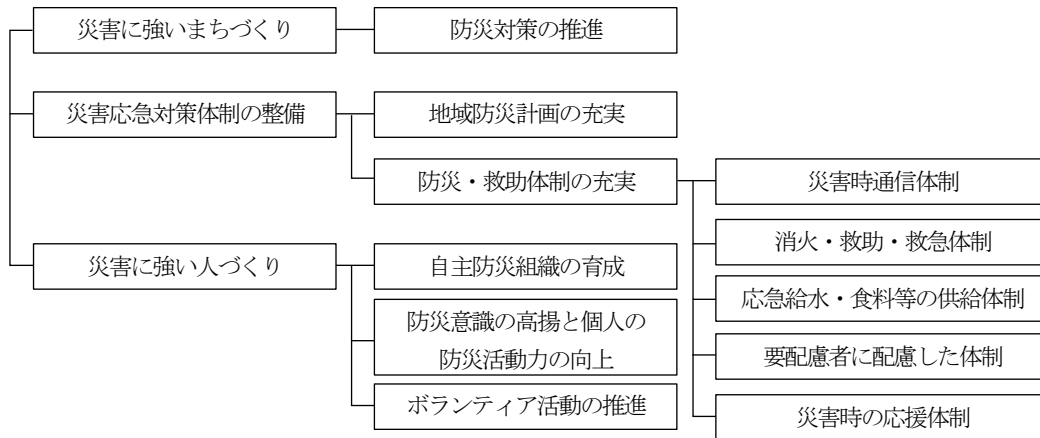
(3) 事業所の果たすべき役割

地域に根ざした事業所として事業所内の防災体制の確立を図るとともに、地域住民等との連携のもと、地域の防災性の向上を図る。

3. 防災施策の大綱

この計画の目的を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

【防災に関わる基本方針(防災ビジョン)】



(1) 災害に強いまちづくり

河川改修により、近年はかつてほどの大きな水害はなくなってきたが、市街地の拡大に伴い、今後更に水害の危険性が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、土砂災害対策、避難体制の整備等を図る。

また本市では、昭和35年以降、人口はゆるやかな増加をたどってきたが、平成12年からは、全国の人口動態と同じく減少傾向に転じている。市内には、人口増加期に建てられた昭和56年以前の建物も多く存在している。

このような社会的特性を背景に、これに関連してこれまでにない地震災害に備え、今後も、更に都市の耐震化・不燃化の推進、緩衝緑地の整備、避難所やヘリポート等の整備、上水道をはじめとしたライフラインの災害対策の推進を図らなければならない。

市民は、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自動販売機・看板等の転倒・落下防止等、家庭、職場の耐震化、防災対策に努める。

(2) 災害応急対策体制の整備

ア. 地域防災計画の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、周知徹底に努める。また、市、市民・事業所、関係機関は災害直後の初動体制を整え、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

イ. 防災・救助体制の充実

(ア) 災害時通信体制

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

(イ) 消火・救助・救急体制

消防施設や医療施設等の近代化、救助資機材・医療品等の備蓄、緊急時の防災活動のための施設・設備及び体制の整備を図る。

(ウ) 応急給水・食料等の供給体制

食料・生活必需品の備蓄を拡充し、適切な供給体制を整備する。

(エ) 要配慮者に配慮した体制

高齢者、障害者、観光客、外国人、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

(オ) 災害時の応援体制

県、日本赤十字社、自衛隊等の災害時の応援体制を整え、更に、他市町村との相互応援協定等の締結を推進する。

(3) 災害に強い人づくり

ア. 自主防災組織の育成

大規模な災害時には、行政の緊急救援活動が行き渡らないことを前提としなければならない。緊急時には、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の災害時の役割はきわめて重要になってくる。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また高齢化等による要配慮者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっていく。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

イ. 防災意識の高揚と個人の防災活動力の向上

地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚に努める。また、防災教育・体験や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

ウ. ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入れ体制を整えると同時に、市内における平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

第3 計画の推進・周知徹底

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じて修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

また、計画の円滑な実施を図るため、市職員はもとより、関係機関に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底する。

第4 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、本防災計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは桜井市防災会議に諮り修正する。なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- (1) 桜井市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 桜井市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。
- (3) 桜井市防災会議は、決定した防災計画の修正について、災害対策基本法第42条第5項の規定により奈良県知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段としては、市広報紙への掲載等により周知する。

第5 計画の構成

地震編の構成は次の5章による。

第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本市の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本市における南海トラフ巨大地震等の防災対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第6 桜井市国土強靱化地域計画との関係

市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、桜井市国土強靱化地域計画を策定し、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

第1 桜井市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
桜井市	1. 防災会議に関する事務 2. 気象予報の伝達 3. 防災知識・防災思想の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び指定緊急避難場所、指定避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入れ準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急処置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の勧告または指示 11. 避難所の設置運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文京対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
桜井警察署	1. 防災知識・防災思想の普及	1. 被災情報の収集・伝達 2. 救出・救助活動 3. 避難誘導 4. 遺体の調査等及び検視並びに身元の確認 5. 交通規制の実施 6. 社会秩序の維持	
中和土木事務所	1. 所管公共土木施設の耐震化と整備 2. 水防体制の強化 3. 災害危険区域の指定 4. 公共建築物の不燃化向上 5. 緊急輸送網の整備 6. 都市施設(道路、公園・緑地、河川等)の防災構造の強化 7. 初瀬ダム管理センターの整備	1. 被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 所管する被災公共建築物の応急危険度判定及び市からの要請に基づく被災民間建築物の危険度判定士の出動要請	1. 被災公共土木施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備	1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策	1. 被災医療、保健衛生施設の復旧

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整	1. 災害時における通信手段の確保	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成		
近畿財務局奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		1. 救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	1. 工場、事業場における産業災害防止の指導監督	1. 災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	1. 災害対策用復旧用材の供給	1. 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大阪航空局八尾空港事務所	1. 航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 3. 県内場外離着陸場(臨時ヘリポート)の航空法第79条但書の規定に基づく許可	
近畿地方測量部	1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援	1. 地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	1. 復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台(奈良地方气象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う)	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (桜井郵便局)	1. 風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分についての申請の受付及び審査	1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	1. 被災郵政業務施設の復旧
日本銀行 (大阪支店)		1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社(王寺鉄道部工務課)	1. 鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	1. 被災鉄道施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社(奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	1. 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会(奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社(関西支社)	1. 高速自動車国道等の保全と整備	1. 高速自動車国道等の応急対策	1. 高速自動車国道等の復旧
独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	1. 所管ダム施設の保全	1. 所管ダムの施設の応急対策	1. 所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社(西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	1. 所管ダム施設及び電力施設の応急対策	1. 所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部)	1. ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	1. 被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社(橿原支店)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社(奈良支社)	1. 電力施設の保全と防災管理 2. 気象観測についても協力対策	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社(榛原駅) 奈良交通株式会社榛原営業所	1. 輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
桜井ガス株式会社 大和ガス株式会社	1. ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	1. 被災ガス供給施設の復旧
倉橋溜池土地改良区	1. 土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	1. 土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	1. 土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社(奈良総局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局) 株式会社時事通信社(奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請	
一般社団法人奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
奈良県土地開発公社	1. 所管施設の整備	1. 所管被災施設の応急対策	1. 所管被災施設の復旧

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
奈良県農業協同組合 桜井市森林組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	1. 災害時における応急教育対策	1. 被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
桜井市医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害時における医療の確保	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
桜井市薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
桜井市歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修	1. 災害時における歯科医療の確保 2. 口腔ケア物資の供給	1. 口腔ケアによる肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
桜井市社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	

第8 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合	1. 消防に関する施設及び組織の整備並びに訓練 2. 災害危険箇所の警戒監視 3. 消防知識、消防思想の普及、啓発	1. 消防、水防、その他の応急対策 2. 被災者の救難、救助、その他の保護 3. 災害に関する情報の収集及び伝達	
桜井市消防団	1. 消防に関する施設及び組織の整備並びに訓練 2. 災害危険箇所の警戒監視 3. 消防知識、消防思想の普及、啓発	1. 消防、水防、その他の応急対策 2. 被災者の救助活動、その他の保護 3. 災害に関する情報の収集及び伝達	

第3節 桜井市の自然的、社会的条件

第1 位置及び地勢

本市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、北部は龍王山、藺生峠、貝ヶ平山を経て天理市、奈良市に続き、南部へは竜門山地を越え吉野郡に、更に経ヶ塚山、熊ヶ岳の山峰を擁し、宇陀市に及ぶ。そして、中央部から東へは、三輪・巻向・初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっている。

これらの山々に囲まれた平坦部は、北西部に次第に傾斜しながら大和平野に広がり、田原本町、橿原市と接続している。

河川は、大和川水系で大和川、粟原川、寺川、米川、纏向川が、かんがい用水として平坦部一帯を潤している。

市域には、先史時代の遺跡・古墳をはじめ各時代の当時をしのばせる事物が数多く残されている。古代から交通の要衝としてひらけ、現在では大阪市内から約1時間、奈良市中心部から約30分という地理的条件である。

桜井市の概要を下表に示す。

【桜井市の概要】

人口		57,705人
面積		98.92km ²
地勢	位置	東経 135° 51′ 北緯34° 31′
	範囲	東西 11.9km 南北 16.4km
	標高	最高 738m 最低 59m

(平成28年3月31日現在)

第2 地形、地質

1. 地形

桜井市は地形的には山地、丘陵地・台地、低地に大別できる。

(1) 山地

市域の東北部は大和高原西南部が占める。

西側の奈良盆地、東側の伊賀盆地に挟まれた大和高原は、大和川上流を境に西側に龍王山、穴師山、巻向山等が小支脈となって奈良盆地に迫ってそびえている。東側にも真平山、貝ヶ平山、香酔山等が南北に並んでいる。

また、市域の東南部には竜門山地の主部が占め、音羽山、経ヶ塚、熊ヶ岳、竜門岳等の諸山が南北にそびえている。

(2) 丘陵地・台地

大和高原の西端及び竜門山地の北西端には丘陵地・台地が漸続して延びている。

大和高原側は北部より、中川扇状地、珠城山丘陵、纏向川扇状地、檜原台地等が続いている。特に檜原台地はこの付近最大で、500m四方の沖積台地で、標高約120m、奈良盆地との比高30mで非常に眺めがよい。

竜門山地側は、山地の北西側に一段低い山地、丘陵地が東西に起伏している。

丘陵地・台地の利用は果樹園、古墳群等で近年宅地化が進みつつある。

(3) 低地

本市の低地は奈良盆地の東南の一部で、本市全域の5分の1程度である。

山地から流出した大和川、寺川等の河川によって運搬された土砂が堆積して形成され、早くからその河川により灌漑されてきた。

盆地の四方は山地で囲まれ、河川がその山地から中央部で次第に合流して大和川となって西流し、生駒・金剛山地を横断し、大阪平野に流出して大阪湾に注いでいる。

2. 地質

桜井市の地質は地形に対応させると、山地が領家複合岩類、丘陵地・台地が段丘層・沖積層、低地が沖積層となる。

(1) 山地

山地の地質は領家複合岩類の花崗岩類・塩基性岩類・片麻岩類から構成される。

花崗岩類では竜門山地塊に広く分布する花崗閃緑岩と、大和高原に分布する黒雲母花崗岩との2種類が主なものである。

塩基性岩類は三輪山の変斑れい岩をはじめ音羽山で見られる岩床状の変輝緑岩等がある。

片麻岩類では龍王山南傾斜地に模式的に分布する縞状片麻岩や、城ヶ峰北傾斜地に分布する片麻状花崗閃緑岩等がある。

これらは一般に地表部において風化が著しいが、深部までマサ土化している部分等があり風化形態は複雑である。マサ土は砂質土の性状を示すため、急傾斜を形成する部分では表層崩壊が発生しやすい。

(2) 丘陵地・台地

丘陵地・台地の地質は領家複合岩類を段丘層及び沖積層が覆って形成される。

段丘層は大和川や寺川並びにこれらの支流の両岸傾斜地に小規模であるが存在し、主に花崗岩、閃緑岩、変斑れい岩等の礫を含む砂や粘土からなっている。

また、沖積層は主に河川が運搬した礫がち堆積物からなっている。

(3) 低地

低地部は奈良盆地の南東端にあたり、標高65m程度で、地質は沖積層である砂がち堆積物が山地部の基盤岩類を完全に覆い露出させていない。

また、市内のボーリング調査結果によると、沖積層の厚さは4~12m程度と薄く主に砂やシルト等から構成され、標準貫入試験結果(N値)がほぼ15以下と極めて軟弱である。

第3 気象

1. 一般的な気象状況

桜井市の気候特性は、次のとおりである。

- (1) 市域の気候・気象条件は奈良盆地である平地部と、丘陵地・台地を含んだ山地部とに大きく二分され、山地部は平地部に比べ、降水量も多く、気温も低い。また、内陸性の気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。
- (2) 気象台(奈良)及び桜井市に近いアメダス観測所(大宇陀・田原本)のデータを参照

すると、降水量は観測所によって異なるが、多い月は台風期である9月や梅雨期である、6、7月及び盛夏期の8月で、月降水量の最大値は、大宇陀観測所（標高 349m）の609mm（8月 昭和57年）である。

一方、少ない月は12、1月で、最少は奈良地方気象台（標高 102m）の1.5mm（1月平成23年）である。

(3) 気温は奈良地方気象台（標高 102m）で、月平均気温の最高値が8月の28.8℃（平成22年）で、最低が1月の1.0℃（1月 昭和38年）と、その差が27.8℃である。大宇陀観測所でも最高が8月の26.7℃（平成22年）で、最低が2月の-0.5℃（昭和59年）とその差が27.2℃である。標高の高い大宇陀観測所の方が2℃程低いことがわかる。

2. 降雨の特性

市域の降雨特性を把握するため、奈良地方気象台（奈良）と桜井市に近い田原本観測所（田原本）及び大宇陀観測所（大宇陀）の観測データを下表に示す。

【降雨特性】

要素	奈良	田原本	大宇陀
最大年総雨量	1790.2mm(昭和34年)	1633mm(平成5年)	2009mm(平成23年)
最大日雨量	196.5mm(平成29年)	214.5mm(平成29年)	235mm(昭和57年)
日最大1時間雨量	79.0mm(平成12年)	80.0mm(平成22年)	59mm(平成29年)

資料：奈良地方気象台

(統計期間：奈良は昭和29年～平成30年、田原本、大宇陀は昭和51年～平成30年)

第4 社会的条件

昭和60年以降の本市の人口推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。

市の人口は平成12年から減少傾向に転じており、年齢構成に関しては、低年齢層の減少傾向が続き、老年者人口が増加傾向にある。この高齢化傾向は、今後も続いていくものと考えられ、中高年層の社会的経済的役割の増大が予測される。

【年次別人口推移表】

年度	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	59,011	60,261	63,210	63,248	61,130	60,146	57,244

資料：国勢調査

次に、市の都市環境に関しては、農業が盛んな地域であったが、近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。更に市は、大和平野を中心とした12市12町1村からなる「大和都市計画区域」に含まれており、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進することが計画されている。

第4節 過去の地震と地震被害想定

この計画の作成にあたって、本市における地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

奈良県における過去の地震と本編において想定する地震災害は、次のとおりである。

第1 既往地震

次の災害年表は、奈良県により我が国の歴史に現れた最初の地震（『日本書紀』による西暦416年〔日本暦：允恭5年〕の地震）から2004年（平成16年）9月までに、県内に影響を与えた主な地震災害を年代順にまとめたものである。

第1部（1884年まで）と第2部（1885年以降）の分類は、1884年12月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第1部の緯度、経度は史料より推定したもので、概して精度が低く、また、西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「―」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。

第1部(1884年まで)

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
※416.8.23 (允恭 5. 7.14)	<大和・河内> ― ―	―	わが国の歴史に現れた最初の地震。『日本書紀』に「地震(なみふる)」とあるのみで、被害の記述はない。
599.5.28 (推古7.4.27)	<大和> 135.8 34.7	7.0	倒壊家屋を生じた。『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある。
684.11.29 (天武13.10.14)	<土佐その他南海 ・東海・西海諸道> (南海トラフ) 134.3 32.8	8.3	歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く人畜の死傷多し。土佐の田苑約10km ² 海中に沈む。津波襲来。
734.5.18 (天平6.4.7)	<畿内> ― ―	―	民家倒壊王死多く、山崩れ、川塞ぎ、地鳴れ無数に生じる。4月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。
745.6.5 (天平17.4.27)	<美濃> 136.6 35.2	7.9	美濃では櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。
※827.8.11 (天長4.7.12)	<京都> 135.8 35.0	6.8	京都で多くの舎屋が壊れ、余震が翌年6月まであった。奈良の被害は不明。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
※855.7.1 (斉衡2.5.10)	<奈良> — —	—	東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。
※856. (斉衡3.3.-)	<京都・大和> — —	6.3	京都およびその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明である。
※868.8.3 (貞観10.7.8)	<播磨・山城> 134.8 34.8	7.0	播磨郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく崩れ倒れる。京都では垣屋に崩れたものがあつた。
887.8.26 (仁和3.7.30)	<五畿七道> (南海トラフ) 135.0 33.0	8.3	京都で諸司の舎屋および民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、1ヶ月続いた。
938.5.22 (承平8.4.15)	<京都・紀伊> 135.8 35.0	7.0	宮中の内膳司崩れ死者4人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。
※976.7.22 (貞元1.6.18)	<山城・近江> 135.8 34.9	6.7	宮城諸司・屋舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明である。
1070.12.1 (延久2.10.20)	<山城・大和> 135.8 34.8	6.3	東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。
※1091.9.28 (寛治5.8.7)	<山城・大和> 135.8 34.7	6.4	京都の法成寺の建物・仏像に被害あり。奈良に被害があつたかどうか不明。
1096.12.17 (永長1.11.24)	<畿内・東海道> (南海トラフ) 137.5 34.0	8.3	東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺の廻廊壊れ。京都の東寺・法成寺・法勝寺に小被害。津波が伊勢・駿河を襲う。
1099.2.22 (康和1.1.24)	<南海道> (南海トラフ) 135.5 33.0	8.2	興福寺の西金堂小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。
1177.11.26 (治承1.10.27)	<大和> 135.8 34.7	6.3	東大寺大仏の螺髪および巨鐘落ち、印藏の丑寅の角が崩れ落つ。京都こても地震強し。
1185.8.13 (文治1.7.9)	<近江・山城・大和> 135.8 35.0	7.4	京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。
1361.8.1 (正平16.6.22)	<畿内諸国> (南海トラフ) — —	—	この月の16日より、京都付近に地震多く、22日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。
1361.8.3 (正平16.6.24)	<畿内・土佐・阿波> (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により摂津・阿波・土佐で被害大である。
1449.5.13 (宝徳1.4.12)	<山城・大和> 135.8 35.0	6.1	興福寺の築地が崩れる。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門が破損した。
※1466.5.29 (文正1.4.6)	<京都または奈良> — —	—	『大乗院寺社雑事記』に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが、2社が京都か奈良か不明。
1494.6.19 (明応3.5.7)	<奈良> 135.7 34.6	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・西大寺が破損。矢田庄(郡山の西)の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。5月中は連日余震があつた。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1498.920 (明応7.8.25)	〔明応地震〕 (南海トラフ) 138.0 34.0	8.3	京都・三河・熊野で震動が弱かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。
1510.9.21 (永正7.8.8)	<摂津・河内> 135.6 34.6	6.8	河内の藤井寺・常光寺・岡麻寺が壊れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂、本尊も大破。大阪で倒壊による死者あり。奈良の被害は小さい。
1586.1.18 (天正13.11.29)	<畿内・東海・東山 ・北陸諸道> 136.8 35.6	7.8	飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没1,500余人圧死。京都では三十三間堂仏像600体倒れる。奈良の興福寺築地塀崩れる。
1596.9.5 (慶長1.閏7.13)	〔伏見桃山地震〕 135.4 34.8	7.5	三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約600人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者600人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部が落下した。
※1605.2.3 (慶長9.12.16)	〔慶長地震〕 (南海トラフ) 138.5 33.5 134.9 33.0	7.9	津波は大吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時期二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。津波地震。
1662.6.16 (寛文2.5.1)	<近江及び周辺諸国> 135.9 35.2	7.4	比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町が湖中に没す。死者多し。京都でも死者200人余。奈良では2日間に約40回の地震とある。
1707.10.28 (宝永4.10.4)	〔宝永地震〕 (南海トラフ) 135.93 3.2	8.4	我が国の地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者5,000余、家屋流出・損壊約7.7万戸。大和国では死者63人、家屋損壊3,219戸。興福寺・法華寺ほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。
1802.11.18 (享和2.10.23)	<畿内・名古屋> 136.5 35.2	6.8	春日大社の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松が倒れ、高壁崩れる。
1819.82 (文政2.6.12)	<近江・伊勢・美濃> 136.3 35.2	7.3	琵琶湖の周辺と木曾川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日大社の灯籠8分どおり倒れる。
1854.7.9 (嘉永7.6.15) <安政1>	〔伊賀上野地震〕 136.1 34.7	7.3	伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。特に伊賀上野は壊滅的な被害。全体で死者1,300余人、家屋損壊約6,000戸。奈良では死者280人、家屋損壊700～800戸。春日大社などの寺社の灯籠は残らず倒れたという。
1854.12.23 (嘉永7.11.4) <安政1>	〔安政東海地震〕 (南海トラフ) 137.8 34.0	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。

発生年月日 (日本暦)	〈被災地域〉 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1854.12.24 (嘉永7.11.5) 〈安政1〉	〔安政南海地震〕 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者2万人、家屋損壊2万戸と推定される。奈良では春日大社の石灯籠が多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日大社町家で損壊家屋あり。

第2部(1885年以降)

発生年月日 (日本暦)	〈被災地域〉 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1891.10.28 06:38 (明治24)	〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6 35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7,273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、負傷者2人、全壊16戸。
1899.3.7 09:55 (明治32)	(紀伊半島南東部) 136.1 34.1	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日大社石灯籠87基倒れる。
1909.8.14 15:31 (明治42)	〔姉川地震〕 (滋賀県姉川付近) 136.335.4	6.8	琵琶湖北岸彦根付近で被害最大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。
1925.5.23 11:09 (大正14)	〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8 35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1,295戸、焼失2,180戸。奈良県の被害は軽微。八木で震度IV。
1927.3.7 18:27 (昭和2)	〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9 35.6	7.3	被害は丹後半島の頸部で最も激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸。郷内断層(長さ18km水平ずれ最大2.7m)と直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度V。
1936.2.21 10:07 (昭和11)	〔河内大和地震〕 (二上山付近) 135.7 34.5	6.4	大阪・奈良の府県境で震動が激しかった。死者は大阪府で8人。奈良県では死者1人、家屋の損壊約1,200戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土堀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度V。
1938.1.12 00:12 (昭和13)	(田辺湾沖) 135.1 33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土堀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震、八木で震度IV。

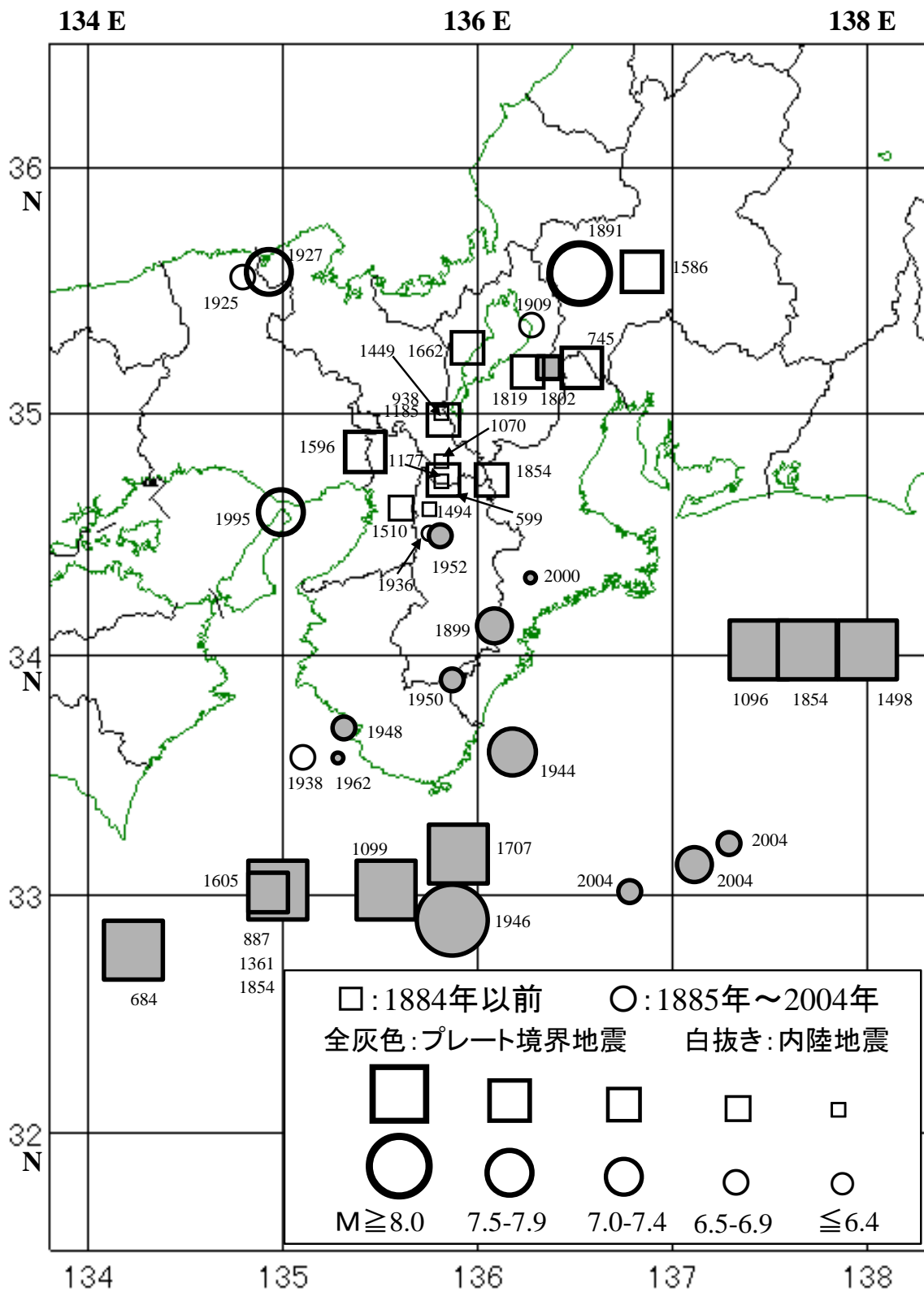
発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1944.12.7 13:35 (昭和19)	〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2 33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場まぼ全滅などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1,251人、全壊16,455戸。奈良では死者3人、負傷者21人、全壊89戸。橿原で震度Ⅴ。
※1945.1.13 03:38 (昭和20)	〔三河地震〕 (愛知県南部) 137.0 34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2,306人、住家全壊7,221戸、半壊16,555戸。深溝断層(延長9km、上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度Ⅲ。奈良県の被害記録はなく、戦時中のため詳細不明。
1946.12.21 04:19 (昭和21)	〔南海地震〕 (南海トラフ) 135.9 32.9	8.0	東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊9,070戸。奈良県では負傷者13人、全壊37戸、春日大社石灯籠約300基倒れる。橿原で震度Ⅴ。
1948.6.15 20:44 (昭和23)	(和歌山県南部) 135.3 33.7	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人(十津川署管内)、家屋倒壊60戸、地骨り・崖崩れなど。奈良市では被害は無かったが、春日大社などの石灯籠3基倒れる。橿原で震度Ⅳ。
1950.4.26 16:04 (昭和25)	(奈良県南部) 135.9 33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸などの小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ47km。橿原で震度Ⅲ。
1952.7.18 01:09 (昭和27)	〔吉野地震〕 (奈良県中部) 135.8 34.5	6.7	近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった(60km)ために被害地が分散している。全体で死者9人、負傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者3人、負傷者6人、半壊1戸、春日大社の石灯籠650基が倒れる。沈み込むフィリピン海プレート内での地震。橿原で震度Ⅳ。
1962.1.4 13:35 (昭和37)	(和歌山県西岸) 135.3 33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか奈良県でも南部で崖崩れ1ヶ所、落石による電線の被害あり。奈良の震度Ⅲ。
1995.1.17 05:46 (平成7)	〔兵庫県南部地震〕 (淡路島付近) 135.0 34.6	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部に、震度Ⅶの激震地が1949年制定以来初めて指定された。全体で死者6,433人、行方不明者3人、全半壊25万棟以上に及ぶ。奈良は震度Ⅳ。奈良県内の被害は負傷者12人、建物の一部倒壊15件など比較的軽微。
2000.10.31 01:42 (平成12)	(三重県中部) 136.3 34.3	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断があった。負傷者6人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度4。
2004.9.5 19:07 (平成16)	(紀伊半島沖) 136.8 33.0	6.9	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度5弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度4。奈良県では、一部で道路の落石及び小規模崩土があった。

地震編

第1章 総則 第4節 過去の地震と地震被害想定

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> [地震名] (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
2004.9.5 23:57 (平成16)	(東海道沖) 137.1 33.1	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度5弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度4。奈良県では、負傷者6人。
2004.9.7 8:29 (平成16)	(東海道沖) 137.3 33.2	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度4。人的物的被害なし。

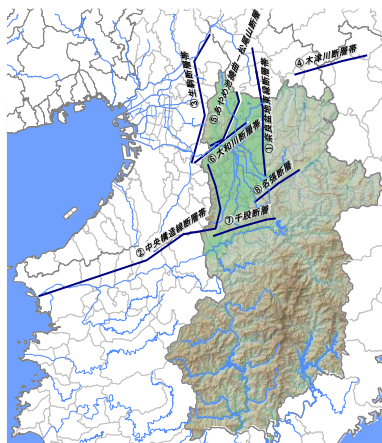
【奈良県内に被害を与えた地震の震央図】



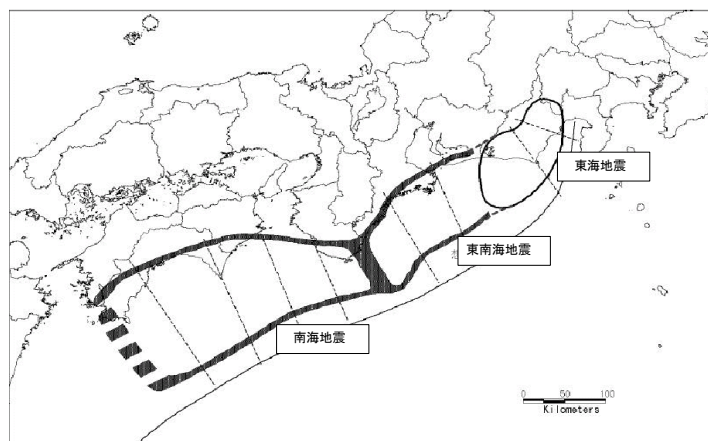
第2 被害想定

本計画の作成にあたっては、県が調査・公表（平成16年10月）している「第2次奈良県地震被害想定調査結果」（以下「県調査結果」という。）を参考とした地震による災害を想定し、これを前提とする。

【内陸型地震の断層位置図】



【海溝型地震の断層位置図】



1. 内陸型地震による被害想定

県調査結果では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる8つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測している。その中でも、本市に最も大きな影響を及ぼす奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合の市で想定される被害等は、次のとおりとなっている。

（1）想定される震度

市で想定される震度は、全域が震度6強以上、地盤条件の悪いところで震度7となることが予想されている。

【内陸型地震による想定震度】

想定断層	断層長さ(km)	想定(マグニチュード)	市の予想震度(%:震度別面積比)
奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	震度7(15.5), 震度6強(84.5)

(2) 想定される被害

市で想定される被害は、976人程度の死傷者、21,696人程度の避難者が発生すること等が予想されている。

【内陸型地震による想定被害】

想定断層	死者 (人)	負傷者 (人)	住家 全壊 (棟)	住家 半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	避難者 (1週間後) (人)	断水 (直後) (世帯)	停電 (直後) (世帯)	ガス被害 (直後) (世帯)
奈良盆地 東縁断層帯	232	744	5,595	2,834	59	21,696	20,315	20,424	6,112

2. 海溝型地震による被害想定

東南海・南海地震は100年から150年間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されている。県調査結果では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、地震の規模はマグニチュード8.6となり、奈良県下では、県南東部に比較的強い揺れが予想され、強い揺れは1分間以上続き、数分間続くこともあると想定している。そこで、この地震が発生した場合の市で想定される被害等は、次のようになっている。

(1) 想定される震度

市で想定される震度は、全域が震度5弱以上、地盤条件の悪いところで震度5強となることが予想されている。

【海溝型地震による想定震度】

想定断層	想定(マグニチュード)	市の予想震度(%:震度別面積比)
東南海・南海地震同時発生	8.6	震度5弱(75.5), 震度5強(24.5)

(2) 想定される被害

市で想定される被害は、6人程度の死傷者、111人程度の避難者が発生すること等が予想されている。

【海溝型地震による想定被害】

想定断層	死者 (人)	負傷者 (人)	住家 全壊 (棟)	住家 半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	避難者 (1週間後) (人)	断水 (直後) (世帯)	停電 (直後) (世帯)	ガス被害 (直後) (世帯)
東南海・南海地 震同時発生	1	5	19	22	0	111	1,795	475	131

第3 災害の特性

本計画の作成にあたり、以下のような自然的条件並びに社会的条件に係わる災害特性がある。地震のゆれの強さや被害状況は、地形・地質といった自然的条件や建物の構造や建築年等によって大きく異なる。

1. 自然的条件から見た災害危険性・危険区域

(1) 山地

山地の地質は、頷家複合岩類の花崗岩類・塩基性岩類・片麻岩類から構成される。

これらは一般に地表部において風化が著しく、奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測震度は6強～7であり、急傾斜部の崩壊に注意が必要である。

(2) 丘陵地・台地

造成によって切り盛りされた土地の盛土部は不同沈下を起こしやすく地震による被害を招きやすい。また、造成に伴ってできた人工斜面は地被状態や排水条件の変化等によって崩壊の危険性がでてくる。

奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測震度は6強～7であり、造成による盛土・埋土と地山との間での地すべりの可能性が考えられる。

(3) 低地

低地の沖積層は軟弱であり、奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測震度は6強～7で、低地全体で液状化の発生が極めて高く、なかでも低地西部の橿原市境界付近では液状化発生度が極めて高いと予測される。

2. 社会的条件から見た災害危険性・危険区域

県調査結果から示された人的被害、建物被害等の想定は、人口の集中度や建物の構造や建築年等の社会的条件によって左右される。ここでは、人口集中、建物密集等の社会的条件から見た災害危険地域のほか、法的規制を受けている危険地域等の災害の特性について示す。

(1) 人口集中、建物密集等社会的混乱が予想される地域

ア. 人口集中地域

J R桜井線の桜井駅、近鉄大阪線の近鉄桜井駅では朝夕は混雑し、商店街でも多数の人々が往来している。この地域は、比較的強い揺れを受けやすいため、市域で最も各種被害量が大きくなる地域の1つになることが予想される。

イ. 建物密集地域

建物密集地域では、比較的古い建築年の木造の建物が多いため、地震火災が発生した場合、延焼する可能性がある。

ウ. 建物被害

県内では、奈良盆地東縁断層帯を起因とする地震が起きた場合、地震動による全半壊棟数が19万件に達し、被害はすべての市町村に及び、液状化による全半壊棟数は6,000棟に達し、被害は奈良盆地に集中する。

また、海溝型地震（東南海・南海地震同時発生）が起きた場合、液状化を原因とする不同沈下等による建物被害が奈良盆地の広い範囲で発生すると想定されている

エ. 出火危険と延焼危険

火災被害については、被害が最も大きいとされる冬の夕方6時発生で、風速10m/sのケースを想定している。内陸型地震の火災被害は下記のとおりであり、海溝型地震では、被害が発生しないと想定されている。

奈良盆地東縁断層帯を要因とする地震が発生した場合、県内では、地震動の比較的大きい奈良盆地を中心に炎上出火が発生し、約1,200件に達する。また、焼失件数は、16,000棟を超えると想定されている。

オ. 人的被害

奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測では、死者232人、負傷者744人、避難所生活者21,696人となり、東南海・南海地震同時発生では、死者1人、負

傷者 55 人、避難所生活者 111 人と予測された。

(2) 危険物等施設の集中する地域

地震発生時には1つの災害要因となるものとして危険物等がある。

市内には危険物規制対象物として貯蔵所、取扱所がある。また、その他の危険物等として、一般高圧ガス製造事業所（第1種）や火薬類販売業者が存在する。（資料 II 1（1））

第2章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、市民生活部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組みが重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が市民に十分理解されていないという課題がある。

そのため、市及びその他防災関係機関は、市民への「自らの命は自ら守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難行動の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と位置づけ、「災害から、身体を守る危険回避行動」と、「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。また、災害対策基本法改正（平成25年6月）を踏まえ、それぞれの分類に応じた避難施設を次のように整備する。

【指定緊急避難場所及び指定避難所の定義】

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るための施設または場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定)
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

第2 避難路の選定基準（土木課）

市は、市民が避難する際には、下記に留意して避難路を選定するように平常時から周知に努める。

- (1) 原則として、指定緊急避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる道路とすること。
- (2) 可能な限り崖、河川等による水害・土砂災害の危険がない道路とすること。
- (3) 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場などがない道路とすること。
- (4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1. 指定基準

市長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

- (1) 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、(3)に

適合する施設については、この限りでない。

- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (3) 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他予想される事由によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (4) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (5) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

2. 指定に当たっての注意事項

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（本市の場合を除く）の同意を得る。

3. 県への通知

市長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示する。

4. 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

5. 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備（土木課）

市は県と連携し、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 誘導標識の設置の際は日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

市は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を市民に公表するようにする。

第6 情報伝達手段の確保（行政経営課、市民協働課）

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、市は、確実に市民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- (1) テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- (2) ラジオ放送（コミュニティFM含む）
- (3) 市防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- (4) 緊急速報メール
- (5) ツイッター等のSNS
- (6) 広報車、消防団による広報
- (7) 電話、FAX、登録制メール
- (8) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

第7 市民への周知及び啓発（危機管理課）

1. 災害に関するリスク等の開示

市は、円滑な避難が行われるよう市民に対し、広報紙、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。

2. ハザードマップの内容の理解促進

市は、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

3. 迅速かつ適切な避難行動等の促進

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。市は県と連携し、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

第8 防災上重要な施設における計画

（社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課、けんこう増進課、教育委員会総務課、学校教育課）

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、当該施設の管理者は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1. 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難場所及び避難経路
- (5) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 家族等への引き渡し方法
- (9) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (10) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）
- (11) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2. 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3. 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第9 市民自らが取り組むべきこと

市民は、自主防災組織を結成し、市民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や市民間のお互いの避難の声掛けを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市は、市民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

<資料>

○指定緊急避難場所一覧表及び位置図（資料編 III 1（1））

○指定避難所一覧表及び位置図（資料編 III 1（2））

第2節 避難生活計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会

第1 指定避難所の指定

以下の基準により指定避難所を指定する。なお、指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることが可能である。

1. 指定基準

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 地域的な特性や過去の教訓などを踏まえ、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。
 - ア. 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ. 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ. 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

2. 指定に当たっての注意事項

- (1) 指定にあたっての注意事項

市長は、指定避難所を指定しようとする場合は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者の同意を得なければならない。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (2) 県への通知

市長は、指定避難所を指定した時は、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。
- (3) 指定の取り消し

市長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 市民への周知

市は、広報紙、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第2 多様な施設の利用

1. 県有施設の利用

市は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

2. 民間施設の利用

市は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

3. 隣接市町村等における受入体制の検討

市は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定避難所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4. その他の施設の利用

市は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第3 指定避難所の整備

市は、指定避難所及び避難路について、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、良好な生活環境を確保するために、次の通り整備に努める。

1. 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化等

市は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

(2) 耐震性の強化

市は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

2. 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源、自家発電機

(2) 衛星携帯電話等複数の通信手段

(3) 換気や空調、照明の設備

(4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

(5) 食料、飲料水、生活用品

(6) マスクや手指消毒液

(7) 冷房・暖房器具

- (8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (9) 簡易トイレ
- (10) パーティション
- (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等

3. 要配慮者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 生理用品
- (5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4. 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第4 指定避難所の公表

市は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を市民に公表するようにする。

第5 避難所の運営

1. 運営管理体制の整備

市は、指定避難所の運営管理体制を整備する。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

2. 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 避難所運営の基本方針2. マニュアルの目的・構成及び使い方3. 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき業務の全体像4. 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき個々の業務5. 要配慮者への対応6. 女性への配慮 |
|--|

- | |
|--|
| 7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式 |
|--|

3. 避難所としての学校施設利用計画の策定

市は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

4. 市民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市は避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

5. 避難所開設・運営訓練の実施

市は、地域の自主防災組織や市民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

6. 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

市は、市民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や市民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

市は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

第6 在宅被災者等への支援体制の整備

市は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることできるよう、支援体制の整備に努める。

第7 市民自らが取り組むべきこと

市民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に関わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

市は、市民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第3節 帰宅困難者対策計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、福祉保健部、まちづくり部

大規模地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想されることから、市は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1. 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2. 桜井市へ通勤・通学する者

(人)

	他府県から	県内他市町村から	合計
総数	629	8,271	8,900

資料：平成27年国勢調査

3. 桜井市から他府県へ通勤・通学する者

(人)

	他府県へ	県内他市町村へ	合計
総数	4,808	11,429	16,237

資料：平成27年国勢調査

第2 普及啓発（商工振興課）

市は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、地震発生時には帰宅困難になる場合があることや、日頃からの備えや家族との安否確認方法等について啓発を行う。

1. 市民への普及啓発

市は県と連携して、市民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

2. 企業等への普及啓発

市は県と連携して、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

3. 集客施設や公共交通機関への普及啓発

市は県と連携して、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 情報提供の体制づくり

市は、指定避難所、鉄道の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるように、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。

第4 災害時帰宅困難者への支援対策

1. 一時滞在施設の確保

市と県は連携して、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

2. 情報提供の体制づくり

市と県は連携して、一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第4節 要配慮者の安全確保計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、市民生活部、福祉保健部、まちづくり部、教育委員会

要配慮者とは、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等、災害時に特別な援護を必要とする者であり、中でも、在宅で一人暮らしの高齢者や要介護度の高い認定者、障害者など、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」として位置づける。

なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。市は、県の「災害時要援護者 避難支援のための手引き」等に則り、地域住民や自主防災組織、民生児童委員等と協力しながら要配慮者支援の体制整備を行う。

第1 避難行動要支援者名簿の作成（社会福祉課）

1. 避難支援等関係者となるもの

自治会・自主防災会・民生児童委員・桜井警察署・奈良県広域消防組合桜井消防署・桜井市消防団

2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (1) 身体障害者手帳1・2級所持者（心臓、じん臓機能障害等内部障害のみで該当する者は除く）
- (2) 療育手帳A所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (4) 要介護認定3以上を受けている者
- (5) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (6) 障害支援区分認定者で区分4以上を受けている者
- (7) 市長が特に認めた者

3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手法

名簿には、以下の個人情報が含まれる。

なお、名簿の個人情報は、市関係部署が所管管理する情報により確認する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事項
- (7) 避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無
- (8) その他、市長が必要と認める事項

4. 名簿の更新について

名簿の更新は、年1回（毎年6月頃）とする。

5. 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求めること

- (1) 名簿を外部に配布する際には、秘密の保持等を明記した受領書の提出を求める。
- (2) 名簿更新の際は、必ず古い名簿については市役所に返還を行う。また役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の受領書の提出を求める。

6. 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行えるように、避難勧告等を広報車や桜井市安心安全システム・緊急速報メール等を利用し、着実な情報伝達に努める。

7. 避難支援等関係者の安全確保

避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

第2 避難行動要支援者の情報の収集（市民協働課、社会福祉課）

避難行動要支援者に関する状況等について、平常時から市社会福祉協議会、消防団、自治会や自主防災組織、民生児童委員、障害者団体等の福祉関係者、ボランティア等の協力を得て情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供する。

第3 個別計画の作成（社会福祉課）

自主防災組織及び自治会は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別計画を作成する。

個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかに更新を行う。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

（市民協働課、社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課）

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 避難所における対策（社会福祉課、高齢福祉課、商工振興課、人権施策課）

1. 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられるため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化されたトイレのある施設を選定する。

また、市は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、様々な目的に応じた臨時的な福祉避難所として施設側と事前協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。

また、市は福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

2. 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、市は県と連携して、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNS を活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第6 情報伝達手段の整備

（行政経営課、人権施策課、社会福祉課、高齢福祉課、観光まちづくり課）

1. 様々な情報手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくこと

が理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

要配慮者となる外国人への災害時の支援については、「奈良県災害時外国人支援マニュアル」を参照して取り組みを行う。

2. 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が充分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、市は県と連携して、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS 等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、市は県と連携して、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び陽性に努める。また、市は県と連携して、NPO や民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第7 防災訓練、教育の実施

（市民協働課、社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課）

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を市民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。市は県と連携して、防災訓練における避難者受け入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進める。

第8 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

（社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課、けんこう増進課）

市において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルート of 遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意する。

<資料>

○福祉避難所一覧表（資料編 III 1（3））

第5節 住宅応急対策準備計画

担当部署：危機管理課、総務部、都市建設部

第1 応急仮設住宅の供給体制（管財契約課、営繕課）

市は県と連携し、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

第2 応急仮設住宅の設置（営繕課）

市は県と連携し、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第3 公営住宅の空家状況の把握（営繕課）

市は県と連携し、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第4 民間賃貸住宅の借り上げ等（営繕課）

市は、大規模災害時に応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、応急借り上げ住宅として民間賃貸住宅の活用について検討する。

第6節 防災教育計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、教育委員会

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等により、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備を図る。

第1 学校における防災教育（学校教育課）

1. 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園段階における目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。
- (2) 小学校段階における目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。
- (3) 中学校段階における目標
日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

2. 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、「自らの命は自らが守る」意識を醸成し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

- (4) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (5) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (6) 災害時における心のケア

3. 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に防災教育を推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮する。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習に関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要する問題が出現したりすることも考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、地震など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、消防署や警察署と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施につい

- て検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4. 教職員に対する防災研修

市及び市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 市民に対する防災知識の普及

災害から、市民の生命、身体、財産を守るためには、市民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

1. 普及の内容

普及する知識は、市民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 災害の知識
- ア. 災害の態様や危険性
 - イ. 各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置
 - ウ. 地域の危険場所
 - エ. 過去の主な災害事例及びその教訓
 - オ. 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- (2) 災害への備え
- ア. 生活物資及び1週間分の飲料水・食料品の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
 - イ. 非常持ち出し品の準備
 - ウ. 家屋・施設・塀・擁壁の安全対策及び家具の固定、非常持ち出し品の準備等の家庭での災害予防や安全対策
 - エ. 避難所及び避難路、家族との連絡方法等の確認
 - オ. 自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加
 - カ. 生活再建に向けた事前の備え（地震保険・共済等への加入 等）

(3) 災害時の行動

- ア. 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ. 情報の入手方法
- ウ. 自家用車の使用自粛等の注意事項
- エ. 避難行動要支援者への支援
- オ. 避難生活の運営
- カ. 生活必需品出荷防止等の対策
- キ. ライフライン途絶時の対策

2. 普及の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、市広報紙等を利用した普及啓発の実施を図る。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）、奈良県地震防災の日（7月9日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発の実施を推進する。

第3 職員に対する防災教育（人事課）

市は、職員に対して、災害時に適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

また、県及び関係省庁と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努める。

第4 防火管理者に対する防災教育（管財契約課、教育委員会総務課 ほか公共施設管理課）

市は、防火管理者に対し、防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承（行政経営課）

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、また伝承の重要性について啓発を行うため、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第7節 防災訓練計画

担当部署：全部局

市及び関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るため、市民、自主防災組織の協力を得て、災害に関する訓練を実施する。

第1 訓練の考え方

各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第2 市が実施する訓練（全課）

1. 防災総合訓練

市は、本計画で定める被害想定を基本として、下記の各種訓練を統合して行う。

また、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、市民の防災意識向上の取組に努める。

2. 個別訓練

(1) 組織動員訓練（市、関係機関）

休日、夜間等、勤務時間外において災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を招集し、活動体制を確立するための訓練の実施を図る。

(2) 非常通信連絡訓練（市、関係機関）

災害時において有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び非常通信に関する訓練の実施を図る。

(3) 消防訓練（消防機関）

火災の防御と避難者の安全確保等、被害を軽減するための消防訓練の実施を図る。

(4) 災害救護訓練（市、消防機関、桜井警察署）

多数の要救援者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被害者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練の実施を図る。

(5) 避難訓練（市、消防機関、桜井警察署）

避難の指示、勧告及び避難誘導等市民を安全に避難させるための訓練の実施を図る。また、要配慮者の積極的参加により、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等について重点的な実施を図る。

(6) 施設復旧訓練（市、関係機関）

災害により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練の実施を図る。

(7) 市民の訓練参加の要請（市、消防機関）

自主防災組織等の住民組織の災害発生時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施について積極的な参加を要請する。

(8) 情報収集及び伝達訓練（市、関係機関）

災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各指定緊急避難場所・指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に奈良県及び防災関係機関に伝達する訓練を実施する。

3. 各地域での防災訓練

市は、多くの市民が訓練への参加機会が得られるよう、各地域で自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を推奨するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの市民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

（要配慮者の避難支援訓練を含む）

(2) 避難所開設・運営訓練

（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）

(3) 安否確認訓練

（例：平常時から各地区において、災害時の集会場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市に報告する）

(4) 緊急地震速報が発表された場合に取りべき行動等の研修会等

なお、1～3を組み合わせ、同日に市内で一斉に実施することも、大きな効果が期待できる。

4. 県からの支援

市は、実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を県から受ける。

(1) 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

(2) 消防防災ヘリコプターの派遣

(3) 避難所訓練等のモデル事業の実施

(4) 職員による出前講座の実施 等

5. その他

市は県と連携し、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとにテーマを明確にした実践的

な訓練を実施するよう努める。

第3 防災関係機関等が実施する訓練（全課）

1. 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、市や県が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力をを行う。

2. その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的を実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力をを行う。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

担当部署：危機管理課、市民生活部、福祉保健部、まちづくり部、教育委員会

市、市民、事業所は、自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割をふまえて、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の活動

(人権施策課、市民協働課、社会福祉課、けんこう増進課、商工振興課、学校教育課)

市は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

また、地域における自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努める。

自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努める。また、女性の参加促進に努める。

1. 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識の普及や啓発（例：桜井市で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等）
- (2) 地域における危険箇所の把握（例：土砂災害警戒区域等の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）
- (3) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及び啓発（例：家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具の固定と建物の耐震化）についての啓発等）
- (4) 地域における情報収集・伝達体制の確認
（例：平時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等）
- (5) 要配慮者の把握（例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）
- (6) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認（例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）
- (7) 防災資機材の整備、配置、管理（例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等）
- (8) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加（例：初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等）
- (9) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）
- (10) 地域全体の防災意識向上の促進
（例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、市民同士の勉強会の開催等） 等

2. 発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止（消火器による消火等）
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の市民への周知等）
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘（安否確認、集団避難、要配慮者への援助等）
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分（物資の運搬、給食、分配）
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておく。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努める。

第3 育成強化対策

1. 市の育成対策

市は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付又は助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (8) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (9) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (10) 自主防災に関する情報の提供 等

2. 各種組織の活用

市は、防災・防火に関する組織のほか、女性会、青年団、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第4 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

第9節 企業防災の促進に関する計画

担当部署：危機管理課、まちづくり部

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自衛消防組織を整備するよう指導する。

第1 企業・事業所の役割

1. 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努め、各事業所等において防災活動の推進に努める。

【リスクコントロールとリスクファイナンス】

- ・リスクコントロールとは、事業継続計画（BCP）の策定や施設の耐震化等の既存の防災対策を行うことにより、災害による被害を受けるリスク自体を減らすこと。
- ・リスクファイナンスとは、保険や資金調達枠の確保等により、リスクを共有（移転）ないし適切に保有することで、自治体運営への影響を緩和すること。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2. 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておく。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するとともに損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保などに努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

- ・災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、

その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

・バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 市の役割（商工振興課）

市は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）等の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

さらに、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

1. 指導の内容

(1) 平常時の活動

- ア. 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- イ. 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ウ. 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- エ. 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）

(2) 災害時の活動

- ア. 避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者援助等）
- イ. 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ. 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- エ. 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等）
- オ. 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

2. 啓発の方法

(1) 市広報紙等を活用した啓発

- (2) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (3) 消防法に規定する予防査察を活用した指導・助言

第3 商工団体等の役割（商工振興課）

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

担当部署：危機管理課

第1 消防団の役割

市は、消防団を地域防災の中核的な役割を果たすものと位置づけ、その強化充実を図る。また、消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1. 常備消防との連携

消防団は市と連携し、地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2. 自主防災組織との連携

消防団は市と連携し、自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3. 事業所との連携

市は、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所や、災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等に対して認定・表彰することができる制度を活用
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4. 地域コミュニティとの連携

市は、将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1. 総団員数の確保

市は、消防団が、要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2. 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

市は、就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3. 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

市は、消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別消防団員（平日昼間の火災時における後方支援活動・大規模災害時における災害防御活動及び災害警戒活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部、福祉保健部、まちづくり部、教育委員会

大規模な災害の発生時には、国内・海外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊出し、物資搬送等の幅広い分野での協力を得ることができると見られる。そうした、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、市は県と連携し、平時より県及び市の社会福祉協議会等と協働して、市内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の考え方（社会福祉課）

市は県と連携し、社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティア及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）と連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）との連携を図り、その活動を支援することが必要であることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は桜井市社会福祉協議会等と協働して、関係機関・関係団体と連携して、ボランティアへの情報提供、調整支援を行う。
- (2) 市は桜井市社会福祉協議会等と協働して、ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についても調整を行う。
- (3) 市は桜井市社会福祉協議会等と協働して、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して支援と協力を行う。

第2 災害時活動への迅速な対応（社会福祉課）

- (1) 市は、災害時に迅速にボランティア調整機関が機能し、ボランティア活動が円滑に進めるため、桜井市社会福祉協議会等と協働して、平常時から桜井市社会福祉協議会等のボランティア組織と連携し、災害時にボランティア調整機関が円滑に組織化されるように活動リーダーの育成を図る等、ボランティア活動が活発に行われるように住民意識の高揚を図る。また、災害時には、市と桜井市社会福祉協議会、ボランティア等が相互に協調し合えることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。

- ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- イ. 住民組織
- ウ. 他市町村のボランティア組織
- エ. 企業労働団体
- オ. 学校

カ. 一般ボランティア

- (2) 市は、ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。
- (3) 市は、県や社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

第3 ボランティア活動への支援（社会福祉課）

市は桜井市社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資機材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を推進するとともに、災害時のボランティアの受入れ及び活動のための拠点の環境整備に努める。

第12節 まちの防災構造の強化計画

担当部署：都市建設部、まちづくり部、上下水道部

市及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化を推進する。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1. 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2. 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3. 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり（土木課、都市計画課）

1. 防災ブロックの強化

市は、災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。
各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び市民の避難場所の体系的な整備を進める。

2. 災害に強い計画的な土地利用

市は、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

都市機能を分散配置する多極型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

土砂災害のリスクの高い区域は、立地適正化計画に基づく居住誘導区域の指定をしないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域、準防火地域の指定は用途地域等を考慮し、適宜指定を行う。

第3 災害に備えた取組

(土木課、都市計画課、農林課、上水道課、下水道課、ほか公共施設管理課)

市は、公園、河川・ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備に努める。

1. 公共施設の安全性・防災機能の強化

市は、災害時に市民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に市民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

ア. 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。また、緊急輸送道路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。

イ. 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。また、河川水の活用を行うための施設の整備を促進する。

ウ. 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2. 災害に強いまちづくり施策

市は県と連携し、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(2) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

(3) 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第4 防災空間の整備拡大（土木課、都市計画課、農林課）

市は県と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。また、防災空間として、震災時に広域避難場所、一時避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

1. 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の整備に努める。

(1) 指定緊急避難場所となる空閑地等の整備

近隣の住民が一時的に避難する空閑地等の整備に努める。

2. 道路・緑道の整備

市は、避難路、延焼遮断空間としての機能を有する道路・緑道の整備に努める。

(1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の拡幅等を推進し、多重ネットワーク化に努めるとともに、道路橋の耐震対策を実施する。

(2) 指定緊急避難場所等に通じる避難路となる道路・緑道の整備に努める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(4) 市街地緑化の推進機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全に努める。

(5) 生活道路は、防災対策や安全対策等に配慮し、ブロック塀、石塀の耐震化、又は生け垣等への変更推進の啓発を進める。

第5 土木構造物の耐震対策の推進（全課）

市が管理する土木構造物及び建築物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1. 基本的考え方

(1) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性及び施設構造物の重要度に即し、耐震診断及び施設等の耐震対策を推進する。

(2) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物及の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせる等、総合的な都市防災システム系としての機能確保に努める。

(3) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を推進する。

(4) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 道路施設

道路橋・横断歩道橋等の耐震対策を推進する。

なお、県の防災アセスメントにおいて、橋梁の危険度判定が行われており、緊急輸送道路の管理者は、これらの結果や耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を推進する。

3. 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を推進する。

4. ため池施設

老朽ため池の耐震対策を推進する。

<資料>

○指定緊急避難場所一覧表及び位置図（資料編 III 1（1））

○井堰・樋門一覧表（資料編 II 2（1）エ）

第13節 建築物等災害予防計画

担当部署：各部局

市及び関係機関は、所管施設について、災害による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物について不燃化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐火構造の普及に努める。

第1 市有建築物の耐震性の確保（全課）

昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行されたが、市はそれ以前に建てられた建築物に重点を置くとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定建築物について耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を推進する。

1. 防災上重要な役割を果たす建築物

市は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2. その他既存建築物

- (1) 市は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。
- (2) 市は、公営住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を推進する。

3. 非構造部材の耐震対策

市は、所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第2 民間建築物の耐震性の確保（営繕課）

1. 耐震性向上の普及・啓発

市は県と連携し、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2. 民間建築物の耐震診断・改修の促進

市は県と連携し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

3. 木造住宅の耐震診断・改修の促進

市は県と連携し、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4. 非構造部材等の耐震対策

市は県と連携し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

5. 技術者の養成等

市は建築住宅関係団体及び県と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努める。

第3 被災建築物応急危険度判定士支援体制・実施体制の整備（営繕課）

1. 実施体制の整備

市は県と連携し、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、必要に応じて県に対して応急危険度判定の実施要請を行う。県は、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、市からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備を行う。

2. 応急危険度判定制度の普及・啓発

市は県と連携し、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第4 その他（営繕課）

1. ブロック塀・石塀等対策

市は県と連携し、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

2. 落下物等対策

市は県と連携し、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラ

ス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、耐震対策を促進するよう努める。

3. 家具等転倒防止対策

市は県と連携し、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、市民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

担当部署：福祉保健部、都市建設部

道路の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から交通確保体制の整備に努める。

第1 道路施設等の耐久性の強化（土木課）

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検の結果に基づいて防災対策の強化を進める。

1. 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

- (1) 市は県と連携し、事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

2. 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確認するために特に重要な道路施設であるため、市は県と連携し、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年11月改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3. トンネルの整備

市は県と連携し、道路機能を確認するため、トンネルの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

4. 道路付帯施設等の整備

市は県と連携し、道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確認するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備などを推進する。

第2 連絡体制の整備（けんこう増進課、土木課）

1. 職員の配備体制

市は、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努め、災害の状況に応じて応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2. 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、市は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 市は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保（土木課）

1. 道路管理者の役割

道路管理者は、道路の障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2. 奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及（土木課）

市は県と連携し、防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

担当部署：総務部、都市建設部

市は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 緊急輸送道路の指定

1. 緊急輸送道路の機能区分

県は、必要に応じて災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路を選定する。

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下に区分し、指定する。

(1) 重要物流道路（国指定）

災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路網を「重要物流道路」と指定し、機能強化、重点支援を実施する。

(2) 第1次緊急輸送道路（県指定）

ア. 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）

イ. 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など）

ウ. 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）

エ. 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

(3) 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

2. 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から次頁表の5つに区分する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

【防災拠点の機能区分】

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対象拠点		地方公共団体	市役所 県庁 総合庁舎 道路管理者(土木事務所) 交通管理者(県警)
		指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局 道路管理者 気象台 道路公社、 郵便局 鉄道会社 放送局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート 卸売市場 トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ サービスエリア 道の駅 鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス 電気 電話
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地 自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター

第2 緊急輸送道路の整備（土木課、都市計画課）

1. 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、市は県と連携し、逐次整備を進める。

また、緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2. 市道の整備

市は、県において緊急輸送道路から市の防災拠点に連絡する市道が指定されたときは、計画的に整備を進める。

第3 緊急通行車両等の事前届出（管財契約課）

1. 防災関係機関の届出

市は県等防災関係機関と連携し、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

2. 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受け、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。

<資料>

- 緊急輸送支部別編成表（資料編 III 6（1））
- 緊急輸送道路（資料編 III 6（2））
- 緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 III 6（4））
- 市内関係機関等車両保有数（資料編 III 6（5））

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

担当部署：都市建設部、上下水道部

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に努める。

第1 水道（経営総務課、上水道課）

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制の整備を推進する。

1. 応急復旧体制の強化

市は、迅速かつ的確な応急復旧を行うために、応急復旧体制の強化に努める。

- (1) 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報伝達施設（水道情報通信ネットワーク）の整備により、情報連絡体制を強化する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関等との協力体制の整備を推進する。
- (4) 応急復旧活動マニュアル等の整備を推進する。
- (5) 管路図等の管理体制の整備を推進する。

2. 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保に努めるとともに、保管場所を定める。また、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

3. 市民への広報

市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水について広報に努める。

4. 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

5. 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水管路が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

6. 給水データベースの整備

市は県と連携し、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

7. 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市は県と連携し、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道（下水道課）

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制の整備を推進する。

1. 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所保存するように努める。

2. 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 市は、災害発生時に必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保に努める。
- (2) 市は、平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制の確保に努める。

3. 市民への広報

市は、平常時から水質汚濁防止や非常時の下水放流排除の制限等について広報に努める。

4. 下水道災害予防計画

市は、施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、広報なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。また、避難所等へのマンホールトイレの整備に努める。

すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

<資料>

○応急給水用機械器具（資料編 III 3（2））

第3 電力

関西電力送配電株式会社は、地震災害による各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1. 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従

業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3. 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

4. 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の

災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア. 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備

イ. 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア. 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ. 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

ウ. 交換設備

エ. IPネットワーク設備

オ. 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

ア. 水防関係

(ア) ダム管理用観測設備

(イ) ダム操作用の予備発電設備

(ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設

(エ) 排水用のポンプ設備

(オ) 各種舟艇および車両等のエンジン設備

(カ) 警報用設備

- イ. 消防関係
 - (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ) 各種消火器具および消火剤
 - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等
被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設および施設の整備を図る。
 - ア. 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
 - イ. オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設および設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

5. 災害対策用資機材等の確保および整備

- (1) 災害対策用資機材の確保
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材等の輸送
災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。
- (4) 災害対策用資機材等の広域運営
災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場
災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6. 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (2) 広報活動
 - ア. 電気事故防止PR
災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ. PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ. 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設

1. 西日本電信電話株式会社

NTT西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア. 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

- ・災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

イ. 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

- (3) 災害対策用資機材等の確保と整備
- ア. 災害対策用資機材等の確保
災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
 - イ. 災害対策用資機材等の輸送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
 - ウ. 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
 - エ. 食料、医薬品等生活必需品の備蓄
非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。
- (4) 情報伝達方法の確保
災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。
- (5) 防災に対する教育、訓練
- ア. 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
 - イ. 県、市防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。
- (6) 災害時優先電話
市、県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。
なお、市、県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定する。

2. 株式会社ドコモ CS 関西 (携帯電話)

株式会社ドコモ CS 関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

- (1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加
- ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。
 - イ. 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。
 - ウ. 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
- (2) 電気通信設備等に対する防災計画
- ア. 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ. 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ. 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ. 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア. 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ. 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ. 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ. 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3. KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施する。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。

ア. 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ. 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ. 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

ア. 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ. 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- イ. 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- ウ. 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

4. ソフトバンク株式会社 (携帯電話)

ソフトバンク株式会社 (以下、SB) では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

- ア. 停電対策
- イ. 伝送路対策
- ウ. 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
 - (ア) 移動電源車
 - (イ) 移動無線基地局車
 - (ウ) 可搬型無線機

エ. 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ア. 対応マニュアルの徹底
- イ. 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ウ. 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備 (非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など) を全国各地に配置し、復旧資材および予備品なども確保

している。

併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア. ネットワーク障害対応訓練

イ. 安否確認訓練

ウ. 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

ア. 基地局の代替サービスエリアの確保

イ. 代替基地局の研究開発

第5 ガス事業者

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

1. 桜井ガス株式会社

(1) 動員

ア. 当社供給区域内で震度5弱以上の地震を感知した場合は、本社内に災害対策本部を設置する。

イ. 社員は、供給区域内で震度4以上の地震を覚知した場合は、社員は自動的に出社する。

ウ. 必要に応じて、工事会社等を含めた動員体制とするため呼び出しを行う。

(2) 情報の収集伝達

ア. 設置してある地震計による情報、防災機関、マスコミ等により情報の収集を行う。

イ. 収集し得た情報は、速やかに日本ガス協会近畿部会へ伝達する、また関係防災機関へも伝達する。

(3) 緊急停止判断

大規模な地震が発生した場合供給停止判断は、二次災害の防止を最優先とした地震発生直後の第1次緊急停止判断と、巡回点検等より得られた情報より、被害状況に応じて決定する第2次緊急停止判断より供給停止を実施する。

このような、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき先遣隊の派遣を一般社団法人日本ガス協会に対し要請する。

(4) 顧客及び県民に対する災害広報の実施

災害時における混乱を防止し被害を最小限に止めるため、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。

(5) 応急復旧対策

ア. 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る拠点及び救急救助活動の拠

点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

- イ. 社員、工事会等による全社的な動員体制のほかに「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

2. 大和ガス株式会社

(1) 動員基準

社員は次のいずれかの条件により、全員が出動する。

- ア. 会社設置の地震計が、震度5弱以上に相当すると判断したとき。(テレビ・ラジオの気象台情報から、奈良県下が震度5弱以上であることを覚知したとき)
- イ. ガス施設の被害発生が、具体的に明確であるとき。

(2) 出動方法と出動場所

- ア. 出動に際しては、交通渋滞あるいは道路破損等を考慮し、四輪車による出動は極力避け、徒歩又は二輪車を使用する。(交通機関が機能している場合は、それを利用する)
- イ. 出動場所は、大和ガス本社とする。ただし、特別に緊急措置を行う場所がある場合は、当該場所とする。
- ウ. 動員者に対して出動方法・所要時間等の調査を行い予め要員の把握をしておく。

(3) 出動時における情報収集

- ア. 出動途上にて、可能な限り沿線の被害状況及び災害に関する情報の収集を行う。
 - (ア) ガス設備(整圧器・中圧導管・主要低圧導管等)の被害状況
 - (イ) 道路・橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等その他
- イ. 出動途上で、二次災害のおそれがあるガス設備の支障を、万一発見した場合は速やかに会社へ連絡するとともに、住民避難・警察・消防への連絡等の対応を適切に行う。

(4) 協力会社の動員

緊急作業要員として、協力会社の要員編成についても、前もって取り決めておく。

(5) 災害対策本部の設置

- ア. 社長は、震度5弱以上の地震が発生した時は、直ちに大和ガス株式会社本社内に、災害対策本部を設置する。本部長には、社長が当たる。
- イ. 災害対策本部に本部長補佐を置く。本部長補佐は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。本部長補佐には2名の常勤取締役があたる。
- ウ. 災害対策本部に必要な設備・備品を常備する。

(6) 災害対策本部の初動措置

- ア. 情報収集
- イ. 地震直後の情報収集
 - (ア) 供給所等の情報収集
 - (イ) ガス導管網の被害に関する情報
- ウ. 緊急巡回点検

(7) 緊急措置(供給停止)の実施

(8) 保安管理と広報

- ア. 供給継続地区の保安管理
供給継続地区の需要家の安全を確保するため、ガス漏れ通報には、供給遮断地区よりも優先して対応する。広報活動により安全使用について注意を促し、ガス漏れの即時通報を改めて周知徹底する。
- イ. 受付、出動体制の整備
ガス漏洩情報の受付、出動体制の整備と、要員の教育を繰り返し行い、緊急対応能力の向上に努める。
- ウ. 車両、資機材の整備及び維持管理
- エ. ガス漏洩等の措置 「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」に基づき処理する。

第6 鉄道施設

1. 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 実施計画

ア. 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

イ. 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達（近運技第81号平成13年6月12日および近運鉄技第66号平成23年8月3日等）に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

2. 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

(1) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

(2) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

(3) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

(4) 復旧体制の整備

ア. 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ. 応急復旧用資機材の配置及び整備

ウ. 列車及び旅客の取扱い方の徹底

エ. 消防及び救護体制

オ. 防災知識の普及

第7 ライフライン共同収容施設等（土木課、都市計画課、上水道課、下水道課）

市は県と連携し、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

担当部署：危機管理課

第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1. 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2. 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ア. 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - イ. 自主的な防災組織の結成
 - ウ. 保安教育の充実
 - エ. 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 その他の危険物施設対策

上記 第1 以外の危険物については、高圧ガス関係許可事業所、火薬類施設、毒物・劇物貯蔵取扱事業所、放射性物質貯蔵取扱事業所があげられるが、消防機関は、市域にこれらの取扱い施設等が設置される場合は、事業所の自主保安体制の強化等、関係機関と協力して安全化に努める。

第3 放射性物質施設

市は県が実施する放射能汚染の災害予防計画に協力し、放射能汚染が想定される事故発生についての情報収集、関係機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及

ひ数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

<資料>

○危険物施設一覧表（資料編 II 1（1））

第18節 水害予防計画

担当部署：都市建設部、まちづくり部

第1 河川・ダム施設（土木課）

1. 河川・ダム施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2. 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

担当部署：危機管理課、都市建設部、まちづくり部

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため危険箇所の解消に努め、当該区域住民の安全確保を図る。

第1 土砂災害警戒区域の現況（土木課）

1. 地すべり対策

市域の地すべりによる災害を防止するため、現に地すべり運動が発生している地域ないしは地すべり運動が起こるおそれのある地域の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

県による調査の結果、土砂災害警戒区域に係る地すべり箇所は 25 箇所（令和元年5月時点奈良県公表）が指定されている。

2. 急傾斜地対策

市域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

県による調査の結果、土砂災害警戒区域に係る急傾斜地の崩壊箇所は 481 箇所（うち、特別警戒区域 469 箇所）（令和元年5月時点奈良県公表）が指定されている。

3. 土石流対策

市域の土石流による災害を防止するため、溪流の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連も考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

県による調査の結果、土砂災害警戒区域に係る土石流箇所は 393 箇所（うち、特別警戒区域 305 箇所）（令和元年5月時点奈良県公表）が指定されている。

第2 土砂災害警戒区域の指定（土木課）

市は県と連携し、土砂災害警戒区域の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

第3 ため池の整備（農林課）

大規模地震の発生等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配される。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、市は県と連携して、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援、ハザードマップの作成、耐震化や統廃合等の対策を行い、防災・減災対策に努める。

1. ため池防災対策調査計画事業の実施

市は、堤高10m以上または貯水量10万m³以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、県と連携して堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める。

2. ため池整備事業の実施

市は、老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、必要に応じて、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行うよう県に申請する。

第4 宅地の安全性の向上（土木課、都市計画課）

1. 宅地の安全性

県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により市民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

2. 宅地防災パトロール

県は、宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努める。

第5 宅地災害の軽減・防止対策（土木課）

1. 実施体制の整備

市は県と連携し、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

2. 宅地危険度判定制度の普及・啓発

市は県と連携し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第6 かけ地近接危険住宅移転（土木課）

市は、かけ地の崩壊による危険から市民の生命の安全を確保するため、かけに近接する危険

住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第20節 地震火災予防計画

担当部署：危機管理課、都市建設部

市及び消防機関は、大規模な火災等に対処するため、消防施設等消防力の整備及び強化を図る。

第1 消火体制の整備

1. 消防計画の策定

防火管理者は、奈良県広域消防組合及び桜井市消防団が消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を市の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア. 消防力の整備に関すること。
- イ. 防災のための調査に関すること。
- ウ. 防災教育訓練に関すること。
- エ. 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- オ. 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ. その他災害対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア. 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成）
- イ. 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- ウ. 調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）
- エ. 教育訓練（教育、訓練）
- オ. 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- カ. 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ. 情報計画（情報収集・報告・連絡、情報広報、情報記録）
- ク. 火災警備計画（消防職員・団員の招集、出動、警戒、通信、火災防御）
- ケ. 風水害等、地震災害計画（職員の招集、出動、警戒、通信、事前処置）
- コ. 避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難所への誘導方法、避難所の警戒）
- サ. 救助救急計画（非常招集、出動、医療機関との協力体制）
- シ. 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

2. 消防力の充実

(1) 活動体制の整備

奈良県広域消防組合は、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(2) 自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合は、自衛消防組織が設置されている事業所や、設置されていない事業所に対しても、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

第2 出火防止・初期消火

- (1) 奈良県広域消防組合は、各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- (2) 奈良県広域消防組合は、災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- (3) 奈良県広域消防組合は、地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。
- (4) 奈良県広域消防組合は、市内の防火対象物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消について、改善指導する。
- (5) 奈良県広域消防組合は、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法に基づく防火(防災)管理者を活用し、防火管理上必要な業務を積極的かつ適正に遂行するよう指導する。
- (6) 奈良県広域消防組合は、防火対象物定期点検報告制度の対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。
- (7) 奈良県広域消防組合は、保育所、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図る。

第3 火災拡大要因の除去(営繕課、土木課、都市計画課)

市は県と連携し、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第4 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成31年3月29日改正 消防庁告示第4号)に基づき消防本部を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報機器を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

また、「消防水利の基準」(平成26年10月31日改正 消防庁告示第29号)に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。また、河川、ため池の整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

- (1) 市は消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、女性や若年層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- (2) 市は、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等の消防設備の整備に努める。
- (3) 市は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

<資料>

○消防の相互応援(資料編 V(3))

第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画

担当部署：危機管理課

第1 計画の概要

1. 計画年度

平成28～32年度

2. 事業の実施

市及び県は第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3. 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第2 対象事業及び事業費等

市及び県の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

計画項目及び事業量・事業費は次表のとおり。

(別表)計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	31.5 ha	2 箇所	4,104
2号 避難路	6.8 km	4 箇所	1,866
3号 消防用施設	247 箇所		5,611
4号 消防活動用道路	km	箇所	
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	60.7 km	150 箇所	48,676
5-2号 緊急輸送交通管制施設	49 箇所		651
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号 共同溝等	8.0 km	8 箇所	16,348
7号 医療機関	4 施設		39,395
8号 社会福祉施設	施設		
8の2号 公立幼稚園	42 棟	21 学校	3,331
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	16 棟	9 学校	5,136
9-2号 屋内運動場	3 棟	3 学校	979
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号 公的建造物	73 施設		13,093
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	箇所	m	
12-2号 河川管理施設	箇所	m	
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	箇所		
13-2号 保安施設	箇所		
13-3号 地すべり防止施設	箇所		
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所		
13-5号 ため池	14 箇所		1,173
14号 地域防災拠点施設	4 施設		45
15号 防災行政無線	185 箇所		7,597
16号 水・自家発電設備等	8 箇所		432
17号 備蓄倉庫	19 箇所		201
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所	
合計			148,638

第22節 防災体制の整備計画

担当部署：各部局

市及び関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1. 防災中枢施設・設備の整備

市は、市における災害対策本部等の防災中枢施設・設備を整備するよう努め、災害時の拠点となる新庁舎の建設を進める。あわせて、県防災行政無線の効果的な活用・機能強化を図り、より迅速かつ正確な情報収集・伝達手段の確保に努める。また、代替施設の選定等のバックアップ対策、自家発電等を整備する。

2. 災害対策本部用備蓄

市は、市の災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

3. 業務継続計画の策定

市は、災害発生によっても平常業務を中断することなく、残存する能力で業務を継続することが求められる。

このため、市は、災害時において優先すべき業務を事前に明確にし、災害発生時の業務の対応方法や組織等の確立を図るため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

4. 防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点の整備を推進する。また、市域への応援部隊の受入れ拠点として、芝運動公園を活動拠点及び備蓄拠点と連携した地域防災拠点とし、その整備に努める。

5. 装備資機材等の備蓄

市は、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保・整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄・点検及び技術者等の把握

装備、資機材等の充実、点検に努めるとともに、関係機関との連携により資機材、技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

6. 人材の育成

市は、各防災体制の強化とあわせて災害対応力を向上させるため、職員への防災教育を充実するとともに奈良県広域消防組合と連携し、消防団員の専門教育を強化する。

また市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、市職員に対する防災教育の実施を推進する。

(1) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の実施
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ア. 市地域防災計画、市水防計画等及びこれに伴う関係機関の防災体制と各自の任務分担
- イ. 非常参集の方法
- ウ. 気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ. 過去の主な災害・被害事例
- オ. 防災知識と技術
- カ. 防災関係法令
- キ. その他必要な事項

7. 広域防災体制の整備

市は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、災害時の連携などに関する企業等との協定締結などに当たっては、実効性の確保に留意する。

第3 防災関係情報の共有化

市は県、その他防災関係機関と連携し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を

迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第4 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- (1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- (2) 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- (3) 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常電源等の機能を確保するものとする。

第23節 航空防災体制の整備計画

担当部署：危機管理課、都市建設部、教育委員会

第1 災害時用ヘリポートの整備

災害時の救助・救急活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、市はヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定・整備を推進する。

1. ヘリポートの選定

市は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等の立地条件を検討し、次の条件を満たす場所についてヘリポートの選定を行う。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）。
- (2) 地面傾斜が6度以内であること。
- (3) おおむね50m以上×50m以上（中型機の場合）の地積は、無障害地帯であること（着陸点）。
- (4) 車両等の進入路があること。
- (5) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利、水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。

2. ヘリポートの報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は、略図を添付の上、県に次の事項を報告する。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物の状況
- (6) 離着陸可能な機数

3. 緊急ヘリポートの整備

- (1) 市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。
- (2) ヘリポートの管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (3) 市は県と連携し、新規のヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

<資料>

○ヘリポート一覧表及び設置基準（資料編 III 6（3））

第24節 通信体制の整備計画

担当部署：危機管理課、市長公室、総務部

市は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

情報の伝達に当たっては、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、要配慮者、孤立する危険性のある地域の被災者等情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備に取り組む。

第1 防災行政無線整備

市及び消防機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の停電対策を推進するとともに、県と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

1. 無線通信施設の整備

市及び消防機関は、緊急時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 市防災行政無線の整備
- (2) 消防救急デジタル無線の整備

2. 整備項目

- (1) 移動系携帯型、車載型無線機の増強
- (2) 防災相互通信用無線の整備増強
- (3) 有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備

3. 災害予防計画

- (1) 市は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- (2) 市は自家用発電発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 市は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び消防機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る等情報収集伝達体制の強化に努める。

第3 災害広報体制の整備

市及び消防機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常時伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- (1) 広報責任者の選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
ア. 気象、水位等の状況の把握

- イ. 市民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
 - ウ. 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ. 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ. 災害応急活動の窓口及び実施状況の把握
- (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

第4 安否情報収集のための体制の整備

市は、安否情報を円滑に整理、報告できるよう、安否情報や支援・サービス情報を容易、かつ確実に収集伝達できる体制の整備を検討する。

第5 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県との連絡体制の強化や派遣依頼の手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第6 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は市の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。市は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保する。

第7 その他通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第8 非常通信体制の充実強化

自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

市、県及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

第9 通信訓練

市は県と連携し、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第10 緊急速報メール

市は市民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第11 Lアラート（旧称：公共情報コモンズ）

県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等

に連携しており、市民への速やかな情報提供が可能である。

市は災害対策本部設置状況、避難勧告等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、市民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の市民に緊急速報メールが発信される。

第12 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、市は県と連携し、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1. 衛星携帯電話

市は避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

2. 防災行政無線

市は避難所等と双方向の通話が可能な市防災行政無線の整備に努める。

第25節 孤立集落対策

担当部署：危機管理課、総務部、都市建設部

市は、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生 of 未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

第1 市民・自主防災組織の役割

市民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性のある市民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また、集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

第2 市の役割

市は、民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が困難な場合は、簡易トランシーバー等の簡易なツールを通信手段として活用することも検討する。また、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市は、災害後には停電により生活に支障が出るとともに被害状況を把握する方法がなくなることにも備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の市民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また市民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

また、市は、孤立した集落の住民から援助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに市民の救援・救助体制の整備に努める。

第26節 支援体制の整備(市外で災害発生の場合)

担当部署：市長公室、危機管理課、福祉保健部

市外被災地への人的支援や市外からの避難者の受け入れを実施する場合に、市としての対応、県や関係団体と連携した支援体制の整備に努める。

第1 人的支援体制の整備(危機管理課、人事課)

- (1) 市は県と連携し、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- (2) 市は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 被災市町村の支援にあたっては、国(総務省)の被災地区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む)を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。

第2 被災者受入体制の整備

市は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進める。

第3 ボランティア等の活動体制(社会福祉課)

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第27節 受援体制の整備(市内で災害発生の場合)

担当部署：危機管理課

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 市は県と連携し、災害時に迅速かつ適切な支援が受けられるように、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図る。
- (2) 市は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 市は、県受援マニュアルと整合のとれた市受援マニュアルを作成する。また、必要に応じて県からの支援を受ける。
- (4) 市は県と連携し、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援受入体制の整備

- (1) 市は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- (2) 市は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第28節 保健医療計画

担当部署：危機管理課、福祉保健部

市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 保健医療活動体制の整備（けんこう増進課）

1. 医療救護班の整備

市は、医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な医療が実施できるよう、保健医療活動体制の整備を図るとともに、消防、医療機関及び医療関係機関との相互の連絡体制を整備する。また、医療救護班の派遣について、ドクターカーをはじめヘリコプターの活用を含め、平常時から搬送体制の整備に努める。

市は、地域の医療関係機関と協力し、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法についてあらかじめ計画する。また、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、市民への周知を図る。

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

2. 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。

県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定しており、本市は東和保健医療圏に含まれる。

(R1.11.1 現在)

区分	病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

第2 医薬品等の確保（協定、優先供給）（けんこう増進課）

市は、県、日本赤十字社奈良県支部及び医療関係機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び血液製剤の確保及び供給体制の整備を推進する。

1. 災害時における医薬品等の確保

市は、医療関係機関と協力して、医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備に努める。

- (1) 災害拠点病院等での病院備蓄
- (2) 卸業者による流通備蓄
- (3) 奈良県薬剤師会での備蓄

2. 災害時における医薬品等の供給

市は、日本赤十字社奈良県支部、医療関係機関等と協力し、被災地への迅速かつ的確な搬送等医薬品等の供給体制の整備を推進する。

第3 医療情報の収集伝達体制の整備（けんこう増進課）

市は、医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を整備する。

<資料>

○患者及び助産収容施設一覧表及び位置図（資料編 III 4（1））

○医療機関名一覧表（資料編 III 4（2））

第29節 防疫予防計画

担当部署：危機管理課、福祉保健部

第1 防疫実施組織の設置（けんこう増進課）

市は災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。また、保健所から防疫措置について実情に即した指導を受ける。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備（けんこう増進課）

市は県と連携し、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

第3 職員の訓練（けんこう増進課）

市は県と連携し、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第30節 火葬場等の確保計画

担当部署：福祉保健部

第1 火葬データベースの整理（けんこう増進課）

市は県と連携し、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立（けんこう増進課）

市は県と連携し、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第31節 廃棄物処理計画

担当部署：環境部、都市建設部

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備（環境総務課、土木課）

市は、災害時に排出される廃棄物及び堆積土砂の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。

また、市と県合同による教育・訓練を毎年度実施することにより、県との協働・共有化を図り、県から災害廃棄物処理計画の策定及び見直しの支援を受ける。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、市民への広報など

第2 相互支援体制の構築（環境総務課、施設課）

市は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等（環境総務課、業務課、施設課）

1. 施設の整備

市は、焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

2. 廃棄物の仮置場の確保、仮設トイレ等の管理

市は、災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

3. 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

市は、災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

第32節 食料、生活必需品の確保計画

担当部署：危機管理課、上下水道部

市は、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。市民・事業所は、災害発生直後の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図っておく。

第1 市、市民の役割分担

1. 市民の役割

市民は、食料、飲料水その他生活必需物資の確保に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。

特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な市民は、平常時から1週間分以上の分量を自ら確保するよう努める。この分量を確保するため、ローリングストック法（備蓄用に特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、循環させる方法）により、日常生活の中で継続して備蓄できるよう努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2. 市の役割

市は被災した市民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した市民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

第2 平常時の調達体制の整備（経営総務課、上水道課）

1. 調達体制の整備

市は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2. 給水体制の整備

市及び関係機関は相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を

供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（貯留施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) パック水・缶詰水の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

市及び県は、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（平成15年6月2日から適用）に基づき、迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報収集及び連絡調整を行う。

3. 生活必需物資確保体制の整備

市は、県及び協定市町村と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

- (1) アルファ米、乾パン等
- (2) 高齢者用食、粉ミルク、ほ乳ビン
- (3) 毛布
- (4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）
- (5) 簡易トイレ

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うことができるよう、市は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

市は備蓄啓発活動による市民の食料等の備蓄率の向上に努める。

市は県と連携し、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第33節 文化財災害予防計画

担当部署：教育委員会

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

第1 基本計画（文化財課）

1. 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

市は、文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

2. 所有者等に対する防災意識・対策の徹底

市は、文化財に対する防災設備の設置促進に努めるとともに、定期的に点検整備を実施し、良好な維持管理を行うよう所有者等に対し指導・助言を行う。

3. 予防体制の確立

(1) 自衛組織の確立

市は、文化財の所有者又は管理責任者に対して防災組織や災害時における防災の方法の確立等文化財の防災措置を促す。

(2) 関係機関との連携

市は、消防関係機関等の文化財の防災に関係ある機関との連携、協力体制の確立に努める。

(3) 地域住民との連携

市は、地域住民の自主防災組織により、災害時に文化財を守るよう地域住民との協力体制の確立に努める。

4. 消防用設備等の整備、保存施設等の充実

(1) 消防用設備等の設置促進

(2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐火構造化の促進

第2 文化財種別対策（文化財課）

1. 建造物

市は、文化財の所有者等の協力のもと、防災設備の設置・更新と、既設設備の点検整備の推進、地震災害に備えた周辺の環境整備、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

2. 美術工芸品・有形民俗文化財

市は、収蔵施設（寺社等）への防火・防犯設備の設置・更新と収蔵庫建設を推進する。

3. 史跡、名勝、天然記念物

市は、記念物等の「安全・安心」を確保するため、災害防止等の措置を図る。指定対象の

動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）（文化財課）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備(水噴霧消火設備) 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全、改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と点検表等に基づく診断・点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火扉、防火戸、防火植栽、防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 地震	耐震性能向上対策	「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握
3. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
4. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
5. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞

災害別	予防方法	予防対策
6. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者等による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時(大規模停電等)の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

<資料>

○文化財一覧表(資料編 III 3 (1))

第3章 災害応急対策計画

組織体制の時系列的対応

災害が発生した場合、迅速で円滑な応急対策を行うため、初動で行うべき緊急的活動と、時間の経過に伴い必要となる活動を踏まえて応急活動を行うことが重要である。

【災害時の応急活動の時系列的な流れ】

対策の実施	対応時間	
	72 時間以内	72 時間以降
○初動の活動		
・組織動員	○	○
・災害情報の収集・伝達	○	○
・災害広報	○	○
・避難誘導	○	—
・指定避難所の開設・運営	○	○
・帰宅困難者対策	○	—
・消火活動	○	—
・救助・救急活動	○	○
・医療活動	○	○
・広域応援等の要請・受入れ	○	○
・自衛隊災害派遣	○	○
・緊急輸送活動	○	○
・交通規制・管制	○	○
・ライフラインの緊急対応	○	○
・交通の安全確保	○	○
・二次災害の防止	○	○
○応急復旧の活動		
・緊急物資の供給	○	○
・保健衛生活動	○	○
・福祉活動	○	○
・社会秩序の維持	○	○
・ライフラインの確保	○	○
・交通の機能確保	○	○
・農林関係応急対策	○	○
・応急教育等	○	○
・廃棄物の処理	—	○
・遺体の処理及び埋葬	—	○
・自発的支援の受入れ	—	○
・住宅の確保	—	○
・被害家屋調査・罹災証明発行	—	○
・義援金の取扱い	—	○
・災害救助法等の適用	—	○

第1節 避難行動計画

担当グループ：各グループ

市及び関係機関は、相互に連携し、災害から市民の安全を確保するため、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

なお、避難のための準備情報・勧告・指示を実施するにあたり必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該準備情報・勧告・指示に関する事項について助言を求める。

第1 避難勧告等の発令（受援班）

1. 実施機関

【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告及び避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の実施責任者は次のとおりである。

市長は法第60条に基づき、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

【避難の勧告等の実施責任者】

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	市長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法 第56条	災害全般
【警戒レベル4】避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法 第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法 第60条	災害全般
【警戒レベル4】避難指示(緊急)	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法 第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法 第60条	災害全般
	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法 第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法 第4条	災害全般
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法 第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法 第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法 第29条	洪水

2. 避難勧告等の発令

市長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、市民の生命を守るため避難勧告等のすみやかな発令に努める。

発令等に際して市は、県及び気象台等より、土砂災害警戒情報や気象予警報等の情報を参照し、避難勧告等の判断に際して参考とする。また、市は必要に応じて県及び気象台等から避難勧告等に関する助言を求める。

(1) 【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル 4】避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。

- ア. 避難対象地域
- イ. 避難場所
- ウ. 避難経路
- エ. 避難の理由
- オ. 避難時の注意事項
- カ. その他必要事項

(2) 【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル 4】避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

- ア. 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を市民に対して直ちに伝達する。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等可能な限り多様な手段を活用し、確実に市民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直観的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。
- イ. 伝達の際は要配慮者及び避難支援等関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要援護者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
- ウ. 市長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、市民等の立場に立った情報提供に努める。
- エ. 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル 4】避難勧告、避難指示（緊急）の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。

【【警戒レベル3】避難勧告】

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・爆発等のおそれがあるとき ・地すべり、山くずれ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき ・その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区、避難先、避難路、避難の理由、避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	
避難勧告伝達文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。先ほどの大きな地震により避難勧告が出されました。△△△地区の皆さんは、二次災害発生のおそれがありますので、速やかに安全な場所に避難して下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

【【警戒レベル4】避難指示(緊急)】

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害が発生した現場に残留者がいるとき
伝達内容	・避難勧告と同じ
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。
避難指示文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。×××から避難の指示が出されました。○○○のため、△△△地区は災害発生のおそれがありますので、直ちに避難して下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急避難や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示することができる。

3. 報告等

- (1) 市長が【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報、を発令し、又は屋内安全確保指示をしたときは、その旨を速やかに知事へ報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事

項についても報告する。

ア. 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】勧告、指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報、屋内安全確保の種類

イ. 発令時刻

ウ. 対象地域

エ. 対象世帯数及び人員

オ. その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 市、県、警察本部及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 避難者の誘導（受援班、避難所班）

市が避難誘導を行う場合には、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

(1) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行う。

(2) 避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

(3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

(4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

(5) 避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で避難不可能な場合は、車両等により行う。

(6) 災害が広範囲で大規模な避難移送を要し、市では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

第3 指定緊急避難場所への避難（広報・市民生活班、避難所班）

(1) 市長は、災害特性に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、市民に周知する。

(2) 自主避難あるいは避難勧告等の発令に従って避難行動を開始した市民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

(3) 災害の状況によっては、緊急的な退避場所（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）や、屋内での安全確保措置（屋内のより安全な場所への移動）も避難行動として周知する。

第4 警戒区域の設定（広報・市民生活班）

1. 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、

法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策 基本法 第63条	災害全般
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第28条、 第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第21条	水害
自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第28条、 第36条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第21条	水害

2. 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、市民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、市民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市と警察が連携して市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

市は、避難勧告等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、警戒区域内に市民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、市民には、警察、消防、市職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、市民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難勧告等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

<資料>

○指定緊急避難場所一覧表及び位置図（資料編 III 1（1））

○指定避難所一覧表及び位置図（資料編 III 1（2））

○道路災害危険箇所（資料編 II 2（2））

第2節 避難生活計画

担当グループ：各グループ

市は、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる指定避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の設置（広報・市民生活班、避難所班、応急対策班）

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行い、市民等に周知徹底を図る。さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市職員を避難所に派遣する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

1. 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア. 市長は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所施設の管理者に連絡する。ただし、緊急を要するときは、指定避難所施設の管理者の判断で解錠する。

イ. 市長は、指定避難所を開設したときは、直ちに指定避難所の運営のため避難所責任者を派遣し、被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ. 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

エ. 市は、指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、避難所以外の施設についても、施設の安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

(2) 指定避難所の収容対象者

ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

ウ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

エ. その他避難が必要と認められる者

2. 避難所の追加開設

市は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づける。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3. 民間の施設の利用

市は県と連携し、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として開設するよう努める。

4. 避難所が不足した場合の対応

市は、上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告（受援班）

市は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営（全班）

1. 留意事項

市は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、市職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とするニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

2. 指定避難所の管理運営

- (1) 市は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努める。
- (2) 市は、指定避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促すとともに、集団避難生活における男女のニーズの違いや、高齢者、要配慮者等様々な方に配慮した申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。
- (3) 市は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (4) 市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、障害者のみならず女性や高齢者等様々な方に配慮した指定避難所の整備等に努める。
- (5) 市は、避難者に対する生活情報や他の指定避難所等との情報提供に努める。その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害のある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。
- (6) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅・公営住宅の空家等

の迅速な提供等により、指定避難所の早期解消に努める。

- (7) 市は、避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、仮設・移動交番の設置、警備業者による避難所の安全確保のための支援要員確保の協定の整備を行う。

3. 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおり。

ア. 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

イ. 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ. 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア. 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ. 食料、物資に関する事

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ. 要配慮者に関する事

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援プラン個別計画を用いて避難行動要支援者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ. 衛生に関する事

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

オ. その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

- (イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
- (ウ) 暑さ寒さ対策に努める。
- (エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心ない場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおり。

ア. 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ. 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ. 衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第4 指定避難所の閉鎖（避難所班）

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 指定避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

第5 在宅被災者等への支援（受援班、避難所班、福祉班）

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食料や水等を受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第6 車中泊者への対応（避難所班、福祉班、救護班）

市は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項につ

いて配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

<資料>

○指定緊急避難場所一覧表及び位置図（資料編 III 1 (1)）

○指定避難所一覧表及び位置図（資料編 III 1 (2)）

○福祉避難所一覧表（資料編 III 1 (3)）

第3節 帰宅困難者対策計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ

発災直後に人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがあることから、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応（広報・市民生活班）

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、帰宅行動を抑制するため、市民、企業等に対して、むやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2. 事業所等における対応

事業所等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内または安全な場所に移動させる。

3. 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所での保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供（広報・市民生活班）

市は県と連携し、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について情報提供を行う。

第3 一時滞在施設の開設（避難所班）

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4節 要配慮者の支援計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ

市は、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 要配慮者への支援（受援班、福祉班、救護班、応急対策班）

1. 情報伝達、避難誘導等

市は避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、災害発生後、直ちに地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、住宅に取り残された要配慮者及び被災による孤児・遺児等の要保護児童の迅速な発見保護に努めるとともに、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

また、速やかに負傷の有無等を確認し、状況を判断した上で、指定避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

そして、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

2. 避難所到着後の対応

市は県と連携し、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

市は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

市は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

(1) 被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により

行う。

ア. 市は必要に応じて県に対し、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保等の支援の要請を行う。

イ. 市は必要に応じて県に対し、県内の社会福祉施設の被災状況を調査し、市の要請に基づき、緊急に施設で保護する必要のある者を、一時的に受入れることができる社会福祉施設の情報の提供と当該施設への移送支援の要請を行う。

ウ. 市は、指定避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

エ. 市は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。

オ. 市は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

3. 医療等の体制

市と県は連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

県に対し、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）による災害時の避難所等への福祉専門職チームの派遣要請を行うなど、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

4. 生活用品・食料等の確保

市は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5. 福祉機器等の確保

市は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6. 応急仮設住宅

市は、災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

7. 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要

配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第5節 住宅応急対策計画

担当グループ：被災者救援グループ、応急対策グループ

市は県と連携し、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等の必要な措置を講じる。応急仮設住宅の仕様については高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

第1 趣旨（福祉班、応急対策班）

県は、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）

第2 応急仮設住宅の確保（福祉班、応急対策班）

1. 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市が応急仮設住宅を設置する場合、市は必要に応じて県へ支援を要請する。

2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

（1）建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市が県と協議の上確保するものとし、市は建設場所、戸数、規模、着工期日等についての一般社団法人プレハブ建築協会との調整を県に要請する。

（2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県から委任を受けて市が選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が市の協力を得ながら実施する。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要なものに対する配慮を行う。

第3 住宅の応急修理等（福祉班、応急対策班）

市は、災害救助法が適用されるとともに県から委任された場合には、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。

また、災害救助法が適用されない場合でも、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

第4 公営住宅の特例使用（応急対策班）

市は県と連携し、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、あらかじめ空家状況を把握し、公営住宅の一時入居の措置を講じる。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等（応急対策班）

- (1) 市は応急仮設住宅、空家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市は県と連携し、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

<資料>

○応急仮設住宅建設候補地（資料編 III 1（5））

第6節 活動体制計画

担当グループ：各グループ

市に地震が発生した場合、被害軽減の基本は、災害応急活動の立ち上がりの早さにある。

市は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

第1 防災組織計画

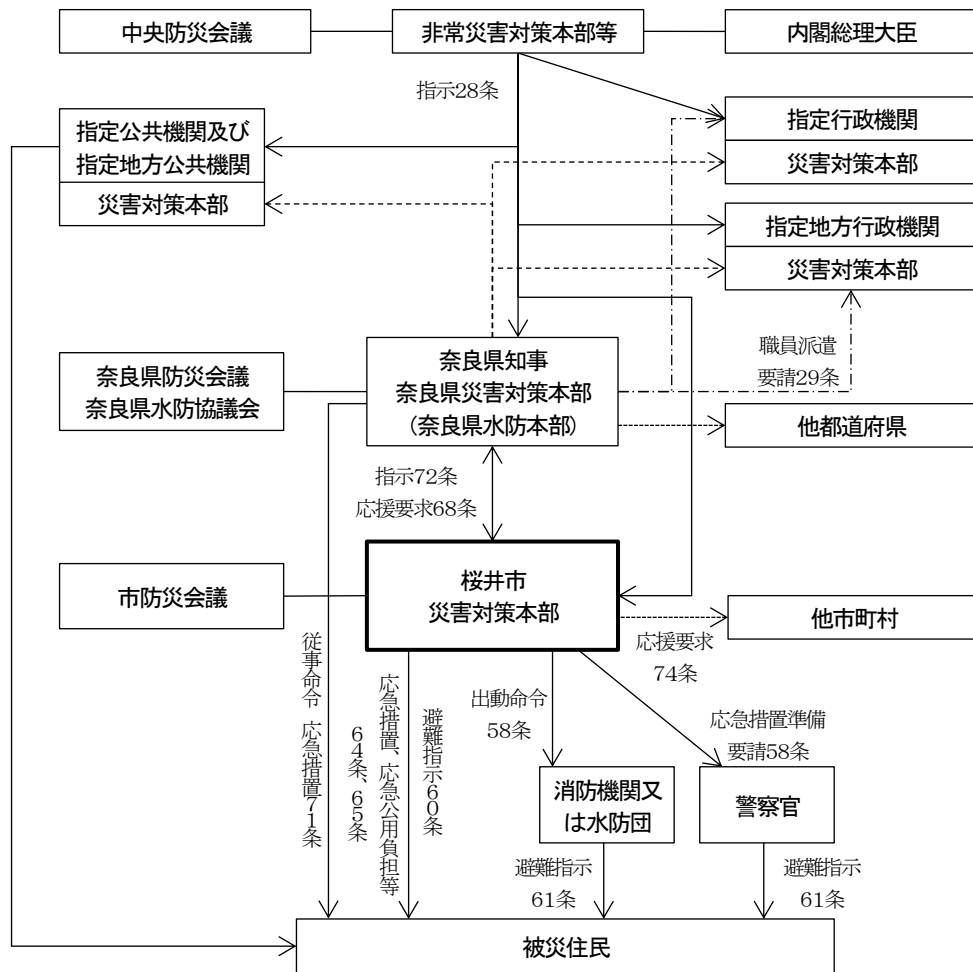
市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、「桜井市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するにいたらない場合で必要があると認めるときは、「災害警戒体制」をとり、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急対策等小規模な災害の発生に対処する体制をとる。更に、震度5弱以上の地震が発生したときには、市域に大規模な被害が生じるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置する。

特に、休日、夜間等勤務時間外に震度4以上の地震が発生したときは、「第4 動員基準」に基づき参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に留意すること。

【災害対策系統図】



第2 災害警戒体制（応急対策班）

災害対策本部を設置するにいたらない災害が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、市長を長とする災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

1. 配備の基準

- (1) 市域に震度4（気象庁発表）の地震が発生した場合
- (2) 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している情報（南海トラフ地震臨時情報（調査中））を受けた場合。
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合

3. 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び事務分担に準じる。

4. 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

第3 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害の防止対策を実施する。

1. 設置基準

- (1) 市域に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、自動的に設置する。
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合

3. 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び事務分担に基づくものとする（資料編 III 9（1）、III 9（2））。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、基本方針を決定する。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の災害応急対策に関する重要事項の協議を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

- ア. 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ. 動員配備体制に関すること。
- ウ. 各部間調整事項に関すること。
- エ. 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- オ. 自衛隊災害派遣依頼に関すること。
- カ. 他市町村への応援要請に関すること。
- キ. 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ク. 災害救助法適用申請に関すること。
- ケ. 激甚災害の指定の要請に関すること。
- コ. その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

4. 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したことを、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5. 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関に「桜井市災害対策本部」の標識を掲示する。

6. 設置場所

災害対策本部は、桜井市役所内の災害対策本部室（電話 42-9111）に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所以外の保健福祉センター陽だまり、グリーンパーク（管理・工房棟）のいずれかの場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

7. 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、市長が不在の場合には、副市長、危機管理監、市長公室長、総務部長の順位により代行を行う。

また、本部員（各部部長）の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長をもってあてる。

8. 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、県、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

9. 県連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

市は被災するとともに県が災害対策本部を設置した場合には、原則として県から災害時緊急連絡員の派遣を受ける。

第4 動員基準（全班）

1. 動員基準

市域に震度4（気象庁発表）以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）の報を受けた場合は、別に定める動員区分による。

2. 勤務時間外における動員方法

（1）職員参集

職員は、勤務時間外において地震に関する情報が、動員基準に定める事由に該当することを知った場合は、参集指令を待つことなく、直ちに自己の参集場所に参集する。

（2）参集指令の伝達

震度4以上の地震が発生した場合は、事前参集命令に基づくものとする。

（3）参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄

りの消防機関または警察機関へ通報連絡するとともに人命救助等適切な措置をとる。

また、可能な限り、携帯端末による写真や動画の撮影等の方法も併用しながら、行路上の被害状況、その他の災害情報の把握に努める。

(4) 被害状況等の報告

職員は、参集途上に被害状況や災害状況等の情報収集を行い、参集場所の所属長へ報告を行う。

被害状況の把握が必要な部局は、あらかじめ特定した施設、箇所等の被害状況について情報収集を行った後に参集する職員を決めておく。

3. 消防団における動員の特例

消防団長は消防団の特性から独自の判断により団員の動員を発令することができる。ただし、発令後直ちに本部長に報告しなければならない。

<資料>

- 桜井市災害対策本部組織図（資料編 III 9 (1)）
- 桜井市災害対策本部事務分担（資料編 III 9 (2)）
- 桜井市災害時動員区分表(風水害時)（資料編 III 9 (3)）
 - 桜井市防災会議条例（資料編 VI 1 (1)）
 - 桜井市防災会議運営規程（資料編 VI 1 (2)）
 - 桜井市災害対策本部条例（資料編 VI 2 (1)）
 - 桜井市防災会議委員名簿（資料編 VI 1 (3)）

第5 指定地方行政機関等の活動体制

市内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

担当グループ：各グループ

地震に関する情報や災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、市は、関係機関と調整をとり、迅速かつ的確に実施する。

災害時の各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を速やかに行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

第1 地震情報の伝達（統括調整班、広報・市民生活班）

1. 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

種類	発表官署	内容
緊急地震速報	気象庁	2点以上の地震観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。
震度速報	気象庁	震度3以上が観測された場合、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	気象庁	震度3以上が観測された場合、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨の津波に関する情報を付加する。 津波警報・注意報が発表された場合は発表しない。
震源・震度に関する情報	気象庁	震度3以上が観測された場合、津波警報または注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報を発表した場合のいずれかの場合に、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
各地の震度に関する情報	気象庁	震度1以上が観測された場合、震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
遠地震に関する情報	気象庁	国外で発生した地震で、マグニチュード7.0以上、または都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)およびその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	気象庁	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	気象庁	震度5弱以上が観測された場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度	奈良県	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で震度を観測し、県防災統括室へ送信する。 県防災統括室では、その震度情報を震度1以上で奈良地方气象台、県内市町村、消防本部及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。また、震度4以上で消防庁に通知する。

(震度については、「本節2 気象庁による震度階級関連解説表」参照)

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア. 県内で震度3以上を観測したとき

イ. その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

本市では、地域として「奈良県」、市町村名として「桜井市初瀬」及び「桜井市栗殿」の震度を参考にする。また、奈良県震度計より、自動的に本市域の震度が得られる。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

ア. 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

(ア) 南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(イ) 南海トラフ地震関連解説情報

- ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合
- ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

イ. 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

南海トラフ地震臨時情報を発表する場合には、防災対応等にあたるキーワードを情報名に付記される。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

- ・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース（※1）」に相当する現象と評価した場合
- ・なお、当該情報が発表された場合は、後発地震に対して発生の可能性と社会的な受認の限度を踏まえ、1週間の警戒措置をとる

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース（※2）」／「ゆっくりすべりケース（※3）」に相当する現象と評価した場合
- ・なお、当該情報が発表された場合は、後発地震に対して発生の可能性を踏まえ、1週間の注意措置をとる

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した

場合

- ※1：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3：ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2. 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、市、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

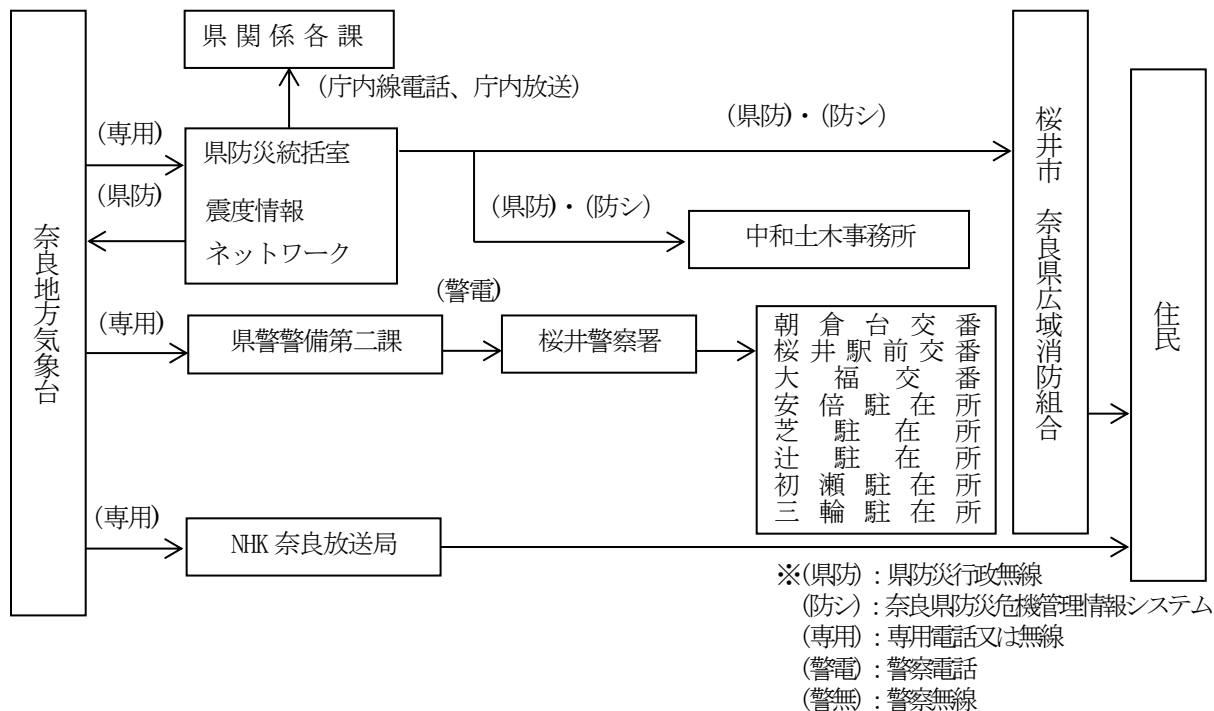
市その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに防災行政無線等により、迅速に市民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は、次のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知が行われる。

【災害情報の収集・伝達】



3. 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報の収集（受援班、通報受付班、応急対策班）

1. 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2. 実施機関

(1) 市・県（消防本部等含む）

市は県（消防本部等含む）と連携し、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

3 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を災害対策本部等に報告する。

4. 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

地震発生後に堤防からの漏水や、地割れ等、被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市、施設管理者、警察官又は消防職（団）員に通報する。

(2) 市及び警察官等の処置

異常気象の通報を受けた警察官、施設管理者又は消防職（団）員は、その旨を速やかに市に通報する。異常現象の通報を受けた市は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。また、市民に対してその危険性を周知徹底する。

第3 災害情報の調査・報告計画（全班）

1. 初動情報の把握

市は、災害時の各関係機関の初動情報を把握し、市の体制を確立するため、次の事項について調査する。

- (1) 火災発生状況
- (2) 避難の必要の有無及びその状況
- (3) 主要な道路、橋梁、信号機等の被災状況
- (4) 救急・救助活動の必要性の有無及びその状況
- (5) 住家の被害その他の物的被害
- (6) 通信サービス・電気・ガス・電話・水道その他の機能被害
- (7) その他本部長が必要と認める特命事項

県をはじめ関係機関へは、防災行政無線等を活用し、次の情報を速やかに伝達する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 奈良県広域消防組合からの情報（通報状況等）
- (3) 桜井警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 関係機関からの情報
- (5) 市民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報

2. 被害状況、避難状況等の調査

- (1) 災害情報の一元化を図るため、情報総括責任者として災害対策本部事務局部長を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- (2) 市民からの通報受付
災害警戒体制又は災害対策本部の応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報及び応急対策依頼内容については、桜井市災害対策本部事務分担により、担当各部が受領する。
- (3) 調査報告
被害状況調査は、調査種別に従ってそれぞれ担当各部が実施し、情報総括責任者に報告する。
- (4) 情報総括責任者は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果としてまとめ、本部長に報告しなければならない。
被害の種類については、次のとおりである。
 - ア. 被害の原因
 - イ. 災害が発生した日時
 - ウ. 災害が発生した区域・場所
 - エ. 被害状況
 - オ. 災害に対して既にとった措置
 - カ. 災害に対して今後とろうとする措置
 - キ. 災害対策に要した費用の概算額
 - ク. その他必要な事項

被害の報告基準については、被害報告基準（資料編 III10（4））参照。

(5) 調査報告

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市	
3 福祉関係施設被害	市(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市(県)	保健所
5 水道施設被害	市	
6 農業生産用施設	市	県農林振興事務所
7 畜産被害	市	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市	
9 農地、農業用施設被害	市	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市
16 文教関係施設被害	市(県)教育委員会	
17 文化財被害		
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市

(6) 調査報告の留意事項

- ア. 被害状況に迅速かつ的確に対処するため関係機関と常に連絡をとり、脱漏、重複のないよう十分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、情報の正確さを期するよう努める。
- イ. 本部への報告は、「災害概況即報(資料編 III10(2))」等を準用して実施する。
- ウ. 被害状況については、可能であれば写真を添付する。
- エ. 被害調査については、桜井警察署と連絡をとる。
- オ. 日常的に介護を必要とする避難行動要支援者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

3. 奈良県への報告の基準

市は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準**(一般基準)**

- ア. 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ. 奈良県または市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ. 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ. 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- オ. 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- カ. 災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- キ. 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ク. 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ケ. その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

4. 直接報告基準

市は、市域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告する。

第4 市から県防災統括室への報告（受援班）**1. 報告系統**

市から県防災統括室への報告は、「災害概況即報」（資料編 III10（2））、災害確定報告及び災害年報とする。

2. 災害概況即報

市は、「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を、「災害概況即報」（資料編 III10（2））により、県防災行政通信ネットワーク等で、県防災統括室に報告する。

また、「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して報告し、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告する。

3. 被害状況即報

市は、「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに「被害状況即報」を被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4. 災害確定報告

市は、応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」により県防災統括室へ報告する。

5. 災害年報

市は県関係課と連携し、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報」（資料編 III10（4））により報告する。

第5 報告系統（受援班）

市、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第6 報告を行うことができない場合（受援班）

市は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

【連絡先一覧】

奈良県防災統括室への連絡先			
勤務時間中の連絡先		休日・夜間の連絡先	
代表電話	0742-22-1101	内線	2275
直通電話	0742-27-8425	(ダイヤル)	
NTTFAX	0742-23-9244	NTT電話	0742-27-8944
奈良県防災行政無線	TN-111-9071	NTTFAX	0742-23-9244
奈良県防災行政無線FAX	TN-111-9210	奈良県防災行政無線	TN-111-9071
		奈良県防災行政無線FAX	TN-111-9210

消防庁への報告先			
回線別	区分	平日(9:30~17:45)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	19-048-500-90-49013	19-048-500-90-49102
	FAX	19-048-500-90-49033	19-048-500-90-49036

※TNは地上系13、衛星系19
<資料>

- 桜井市災害対策本部事務分担（資料編 III9（2））
- 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）（資料編 III10（2））
- 火災・災害等即報要領（第1号～第4号様式）（資料編 III10（3））
- 災害年報（資料編 III10（4））
- 被害の認定基準（資料編 III8（1））
- 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（資料編 III8（2））

第7 市から県事業担当課への報告（応急対策班）

市は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第8 被災者の安否情報（広報・市民生活班）

1. 安否情報の提供

市は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

市、県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、市は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2. 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

3. 被災者に関する情報の利用

市は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

<資料>

○桜井市災害対策本部事務分担（資料編 III 9（2））

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

担当グループ：統括調整グループ

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

市は、緊急運航が必要な場合は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、次による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線 233・235・236・239
(夜間は当直室 内線 223・212)
防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室 TN-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線 5802
電話 0742-23-0110 内線 3572

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、次による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、次による。

近畿地方整備局防災室

電話 06-6942-1575

近畿地方整備局災害対策本部

電話 06-4790-7520、7521

第6 市の受入準備（受援班）

市はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には㊥記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (6) 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。
また、市及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- (1) 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルート確保（受援班）

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第9節 通信運用計画

担当グループ：統括調整グループ

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第1 通信手段

1. 電話設備

(1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、市及び県等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

2. 防災相互通信用無線

市は、災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

3. 衛星携帯電話等

市は、災害時に孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県が国や通信事業者から貸与を受け、適切に配備する衛星携帯電話を活用することができる。

第2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設（広報・市民生活班）

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図る。

第3 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

第4 無線通信設備による通信連絡（広報・市民生活班）

有線電話の途絶等のため、関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。特に、移動無線を最大限に活用し、迅速な情報収集と連絡を行う。なお、最悪時においても情報連絡が途絶えぬよう、企業用無線をもつ一般事業所（タクシー会社等）にも協力を求め、非常無線を依頼する。

- (1) 水道無線
- (2) 消防無線
- (3) 関係機関の相互通信用無線
- (4) 奈良県防災行政無線
- (5) 奈良地区非常通信経路計画市町村系の利用
- (6) 桜井市MCA移動系無線

<資料>

- 奈良県防災行政無線専用電話番号表（資料編 III 2（1））
- 桜井市MCA移動系無線 呼出し番号一覧表（資料編 III 2（2））

第10節 広報計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ

市は、災害が発生したとき又は二次災害等の発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、市民に迅速かつ的確な広報を行う。

第1 実施機関（広報・市民生活班）

広報責任者は総務部長とし、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

第2 広報の内容（広報・市民生活班）

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報誌の掲示等、各段階に応じて以下に示す方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア. 地震の規模・余震・気象予報・警報に関する情報
- イ. 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ. 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ. 避難に関する情報
- オ. 公共交通機関の被害及び運行状況
- カ. 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害状況
- キ. 主要道路の交通規制及び被害状況
- ク. 河川、橋梁等公共施設の被害状況
- ケ. 医療救護所・医療機関等の開設状況
- コ. 給食、給水に関する情報
- サ. 生活必需品等の供給状況
- シ. その他必要と認められる情報

(2) その後の広報

- ア. 二次災害に関する情報
- イ. 被災者のために講じている施策
- ウ. 電気、水道、ガス等のライフライン施設の復旧状況
- エ. 主要道路の交通規制及び復旧状況
- オ. 生活関連情報
- カ. 義援物資等の取扱い
- キ. 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- ク. 河川、橋梁等公共施設の復旧状況
- ケ. 市民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- コ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び同（巨大地震警戒）が発表された場合に、後発地震の発生に対して日頃からの備えの再確認などの注意若しくは警戒措置
- サ. その他必要と認められる情報

2. 広報手段

- (1) 広報車やハンドマイクによる現場広報、印刷物の配布・掲示
- (2) 避難所等における職員の派遣
- (3) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面並びに広報誌等の印刷媒体、パソコン通信（電子掲示板）、インターネットの活用
- (4) 点字やファックス、外国語放送等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者、外国人等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報
- (5) 自主防災組織（自治会、赤十字奉仕団等を含む）等の市民団体の協力による緊急避難情報の伝達
- (6) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関への情報提供・直接依頼）
- (7) 住民相談窓口の開設

3. 災害時の広報体制

- (1) 広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報資料の作成
- (3) 関係機関との連絡調整

第3 報道機関との連携（広報・市民生活班、福祉班）

1. 緊急放送の実施

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

2. 報道機関への情報提供

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

3. 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障害者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送の充実、テレビ放送での手話通訳・字幕放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。
- (2) 外国人への情報提供
通信手段が喪失又は混乱し、在住外国人の生活に影響が及ぶと判断される場合は、地域住民・ボランティア等と協力して情報提供に努める。又、安心して行動できるよう、「奈良県災害時外国人支援マニュアル」をもとに取り組みを行う。

第4 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成（全班）

- (1) 市は、災害現地写真を撮影する。
関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに市に提供する。

- (2) 市は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第11節 支援体制の整備(市外で災害発生の場合)

担当グループ：統括調整グループ

第1 被災地への人的支援

市は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

第2 市内への避難者の受入対応(全課)

- (1) 奈良県への避難者に対しては、市は県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口(ワンストップサービス)の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について、避難者に寄り添った対応をとる。
- (2) 市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第26節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第31節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第12節 受援体制の整備(市内で災害発生の場合)

担当グループ：統括調整グループ

災害に際して、市のみでは対応が不十分となる場合には、市は、災害対策基本法に基づき、県をはじめ関係機関や他市町村に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧対策に万全を期する。

第1 市と県の相互協力(受援班)

市内で災害が発生した直後で、市では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良縣市町村相互応援に関する協定書」に基づき、県に対して相互応援を要請する。

第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

1. 知事への応援要請

市長は、被害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

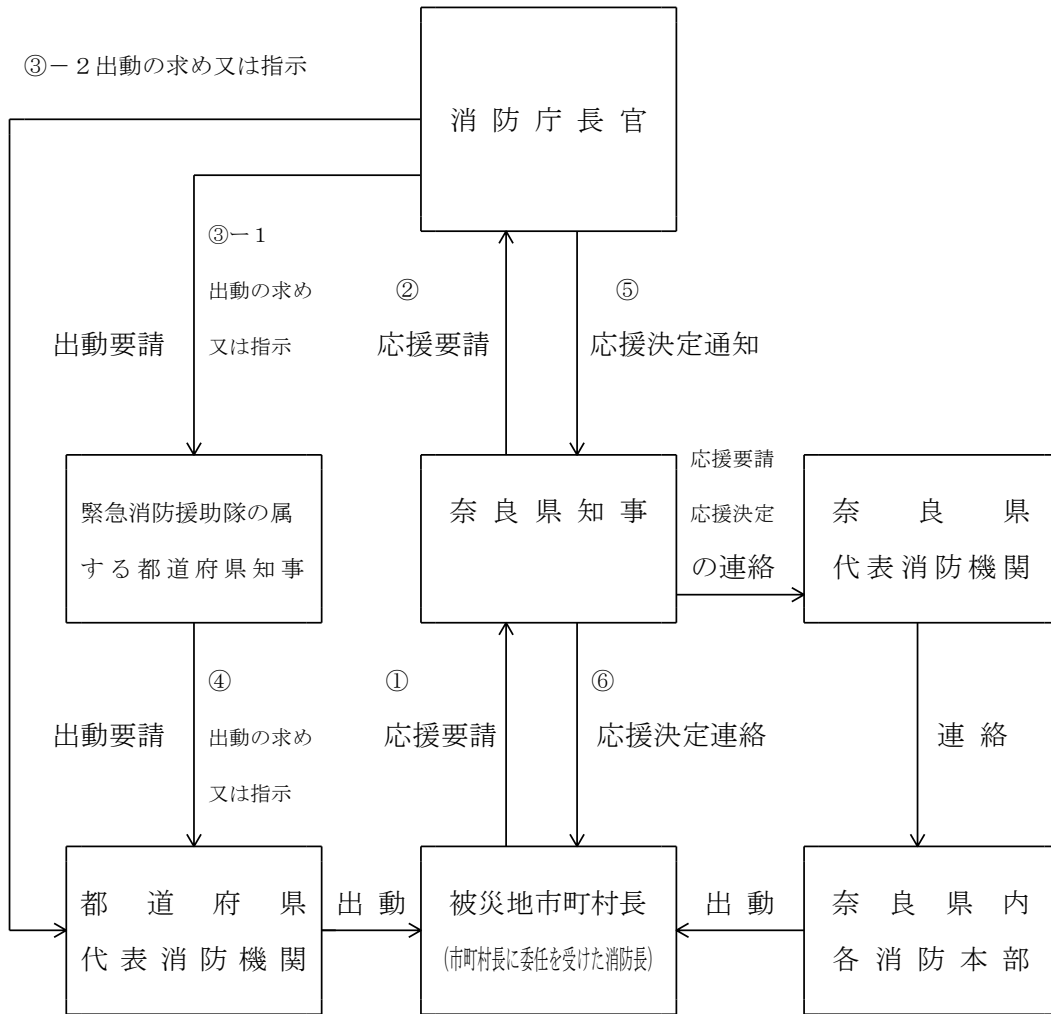
緊急消防援助隊の応援に関する市長の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行う。

- (1) 直ちに、電話(災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。
- (2) 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- (3) 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する(報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能)。

2. 知事からの連絡

知事が消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときには、市長はその旨を知事から連絡を受ける。

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ①② 44条第1項 | ③-2 求め 44条第4項 |
| ③-1 求め 44条第1、2項 | 指示 44条第5項 |
| 指示 44条第5項 | ④ 求め 44条第3項 |
| | 指示 44条第6項 |

第3 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、市民の人命または財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は次の事項に基づき実施する。

1. 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合
- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2. 災害派遣要請手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請する。

また、市長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知する。

なお、市長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知する。

- (2) 要請文章等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 県の派遣依頼先

【県の派遣依頼先】

ア. 陸上自衛隊 第4施設団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

N T T 電話 (0774) 44-0001 (代表)

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班
(内線236、235、237)

夜間通信先 第4施設団本部付隊当直(当直室) (内線223)

N T T F A X (0774) 44-0001 (交換切替、内線233)
(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に
切替を依頼した後、F A X ボタンを押す)

県防災無線 T N-571-11 (T N-571-12 (当直室))
(昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替)

イ. 航空自衛隊 奈良基地司令 (主として航空自衛隊に関する場合)

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

N T T 電話 (0742) 33-3951 (内線211、夜間内線225)

ウ. 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、災害派遣の要請ができない場合は、次の機関に連絡する。

陸上自衛隊 第3師団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先 第3師団 第3部 防衛班

N T T 電話 (0727) 81-0021 (内線333、夜間内線301)

N T T F A X (0727) 81-0021 (交換切替、内線234)

3. 派遣部隊等の受入体制

市は、災害派遣の要請の要求をしたときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

市は、自衛隊の災害派遣要請の要求を知事に求めた場合で、派遣部隊の誘導が必要と認める時は、県を通じて県警察本部に対し、その旨を依頼する。

ただし、派遣部隊の誘導は、県警察本部において、災害警備活動に支障が生じない範囲で行われることとなる。

(2) 受入体制

ア. 市は、危機管理監を受入責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模災害に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、ヘリポートについても準備する。

- (ア) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (イ) 離着陸地点に㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (ウ) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (エ) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空より良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (オ) 離着陸周辺の木片、小石等はヘリコプターのロータリーに吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (カ) 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

オ. 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- (ア) 雨天又は霧が発生し、視界が不良の場合
- (イ) 前線通過等のため突風や乱気流のある場合
- (ウ) 日没後
- (エ) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 避難者等の捜索、救助
- エ. 水防活動
- オ. 消防活動
- カ. 道路又は水路の啓開
- キ. 応急医療、救護及び防疫
- ク. 人員及び物資の緊急輸送
- ケ. 炊飯及び給水
- コ. 物資の無償貸付又は譲与
- サ. 危険物の保安及び除去
- シ. その他

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (2) 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5. 災害派遣部隊等の撤収依頼

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

<資料>

○自衛隊の派遣依頼書及び撤収依頼書(資料編 III11(1))

○ヘリポート一覧表及び設置基準(資料編 III6(3))

第4 応援の要請(受援班)

市は、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援を要請する。

なお、応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については市が負担し、応援隊は本市の指揮の下に入る。

1. 応援の要請できる要件

市は、市域に災害が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防・水防・救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (3) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方が、より効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

2. 応援にあたっての要請事項

- (1) 地震災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を必要とする物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3. 知事に対する応援要請

市は、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合には、市から県防災統括室を通じて要請する。

4. 他の市町村に対する応援の要請

市は、災害対策基本法第67条に基づいて、他の周辺市町村長に対して応援要請を行う。また、災害時相互援助協定を締結した市に対して応援要請を行う。

第5 職員の派遣要請(受援班)

市は、災害発生時の応急対策・復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1. 県、他の市町村又は指定地方行政機関・指定公共機関に対する派遣の要請

市は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。ただし、文書をもってしては、時機を失すおそれがある場合は、口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作

成し、正式に要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣の斡旋の要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、公室部は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3. 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17、18、19条による。

第6 労働者の確保(全班)

- (1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令
- (2) 災害対策基本法による従事命令

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、補償を行う。ただし、その者に対する実費弁償については行わない。

- (3) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、県を經由し、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 男女別内訳
- (ウ) 作業の内容
- (エ) 作業実施期間
- (オ) 賃金の額
- (カ) 労働時間
- (キ) 作業場所の所在
- (ク) 残業の有無

(ケ) 労働者の輸送方法

(コ) その他必要な事項

イ. 賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請したそれぞれの応急対策実施機関において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払いができない場合は、応急対策実施機関において就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

応急救助のため支出できる賃金は、その地における通常の例による。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

エ. 従事命令、協力命令の種類と執行者

【従事命令の種類と執行者】

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官 海上保安官
		〃 第65条第3項	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 委任を受けた 市長
	協力命令	〃 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

オ. 従事命令の対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の住民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者
従事命令(消防作業) 従事命令(水防作業)	火災の現場付近にある者 水防の現場付近にある者、又は区域内に居住する者

カ. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発する時、又は発した命令を変更あるいは取り消す時は災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

キ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

ク. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

第7 要員の対策従事

地震災害時における災害対策機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

1. 災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

2. 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次の通りであるが、活動内容の選定にあたっては、奉仕団等の意見を尊重して行う。

- (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資器材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 軽易な作業の補助
- (6) その他上記の作業に類した作業

3. 一般労働者

- (1) り災者の救出
- (2) り災者の安全な場所への避難誘導
- (3) 医療及び助産における各種移送業務

- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) その他災害応急対策実施上の補助業務

4. 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

5. 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

<資料>

- 災害時における相互援助協定(資料編 III11 (2))
- 消防の相互応援(資料編 V (3))
- 公用令書(資料編 III10 (5))

第13節 公共土木施設の初動応急対策

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

第1 被災直後の初期段階での対応（受援班、通報受付班、応急対策班）

1. 県との連携

市は、県が実施する以下の（1）～（4）等のために必要な情報の収集及び被害状況の把握に努め、県との情報の共有化を図る。

- （1）現地の被害情報の収集
- （2）緊急対応に必要な資機材の提供
- （3）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- （4）被害箇所状況調査

なお、国〔国土交通省〕は、重要物流道路及びその代替・補完路について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2. 市による情報収集と応急対策の検討

- （1）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。
- （2）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- （3）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- （4）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。

第2 市による市民や市等への情報提供（広報・市民生活班）

- （1）標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- （2）報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を市のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
- （3）県との連携を図り、市内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- （4）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として県から提供を受ける。

第14節 建築物の応急対策計画

担当グループ：応急対策グループ

市は、余震による地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、地震火災による延焼等に備えて、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

第1 公共建築物（応急対策班）

庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、所轄する市職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

第2 民間建築物（応急対策班）

- (1) 市は県と連携し、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。
- (2) 市は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第15節 公園、緑地の応急対策計画

担当グループ：応急対策グループ

第1 公園、緑地（応急対策班）

1. 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路としての使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2. 応急対策

(1) 公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材の利用等を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第16節 道路等の災害応急対策計画

担当グループ：各グループ

市は、地震が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

第1 被害状況の把握と情報発信（全期）

1. 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合には緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2. 関係機関との連携

市は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、市から県防災統括室に報告する。

一方、市には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

3. 市管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

市は、震度4以上の地震が発生した場合には、市管理施設である道路等の被災状況等を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

市は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等をあらかじめ定め、地震が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

(2) 参集途上職員の情報収集

地震が発生した場合において、自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り市管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な地震が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、被害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日ごろより、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。

4. 情報発信

市は県と連携し、災害時に市民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、市民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて市民へ広報する。

(1) 市民に対する広報の内容

- ア. 道路等の土木施設の被害状況
- イ. 交通規制の状況
- ウ. 迂回の方法
- エ. 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ. 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア. 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- イ. 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ウ. 防災放送による地域住民への周知。
- エ. 報道機関への情報提供。
- オ. 市ホームページへの記載。
- カ. メール配信システムの活用。
- キ. 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ク. 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

第2 道路啓開と応急対策（応急対策班、救護班）

1. 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、地震発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため市は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊

急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて市民へ広報する。

ア. 障害物の除去

(ア) 実施責任者

市は、市の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去する。

(イ) 障害物の除去の優先順位

- ① 市民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- ② 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急輸送道路）
- ④ その他災害応急対策活動上重要な道路

イ. 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、周辺市町村や県に応援を要請する。

ウ. 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地や各地域に指定されているごみ置き場等のほか、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積して処理する。

(2) 負傷者の救援

市は、震災により負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路付帯施設の復旧

ア. 実施責任者

市は、市の管理する道路について、円滑な交通を確保するために、道路付帯施設の迅速な復旧を行う。

イ. 資機材の確保

市は、復旧活動に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や県に応援を要請する。

(4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

2. 災害応急対策

市は、発災後、速やかにその被害状況を調査して応急復旧工事等の応急措置を行い、円滑な交通インフラを確保するためにおおむね次のことを実施する。

(1) 被害状況の調査

あらかじめ定めている担当区域ごとに巡回して、被災したそれぞれの箇所ごとに被害金額を算定し、応急復旧の工法を考案し、又復旧費を算定した調書を作成する。

(2) 応急復旧の措置

この措置についてはそれぞれ被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工する。

ア. 道路

- ・路肩決壊の場合は杭打又は土俵積にて施工する。
- ・小規模の道路全壊の場合は、築堤するかあるいは仮栈橋にて施工する。
- ・仮栈橋が適当でない場合は、仮設道路を施工する。

イ. 橋梁

- ・橋梁面が被害を受け通行不能となった場合は、並べ木で応急施工するか、鉄板等にて覆工する。
- ・橋脚、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

(3) 道路付帯施設

各施設管理者は、円滑な交通を確保するために、道路付帯施設の迅速な復旧を行う。

第3 林道 (応急対策班)**1. 応急措置**

市、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2. 応急復旧

市・森林組合は、市民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第4 農道 (応急対策班)

市及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

担当グループ：応急対策グループ

市及び関係機関は、災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 水道（応急対策班）

1. 応急措置

市は、地震災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設について被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を図る。

2. 応急復旧

市は、災害が発生して上水道施設が被災した場合、災害後の応急対策では円滑に送水することができないこともあるので、災害の最中でも絶えず水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施する。

- (1) 上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力送配電と緊密な連携を保ち、これらの施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。
- (2) 市内各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能の場合に対処するため、配水池の水位を絶えず調査し把握する。
- (3) 被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の市民に対して早期に予告する。
- (4) 飲料水の供給
災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は「第3章 第27節 給水計画」に基づいて実施する。
- (5) 被害状況の調査及び対策
被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策の実施
- (6) 応急復旧工事の実施
この工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施工する。
 - ア. 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
 - イ. 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
 - ウ. 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については、早急に発注手配する。
 - エ. 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市の防災担当部局

と連携を図りつつ、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

オ. 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消する。

カ. ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道（応急対策班）

市は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水のおそれがある場合は、流入ゲート进行操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

また、災害発生時に下水道施設が被災することにより、汚水、汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧が必要である。応急対策に関する能力を最大限に活用して、施設機能の復旧対策を講じる。

1. 応急措置

(1) 緊急調査

市は、地震災害の発生時に管渠については地表から目視により、また、マンホールポンプについてはマンホール内を目視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき都道府県の支援を要請する。

2. 応急復旧

(1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。

(2) マンホールポンプの被害に対しては、電源施設、配管等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の万全に努める。

(3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。

(4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については、早急に発注手配する。

第3 電力

関西電力送配電株式会社は、下記の応急対策を実施する。

1. 実施機関

関西電力送配電株式会社 奈良支社

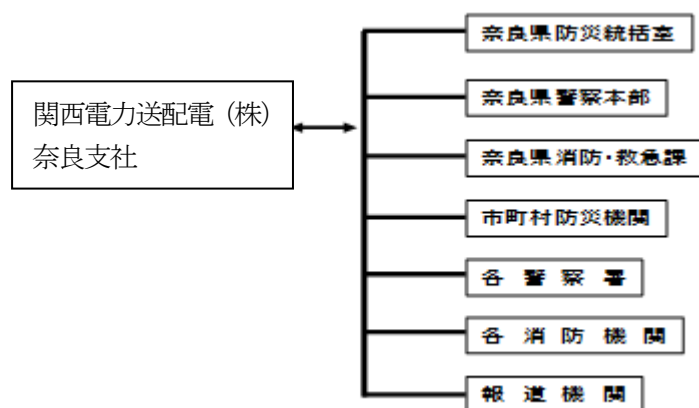
【連絡先】

連絡先	奈良支社
電話	0800-777-3081 (コールセンター)
F A X	0745-23-9559

※なお、非常災害時は連絡用専用電話を開設する。

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第16節 ライフライン施設の災害予防計画」第3 電力（関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

3. 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア. 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

- イ. 当社被害情報
 - (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響状況
 - (ウ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
 - (エ) 従業員等の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報
- (2) 情報の集約
 - 独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

4. 災害時における広報

- (1) 広報活動
 - 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。
 - また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。
 - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。
 - ウ. 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
 - エ. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
 - オ. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - カ. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
 - キ. その他事故防止のため留意すべき事項。
- (2) 広報の方法
 - 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5. 対策要員の確保

- (1) 対策要員の確保
 - ア. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
 - イ. 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。
- (2) 復旧要員の広域運営
 - 他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

6. 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- ア. 現地調達
- イ. 対策組織相互の流用
- ウ. 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

7. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8. 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。

9. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ア. 水力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- イ. 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ウ. 変電設備
機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- エ. 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- オ. 通信設備
可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全

衛生については、十分配慮して実施する。

10. ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

11. 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア. 復旧応援要員の必要の有無
- イ. 復旧応援要員の配置状況
- ウ. 復旧資材の調達
- エ. 復旧作業の日程
- オ. 仮復旧の完了見込み
- カ. 宿泊施設、食糧等の手配
- キ. その他必要な対策

12. 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電信電話施設

1. 西日本電信電話株式会社

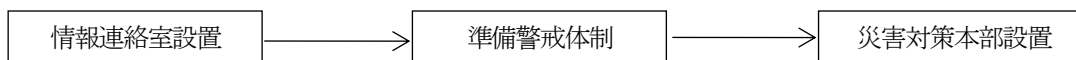
災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

ア. 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

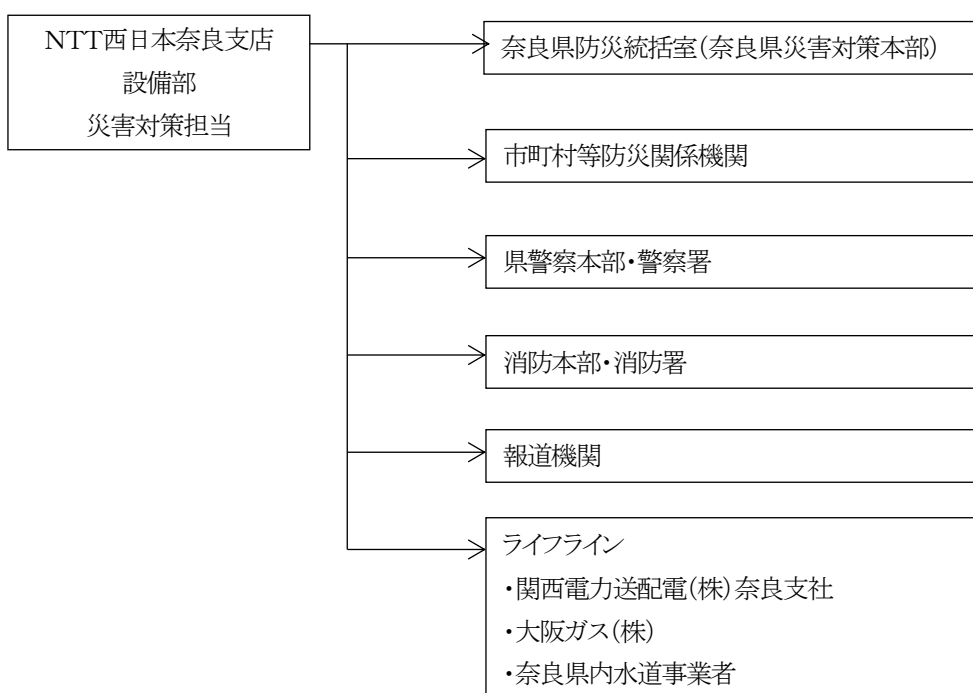
災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報

連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



イ. 災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。



ウ. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ. 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果

的な復旧活動に努める。

(ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ. 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア. 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。

イ. 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ. 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ. 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ. 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="checkbox"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関(第一順位となるものを除く)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

- (4) 通信疎通に対する応急措置
災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。
- (5) 通信の利用制限
災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。
- (6) 災害用伝言ダイヤル等の提供
災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- (7) 災害対策用無線機による措置
災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2. 株式会社ドコモ CS 関西（携帯電話）

株式会社ドコモ CS 関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

- (1) 社外関係機関との連絡
災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。
- (2) 警戒措置
災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置をとる。
- (3) 通信の非常そ通措置
 - ア. 重要通信のそ通措置
災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。
 - (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
 - (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
 - (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
 - (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
 - (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
 - イ. 携帯電話の貸出し
「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。
 - ウ. 災害用伝言ダイヤル等の提供
地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

- (4) 社外機関に対する応援又は協力の要請
災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
- (5) 設備の応急復旧
災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、迅速・適切に実施する。

3. KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施する。

- (1) 情報の収集及び連絡
災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。
ア. 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
イ. 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。
- (2) 準備警戒
災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。
- (3) 防災に関する組織
ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
イ. 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。
- (4) 通信の非常疎通措置
ア. 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
イ. 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。
- (5) 設備の応急復旧
被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。
- (6) 設備の復旧
被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施する。

(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDD I 株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。

また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

ア. 地震防災応急対策

(ア) 地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

(イ) 災害対策本部等の設置

東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置する。

(ウ) 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

KDD I 株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行う。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、(4) イに定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとる。

(エ) 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておく。

(オ) 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行う。

(カ) 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係る必要な準備を行う。

(キ) 地震防災応急対策の実施状況等の報告

KDD I 株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告する。

イ. 地震防災に関する知識の普及及び訓練

(ア) 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図る。

(イ) 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、

通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

(8) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(7)の対応に加えて、次の措置をとる。

また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

ア. 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

イ. 地震防災応急対策（重要通信の確保）

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとる。

ウ. 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図る。

4. ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）は地震時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア. 発災情報の通知

イ. 被災情報の相互連絡

ウ. 貸出用携帯電話等の配備

エ. 位置情報通知システム

オ. WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

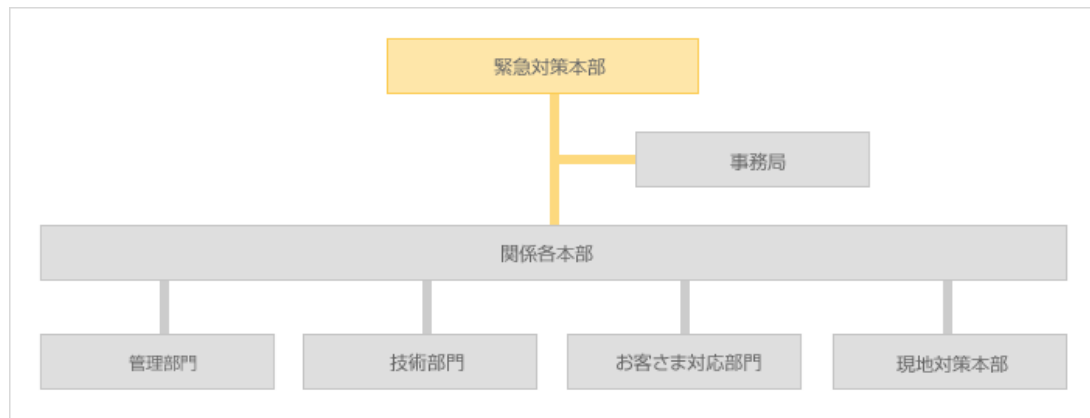
カ. WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア. 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



イ. 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

S Bでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア. 停電基地局の発電機設備による電源確保

イ. 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ア) 移動無線基地局車

(イ) 可搬型衛星基地局

ウ. 新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ. 基地局の建て直し

オ. 燃料調達

カ. 移動電源車

キ. 周辺基地局によるエリア救済

ク. 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア. 緊急速報メール

イ. 災害用伝言板サービス

ウ. 災害用音声お届けサービス

エ. WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 都市ガス

大和ガス株式会社及び桜井ガス株式会社は、災害による広範囲にわたるガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応をなす体制を確立する。

1. 実施機関

大和ガス株式会社及び桜井ガス株式会社

【連絡先】

担当部局名	大和ガス株式会社管理1部	桜井ガス株式会社総務部
代表電話	0745-22-6230	0744-42-2991
F A X	0745-22-6968	0744-45-5804

2 大和ガス株式会社

(1) 方針

災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

ア. ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況

イ. 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等

ウ. 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。

エ. 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。

(3) 応急対策要員の確保

ア. 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A, B, C, 号の発令）平常時でも要員の確保を図る。

イ. 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。

また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(4) 災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(5) 危険防止対策の実施

ア. 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（ESV）等の巡回、点検、整備を行う。

イ. 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。

ウ. ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

(6) 応急復旧対策の実施

ア. 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。

イ. 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

（被害が比較的軽微な地区）

3 桜井ガス株式会社

(1) 計画方針

災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

- ア. 気象予報等の収集、伝達
本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。
- イ. 災害発生時の関係先との伝達方法
災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。
- ウ. 被害状況等の収集
供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。
- (3) 応急対策要員の確保
災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。
大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。
- (4) 災害広報の実施
災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。
- (5) 危険防止対策
風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。
- (6) 応急復旧対策
供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

第6 鉄道

1. 連絡先

【連絡先】

連絡先	西日本旅客鉄道株式会社 王寺鉄道部
電 話	0745-73-1985
F A X	0745-72-8210

連絡先	近畿日本鉄道株式会社 橿原駅	近畿日本鉄道株式会社 桜井駅 (橿原駅取扱い)
電 話	0745-82-0021	左記に同じ
F A X	0745-82-0062	

1. 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

(1) 運転規制

- ア. 地震計で計測震度の測定が可能な場合
(ア) 地震計が計測震度 4.0 未満を示したとき

運転の再開を行うものとする。

(イ) 地震計が計測震度 4.0 以上 4.5 未満を示したとき

帰省区間内を初列車は 25km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回による異常の有無が確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を 25km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

(ウ) 地震計が計測震度 4.5 以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

イ. 地震計で計測震度の測定ができない場合

(ア) 地震計が 40 ガル未満を示したとき

運転を再開するものとする。

(イ) 地震計が 40 ガル以上 80 ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は ~~15~~25 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回による異常の有無が確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を 25km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

(ウ) 地震計が 80 ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度 4 以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに 25km/h 以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。

※要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。

(2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

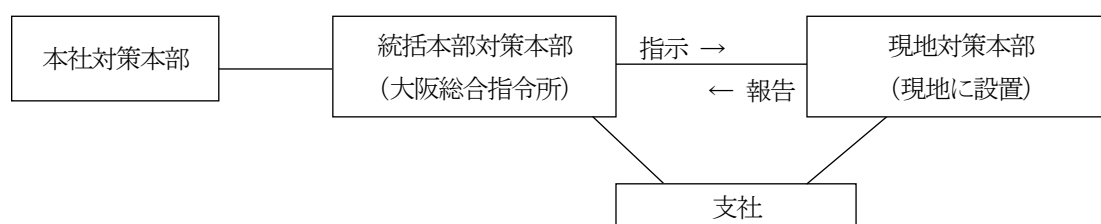
ア. 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

イ. 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めるとき 	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間(概ね1日以上)要するとき <ul style="list-style-type: none"> ・東海道本線・山陽本線(野洲～網干駅間)、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線(平城山～JR難波)、片町線(京田辺～京橋駅間)、阪和線、関西空港線 ○必要と認めるとき 	必要な班 招集可能者の半数程度
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき <ul style="list-style-type: none"> ・東海道本線、山陽本線(京都～西明石駅間)、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ(見込み) ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ(見込み) ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する(見込み) ○その他必要と認めるとき 	必要な班 必要な人数

ウ. 統括本部対策本部体制図



エ. 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じた旅客一斉放送、保安当直(安全推進室)から一斉送信されるメール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

オ. 支社、駅区所等の義務

支社は、統括本部対策本部からの指示や現地の状況を踏まえ、支社、現地又は現地対策本部等において対応にあたることとする。また、駅区所等の状況把握に努め、必要な支援や手配を行うこととする。

駅区所等は、統括本部対策本部又は支社等からの指示を受け、対応または必要な要因の確保等を行うこととする。

カ. 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、本社に対策本部が設置された場合は、役割を分担したうえ連携して対応にあたることとする。他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に

積極的に応じることとする。

キ. 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。

(ア) 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ることとする。

(イ) 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告することとする。

(ウ) 現地対策本部長は、新幹線での事故等に限り、被害者・被災者の窮状が終了し復旧に向けて体制に移行する際は、新幹線鉄道事業本部に現地対策本部を引き継ぐこととする。

(エ) 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

ク. 統括本部対策本部への報告及び要請

(ア) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告することとする。

確度	復旧時刻の精度 (標準)
甲	±1 時間
乙	±2 時間
丙	±3 時間

(イ) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請することとする。

(ウ) 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請することとする。

(エ) 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告することとする。

2. 近畿日本鉄道株式会社

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図る。

(1) 震度別列車運転基準

- ア. 震度4の場合 注意運転
イ. 震度5弱以上の場合 運転中止

(2) 関係者の処置

- ア. 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。
イ. 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
ウ. 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。

エ. 施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。

(3) 火災防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

(4) 旅客の整理、避難誘導

震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(5) 他機関との応援体制

災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せのうえ、代行輸送の取扱いを行う。

(6) 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「異例事態対応規程」に基づき異例事態対策本部、現地対策本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ

第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、地震に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1. 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2. 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係機関への通報
火災の場合は消防機関へ通報するが、石油類が流出した場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関以外にも市、所轄保健所、県環境政策課に下記事項を速やかに連絡する。
 - ア. 発生日時及び場所
 - イ. 通報者及び原因者
 - ウ. 下流での水道水源の有無
 - エ. 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 放射性物質保管施設（受援班、広報・市民生活班、救護班）

市、県及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

また、市は、次の基準に該当する場合は、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

- (1) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中

- に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (2) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

<資料>

○危険物施設一覧表（資料編 II 1（1））

第19節 水防活動計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

第1 河川・ダム及びため池等の管理者（応急対策班）

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは損壊するおそれがあるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

点検にあたっては、液状化危険箇所で決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や交通遮断が懸念される道路と効用を兼ねる堤防を優先してひび割れ等の調査を実施する。

第2 市（水防管理団体）（応急対策班）

市は、大地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、砂防施設、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるが、緊急を要する場合には、水門、樋門、及び閘門の操作その他適宜に水防活動を行う。

第20節 地盤災害応急対策計画

担当グループ：応急対策グループ

第1 初動応急対応（応急対策班）

1. 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

2. 避難及び立入制限

施設管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 砂防施設等（応急対策班）

1. 応急措置

(1) 砂防施設

ア. 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

イ. 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

ア. 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

イ. 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

ウ. 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

エ. 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

ア. 危険箇所中存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所中存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

イ. 警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

ウ. 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2. 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3. 二次災害の防止活動計画

市は余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や市民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに避難を呼びかける。

第3 林道（応急対策班）

1. 応急措置

林道を管理する市及び県、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

2. 応急復旧

林道を管理する市、森林組合は、市民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。

第4 治山施設（応急対策班）

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市は県と連携して、現場の被害状況を早急に点検調査、危険度に応じて関係機関に連絡、通報するとともに復旧対策を講じる。

第5 ため池への対応（応急対策班）

1. 市が実施する対策

(1) 人命を守るため、ため池下流の市民に安全な場所への避難を促す。

- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

2. 関係機関が実施する対策

- (1) 管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、市民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。
- (2) 管理者は、災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、流域河川の状況に応じて、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流し、低水位管理に努める。
- (3) 管理者は、市が実施する応急対策について協力する。
- (4) 管理者は、二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第6 宅地災害の軽減・防止対策（応急対策班）

市の災害対策本部は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市において被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する市又は県職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、市及び県職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

第21節 消火活動計画

担当グループ：統括調整グループ

災害に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減するため、次のとおり実施する。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、市民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、市民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

1. 実施体制

市は、消防活動を行うに当たって、消防機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口となり、消防活動を相互協力して実施できるようにする。

2. 奈良県広域消防組合

消防活動は、あらかじめ定める消防活動計画に基づき、消防職員や消防水利を確保した上で、次の段階的防御方針に基づき、実施する。

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく多発する最悪の条件下においても、避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

3. 桜井市消防団

- (1) 消防団における警備の内容

- ア. 通常警備

平時における通常火災の警備とする。

- イ. 非常警備

大火災及び非常災害時における警備とする。

- (2) 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めたときは、非常警備体制をとる。

- (3) 出動計画

地震災害時には、市長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を認知したときは、直ちに出動する。

4. 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防機関、警察署等関係機関との連携に努める。

5. 消防職員等の確保

市及び消防機関は、震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

6. 消防水利の確保

市及び消防機関は、震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

第3 相互応援協定（受援班）

1. 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 市は、自らの消防力では対応できない場合にあつては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、市から他の協定市町村等へ行う。

2. 他都道府県からの応援体制

市長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

3. 応援受入体制の整備

応援要請をした場合、市は次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

<資料>

○消防の相互応援（資料編 V（3））

○自主防災組織一覧表（資料編 III 7（6））

第22節 救急、救助活動計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ

市及び関係機関は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人あるいは行方不明者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

第1 実施機関

消防機関は、桜井警察署と協力して実施する。これらのみでは対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づいて応援を要請する。また、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と認めるときは、県に対し緊急消防援助隊や、自衛隊の派遣を依頼する。

第2 救助の対象

- (1) 地震時、倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (2) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (3) 流失家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- (4) 崖崩れ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- (5) 電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合
- (6) ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- (7) その他これに類似する場合

第3 救助の方法

- (1) 消防機関は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (2) 消防機関は、延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- (3) 消防機関は、救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

第4 救急活動（救護班）

- (1) 市民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 市は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 市は、傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するために、現地に救護所を設置し、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 市は県と連携し、道路の破損等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第5 救助活動（通報受付班、応急対策班）

- (1) 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- (2) 市は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- (3) 市は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第6 行方不明者の捜索

消防機関は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

- (1) 災害の規模等を勘案して、警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。また関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- (2) 行方不明者の捜索は、災害発生から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- (3) 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第7 各関係機関の相互応援

市及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

<資料>

○消防の相互応援（資料編 V（3））

第23節 保健医療活動計画

担当グループ：被災者救援グループ

市は、災害時において、緊急医療及び助産の必要な罹災者のうち、災害時に混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

第1 医療情報の収集活動（救護班）

市は、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第2 医療救護活動（福祉班、救護班）

1. 市

- (1) 市は、被災状況に応じて、桜井市医師会または医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市は、市の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2. 医療救護班の活動場所

医療救護班は、市の設置する医療救護所等において、医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が多数収容された病院

3. 医療救護班の活動内容

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等
 - ア. 重症度判定（トリアージ）
 - イ. 負傷者に対する応急処置
 - ウ. 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - エ. 死亡の確認
 - オ. 遺体の検案等への協力（状況に応じて）
- (2) 避難所
 - ア. 軽症患者に対する医療提供
 - イ. 被災地の巡回診療
 - ウ. DPAT、保健医療活動チーム等との連携
 - エ. その他、必要に応じた医療提供

第3 要継続的医療支援者への対応（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援（救護班）

市は県と連携し、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。

1. 人工透析患者への支援**(1) 情報の収集及び把握**

市は、市内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

(2) 医療支援

市は、県から要請があった場合には、透析施設に優先的に水の供給を行う。

市は、県から透析施設の稼働状況等の情報提供を受ける。

2. 人工呼吸器等使用者への支援**(1) 情報の収集及び把握**

市は、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

(2) 医療支援

市は県、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請及びDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

市は、県から受入可能な医療機関等の情報提供を受ける。

3. その他の要継続的医療支援者への支援**(1) 情報の収集及び把握**

市は、本節第3の1、2以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者」という。）について、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。

(2) 医療支援

市は、県から対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報提供を受ける。

第4 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送**1. 広報医療体制の整備**

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

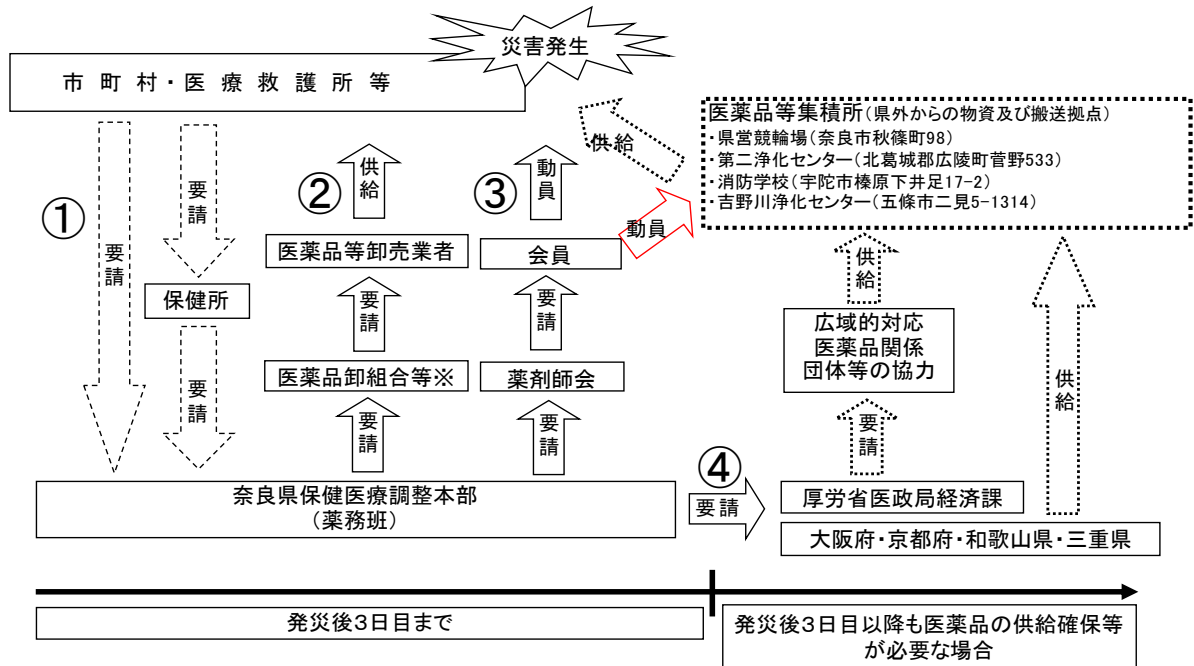
2. 傷病者の搬送

市は、傷病者の広報医療機関への搬送が必要と判断した場合には、県保健医療活動チームに搬送を要請する。

第5 災害時における医薬品等の供給体制（救護班）

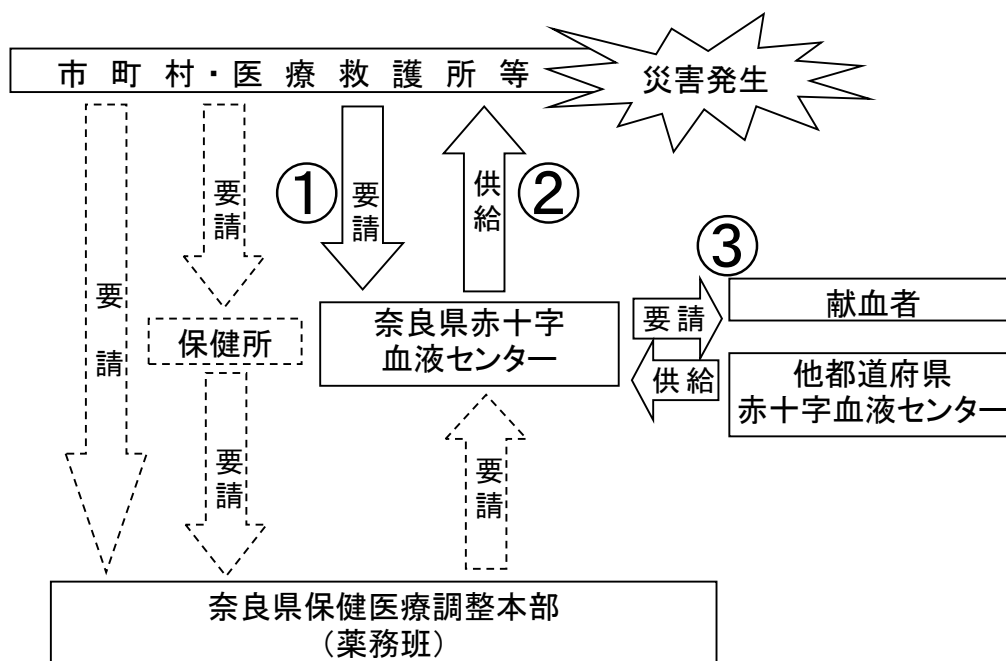
1. 医薬品等の要請・供給フロー

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 血液製剤



2. 災害時における関係者の役割分担

(1) 市

市は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

(2) 奈良県薬剤師会

ア. 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

イ. 奈良県薬剤師会は、県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

ウ. 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

(3) 奈良県赤十字血液センター

ア. 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

イ. 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、市民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

第6 保健師等による健康管理に関する活動（避難所班、福祉班、救護班）

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1. 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

2. 派遣要請

市は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。

3. 避難所での保健活動

市は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 市は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて県保健医療調整本部に報告する。

4. 在宅避難者等への支援体制の整備

市は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、県の保健師等支援チーム等の支援を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保険福祉サービスが継続して受けられるよう手配を行う。
- (2) 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- (3) 市は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて県保健医療調整本部に報告する。

5. 市への支援

- (1) 市は、必要に応じて県保健医療調整本部から、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するための保健師等支援チームの派遣を受ける。
- (2) 市は、県保健医療調整本部から、市が把握した要配慮者の情報に基づき、保健師等支援チームによる必要な支援を受ける。

第7 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動（福祉班、救護班）

市は、県保健医療調整本部、精神保健福祉センター、地域保健利用調整本部と連携して、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1. 安否確認等

市は、地域保健利用調整本部や相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2. 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

<資料>

○患者及び助産収容施設一覧表及び位置図（資料編 III 4（1））

○医療機関名一覧表（資料編 III 4（2））

第24節 緊急輸送計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

市及び関係機関は、消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に行うための緊急輸送活動の実施に努める。

第1 計画の基本方針

1. 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア. 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
 - イ. 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
 - ウ. 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
 - エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
 - カ. 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
 - キ. 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
 - ク. 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送
- (2) 第2段階
 - ア. 上記(1)の続行
 - イ. 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
 - ウ. 傷病者及び被災者の被災外との輸送
 - エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資
- (3) 第3段階
 - ア. 上記(2)の続行
 - イ. 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保（受援班）

輸送にあたっては、車両・鉄道等の手段を用いる。

1. 市の措置

- (1) 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、

車両及び車両用燃料等の調達先並びに必要な数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

- (2) 市で保有する車両等を用いるが、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。
- (3) 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に斡旋を要請する。
 - ア. 輸送区間及び借り上げ期間
 - イ. 輸送人員又は輸送量
 - ウ. 車両等の種類及び台数
 - エ. 集結場所及び日時
 - オ. 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - カ. その他必要事項

2. 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

自動車による輸送が困難な場合には、市は県に鉄道各社への依頼を要請し、輸送を確保する。

第3 緊急輸送体制の確立（受援班、応急対策班）

県公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市は、公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

1. 緊急輸送の実施

- (1) 緊急通行車両の範囲

前記 第1の対象範囲とする。
- (2) 取扱い区分
 - ア. 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるとき、市長は「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会（県警察本部又は桜井警察署交通課）に提出する。
 - イ. 緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合、公安委員会から内閣府の定める様式の標章及び証明書が交付されるので、標章を車両の前面の見やすい箇所に提示し、証明書を車両に備え付ける。
 - ウ. 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に総合体育館に集積する。
 - エ. 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。
- (3) 事前届出制度

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をしておく。

2. 広域防災拠点の確保及び活用

市は県に要請して、他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保する。

3. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送路線

市は県と連携し、大災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送路線を定める。

(2) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急輸送道路が途絶した場合には、道路管理者は関係機関の協力を得て、この輸送道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

4. 航空輸送の確保

市は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。また、地上の輸送が不可能な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、ヘリポートを指定して、県に調達・斡旋を要請する。

第4 災害時における車両の移動等（応急対策班）

市は、市が管理する道路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

次に掲げる場合においては、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- (1) 道路外への移動その他の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- (2) 運転者など命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができない場合
- (3) 道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて上記の命令をしないとした場合

市は、以上の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

市は、以上の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

<資料>

- 緊急輸送支部別編成表（資料編 III 6（1））
- 緊急輸送道路（資料編 III 6（2））
- ヘリポート一覧表及び設置基準（資料編 III 6（3））
- 緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 III 6（4））
- 市内関係機関等車両保有数（資料編 III 6（5））
- 福祉避難所一覧表（資料編 III 1（3））

第25節 災害警備、交通規制計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

県公安委員会、県警察、道路管理者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

第1 交通規制及び緊急通行車両等（受援班、応急対策班）

1. 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び迂回路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2. 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うとともに、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

実施責任者	範囲	根拠法
国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合	災害対策 基本法第76条 道路交通法 第4条第1項
警察署長	公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(3) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(5) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア. 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ. 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ. 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3. 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(2) 市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

4. 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

第26節 食料、生活必需品の供給計画

担当グループ：統括調整グループ

市は、災害に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

第1 市、市民の役割分担（受援班）

- (1) 市民は、「第2章第32節 食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- (2) 市は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 市は、備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難である場合には、県に物資の供給を要請する。

第2 物資の調達・供給状況の報告等（受援班）

市は県と連携し、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 市は、市民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 物資の供給（受援班）

1. 供給の考え方

市は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
- (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。

2. 物資の調達・供給

市は、災害発生時において、被災者に対して寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努める。

(1) 調達方法

市は、市で備蓄している生活必需品のほか、市内の関係業者の協力を得て調達し、必要量が確保できない場合は、県に対して物資の調達斡旋を依頼する。

(2) 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握した上で事務分担職員、民間協力団体及び市内業者の協力のもとに実施し、罹災者に対して不安のないように迅速に処理する。

(3) 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準による。

<資料>

○応急給水用機械器具（資料編 III 3（2））

○炊出場所一覧表（資料編 III 3（1））

第4 食糧（米穀）の供給（受援班）

市は、食糧の備蓄または米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等、災害用食料の緊急調達措置を確立することにより、被災者等に対し供給を行い、一時的に被災者等の食生活を保護するとともに、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備する。

(1) 食料の調達

市は、市で備蓄する食料のほか、市内業者と協定による必要な食料の調達を図るが、市単独で必要数量を調達できないときは、県に要請して県備蓄食料の放出を受ける。

(2) 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、病弱者、障害者等には必要に応じておかゆ等の食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

【地震発生後の時間経過ごとの食料供給計画】

	市民	桜井市	奈良県
(1) 地震発生後24時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食料で対応	・被災状況及び住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供給 ・奈良県に備蓄食料の払い出しを要請	・公益社団法人奈良県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請(流通在庫の供出) ・必要に応じて広域応援依頼
(2) 地震発生後3日目程度まで	上記(1)に加え ・桜井市による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置(避難所等) ・県備蓄物資の受入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき、備蓄食糧の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、被災市町村の食料供給活動を支援
(3) 地震発生後4日目以降	上記(2)に加え ・可能な範囲で炊事調理を実施	上記(2)に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送、供給 ・炊出しの実施	・県外から輸送される物資の受入れ ・被災市町村の食料供給活動を支援

第5 救援物資への対応（受援班）

市は、地域に即した方法等により救援物資の受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

(1) 救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。

(2) 輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

- (3) 市の指定する物資拠点へ救援物資が直接配送されるよう調整するよう、又は県の指定する物資拠点を経由して配分されるよう、必要に応じて県に要請する。

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

- (1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布団※	1人に対して1組

- (2) 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

- (3) 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第27節 給水計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

第1 実施体制（受援班、応急対策班）

1. 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市が行うが、実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が広域的な見知から市町村相互間の連絡調整を行う。

2. 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3. 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

【災害発生後の時間経過毎の給水計画】

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水本管付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支管上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

4. 拠点給水等

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講じる。

- (1) 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (4) 資機材の調達
- (5) 応急活動のために必要な情報の提供
- (6) 各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能

性の点検

- (7) 給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市役所等の所在を配慮した配水体系の検討

【日給水可能量】

外山浄水場	12,540m ³
-------	----------------------

第2 飲料水等の確保（受援班、応急対策班）

- (1) 市は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
 また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- (2) 市及び水道事業者等は、応急用飲料水及び水道施設の確保に努める。

第3 給水方法（受援班、応急対策班）

- (1) 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い浄水場から給水車等で搬送・給水する。
- (2) 飲料水が汚染したと認める場合は水質検査を行い、緊急小型浄水機で、ろ過して供給する。
- (3) 給水は、まず医療施設や避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。
- (4) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- (5) 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- (6) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの市民に公平に行き渡るようにする。
- (7) 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧（応急対策班）

- 市は、災害による給水施設の損壊及び汚染に対処するため、必要な技術要員の待機、資機材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。
- (1) 緊急修理機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
- (2) 水道施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (3) 施設の損壊、漏水などの障害を応急復旧する。
- (4) 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちにその使用禁止、停止及び制限などの措置をとる。

第5 給水応援（受援班、応急対策班）

- 市は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による申請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所

- (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

第28節 防疫、保健衛生計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ

市は、被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

第1 防疫体制（救護班）

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

1. 実施責任者

被災地の防疫は、当該地域の市が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、市の被害が甚大で、市限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所（中和保健所）に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2. 市の役割

- (1) 消毒の施行（感染症予防法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症予防法第28条）
- (3) 物件に係わる措置（感染症予防法第29条）
- (4) 生活用水の供給（感染症予防法第31条第2項）
- (5) 避難所の防疫指導
- (6) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- (7) 衛生教育及び広報活動

3. 活動方法

- (1) 浸水地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施する。
- (2) 感染症の発生源となる場所は清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- (3) 感染症の発生のおそれがある時は、県の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- (4) 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については特に徹底を図る。
- (5) 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。
- (6) 感染症予防法により、知事が家庭用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中は家庭用の水の供給を行う。

第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等（救護班）

市は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

第3 愛玩動物の収容対策等（広報・市民生活班、救護班）**1. 特定動物の逸走対策**

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

特定動物の飼養者が所在不明であったり、警察への通報や付近の住民へ周知、捕獲その他の必要な措置への飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、市は県と連携して付近住民への周知に当たる。

2. 放浪犬猫の保護収容

市は、災害後、被災により放浪する犬猫に対して、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合には、これら関係機関と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。

3. 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第4 生活衛生対策（救護班）

市は、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、県から感染症発生防止の観点から以下の対策を受ける。

1. トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を受ける。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を受ける。

2. 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃、消毒に関する指導等適切な措置を受ける。

第5 被災者の健康維持活動（救護班）

市及び中和保健所は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談・訪問指導・健康教育・健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅・給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- (3) 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

2. 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

被災した精神障害者対策や被災者のメンタルヘルス対策については、中和保健所に情報を提供し、対策を依頼する。

第29節 遺体の火葬等計画

担当グループ：各グループ

市及び県警察は、遺体の処理及び埋葬について、必要な措置をとる。

第1 遺体の捜索（全班）

市は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

第2 遺体の収容（福祉班）

(1) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市）に引き渡す。

(2) 市は、多数及び身元不明の遺体の収容のため、市民体育館及び寺院等の施設をあらかじめ遺体安置所と指定する他、学校等の敷地に設置した天幕等を一時安置所として遺体を収容する。

遺体の身元が明らかとなったときは、原則として遺族、親族に速やかに遺体等を引き渡す。

第3 遺体の処理及び火葬等（福祉班）

1. 遺体の火葬等

市は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず遺体の処理及び火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に（身元の判明しない者等）遺体の応急的な処理及び火葬等を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引き取りのない場合は市で火葬する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存した上で火葬する。

2. 火葬等の方法

(1) 市長が行い、原則として火葬により実施する。

(2) 市は、身元不明遺体については、遺骨及び遺品等を市又は寺院等に依頼して保存する。

(3) 市は、火葬場の稼働状況、棺の確保状況など関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

(4) 市は、遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など必要な措置を講ずる。

(5) 市は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

(6) 市は、遺体の捜索・処理・火葬等について、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

ア. 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員

イ. 捜索地域

ウ. 火葬等施設の使用可否

エ. 必要な輸送車両の数

オ. 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の市及び県等の連携（福祉班）

- (1) 市は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県に対して県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- (2) 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受け入れを要請する。
- (3) 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、市に通知する。
- (4) 市は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。
- (5) 市は、霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等について対応できない場合には、県に対して協力を要請する。

第5 遺体の保存（福祉班）

市は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のためのドライアイスや資材が不足する場合は、県に提供を要請する。

第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ、廃棄物調査グループ

市は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。

第1 がれき等の処理（廃棄物処理班）

倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、市が実施する対策について以下のように定める。

1. 情報の収集等

- (1) 市は、がれき等の処理を計画的に実施するため、倒壊・焼失家屋等の数及びがれき等の状況・の発生量を把握し、県に報告する。
- (2) 市は、がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

2. 処理方針

市は、がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

3. 広域支援

(1) 支援要請

市は、必要に応じて、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」（平成24年8月1日締結）に基づき、県に支援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ. 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ. その他必要な事項
- オ. 連絡責任者

(2) 支援

市は、県からの要請に伴い被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じ、その可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア. がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- イ. がれき等の処理に必要な資機材等の提供

- ウ. がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ. その他がれき等の処理に関し必要な行為

第2 生活ごみの処理（受援班、廃棄物処理班）

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、市が実施する対策について定める。

1. 情報の収集等

- (1) 市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県へ報告する。
- (2) 市は、指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量を把握し、県に報告する。

2. 処理方針

市は、生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

3. 広域応援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 3. 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理（受援班、応急対策班、廃棄物処理班）

市は、倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取り等について、計画的な処理を図る。

1. 情報の収集等

- (1) 市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県へ報告する。
- (2) 市は、指定避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。
- (3) 市は、倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測を把握し、県へ報告する。
- (4) 市は、下水道等の被害状況、復旧見込みを把握し、県へ報告する。

2. 処理方針

市は、避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊・焼失家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

し尿の収集運搬については、原則として桜井市清掃公社に要請する。

3. 広域応援

(1) 支援要請

市は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請すること

ができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- イ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ウ. その他必要な事項
- エ. 連絡責任者

(2) 支援

市は、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア. し尿の処理（収集、運搬、処理等）
- イ. し尿の処理に必要な資機材等の提供
- ウ. し尿の処理に必要な職員等の派遣
- エ. その他し尿の処理に関し必要な行為

第4 廃棄物処理施設の復旧（廃棄物処理班）

市は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 県からの緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）（受援班）

市は被災するとともに県が災害廃棄物対策本部を設置した場合には、原則として県から災害廃棄物処理緊急支援要員の派遣を受ける。

<資料>

- 一般廃棄物処理施設及び位置図（資料編 III 5（1））
- ごみ・し尿用資機材・数量（資料編 III 5（2））
- 瓦礫等仮置場及び一時保管場所（候補地）（資料編 III 5（3））

第31節 ボランティア活動支援計画

担当グループ：被災者救援グループ

市は県と連携し、市及び県の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 災害ボランティア本部の設置（福祉班）

市は、市社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体等、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら市災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携協力して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応（福祉班）

- (1) 市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。
- (2) 市は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- (3) 市は県と連携し、市及び県の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、櫃よに応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携の取れた支援活動の展開を図る。

第3 情報収集・情報提供（福祉班）

市は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

第4 海外からの支援受入れ（福祉班）

市及び関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づいて必要な措置を講じる。海外からの支援が予想される場合、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

市は県と連携し、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

なお、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請する。

第32節 災害救助法等による救助計画

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ、廃棄物処理グループ

市が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

第1 実施責任者（受援班、避難所班、福祉班、救護班、応急対策班、廃棄物処理班）

「災害救助法」に基づく救助については、奈良県地域防災計画に基づき県知事が実施する。市長はこの救助について全面的に補助し、市長にその権限を委任された事項については、市長の責任において「災害救助法」の規定に基づき救助を実施する。

救助の種類	実施者
1 指定避難所の設置	知事 市長
2 応急仮設住宅の供与	
3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
5 医療及び助産	
6 被災者の救出	
7 被災した住宅の応急修理	
8 生業に必要な資金、器具又は資料の支給又は貸与	
9 学用品の支給	
10 埋葬	
11 遺体の捜索及び処理	
12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

特に必要があると認められるときは、知事の実施する救助の種類についても、市長に委任することがある。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、市域及び市域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が 80 世帯以上に達するとき。
- (2) 県内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上に達するとき。
- (3) 県内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

第4 適用手続（福祉班）

- (1) 市長は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を申請する。
- (2) 市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 報告を必要とする災害
市は、おおむね次に定める程度のもはすべて報告しなければならない。
 - ア. 災害救助法の適用基準に該当するもの
 - イ. その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
 - ウ. 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
 - エ. 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
 - オ. その他特に報告の指示があったもの

第5 救助の実施機関（福祉班）

1. 市

市は、被災した市民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として市民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告する。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

2. 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努める。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（資料編 III 8（2））に示すとおりである。

第7 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第8 県の小災害に対する救助内規（福祉班）

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。この応急救助に対応して市は、「桜井市災害対策本部条例」に基づく事務分担により被災者に応急救助を実施する。

<資料>

- 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（資料編 III 8（2））

第33節 文教対策計画

担当グループ：被災者救援グループ

市は、災害の発生、又はそのおそれがある場合の児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により通常の教育ができない場合の応急教育等を次のとおり実施する。

第1 実施責任者（避難所班）

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校長は市教育委員会と協議して具体的な応急対策計画を策定する。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長がこれを実施する。

第2 学校長の措置（避難所班）

学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 市教育委員会、桜井警察署、消防機関及び保護者への連絡網を確認する。
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法を策定し、教職員へ周知する。

第3 児童、生徒等の安全確保（避難所班）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

- (1) 防災体制に関する内容
 - ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
 - ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
 - ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）
- (2) 安全点検に関する内容
 - ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
 - ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
 - ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）
- (3) 防災教育の推進に関する内容
 - ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）

- ② 教職員の指導力、実践力の向上(校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実)

(4) 防災(避難)訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定(地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定)
- ② 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「第2章第5節 防災教育計画」参照)
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5) 緊急時の連絡体制及び情報収集

- ① 教職員及び保護者への連絡体制(複数の連絡方法の整備)
- ② 関係機関(消防、警察、医療機関等)への連絡体制
- ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集(災害の内容や規模、地域の被害状況等)

(6) 学校等が避難所になった場合の対応

- ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制(施設開放の手順の確認等)
- ② 施設開放区域の明示
- ③ 避難所支援体制(避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等)

第4 応急措置(避難所班)

1. 緊急避難の指示

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

(1) 校内での応急対応

- ア. 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- イ. 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難(避難経路・指定緊急避難場所)の指示を行う。
- ウ. 非常持ち出し品の搬出を指示。
- エ. 指定緊急避難場所において、指定緊急避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

- ア. 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- イ. 指定緊急避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
- ウ. 下校時においては、臨時休校(園)を決定した場合は、早急に児童・生徒等を帰宅させるか指定緊急避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行うが、その際に危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添う。
- エ. 保護者が不在、又は住宅及び通学路において被災するおそれがある児童・生徒等については、学校にて保護する。

なお、幼稚園、保育園においては、保護者に緊急連絡網を活用して連絡し、直接引き渡す。

オ. 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）における応急対応

ア. 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

イ. 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

ウ. 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2. 災害状況の報告

校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

(1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

(2) 公立の高等学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。

(3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第5 応急教育（避難所班）

1. 応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、市教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、または、短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

ア. 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

イ. 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。

ウ. 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。

エ. 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応する。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

ア. できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ. 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

ウ. 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

(3) 応急教育実施の場所

- ア. 校舎の一部が使用できないときは残存施設を活用し、必要に応じて2部授業を実施する。
- イ. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、罹災時に仮教室として使用できる施設を利用する。
- ウ. 被害が更に大きく、利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

(4) 授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(5) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により、心理面も含めた健康診断等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について中和保健所の指示により必要な措置を行う。

2. 学校給食の措置

被災した学校は、直ちに市教育委員会に連絡・協議のうえ、給食の可否を決定するが、次の諸点に留意する。

- (1) できるかぎり学校給食の継続実施に努める。
- (2) 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。
- (3) 各学校とも避難場所として使用され、り災者に対する炊き出しが行われる場合は、その調整に留意する。
- (4) 被災地では、感染症発生のおそれが多いことから、衛生については特に留意する。

3. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

4. 教育委員会の措置

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

5. 私立学校の措置

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第6 児童・生徒等に対する援助（避難所班）

1. 教科書及び学用品の給与

- (1) 市教育委員会は県教育委員会と連携し、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を調査する。

調査の結果、市教育委員会で教科書の確保が困難な場合、市教育委員会は県教育委員会から教科書の給付を受ける。

また、市教育委員会は、学用品についても確保が困難な場合、県教育委員会から給付を受ける。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2. 転出、転入の手続き

市教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

3. 児童・生徒等に対する心のケア

市教育委員会は、専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

<資料>

○罹災時仮教室として使用できる施設一覧表（資料編 V（2））

第34節 文化財災害応急対策

担当グループ：被災者救援グループ

第1 被害状況の把握（避難所班）

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、市又は、市教育委員会へ通報する。市教育委員会は、国及び県指定文化財に関する通報があった場合には、県にその旨を通報する。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は速やかに、市又は、市教育委員会にその旨を報告する。市教育委員会は、国及び県指定文化財に関する報告があった場合には、県にその旨を報告する。

市教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、指定文化財の被害状況の確認を行う。

第2 被害状況の調査と応急措置（避難所班）

- (1) 市教育委員会は、指定文化財に関する通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努める。
- (2) 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合、市教育委員会は国や県、専門家と連携しながら、指定文化財の所有者及び管理責任者に応急措置を講じるよう指導する。

第3 復旧対策（避難所班）

被害状況の結果をもとに、市教育委員会は指定文化財の所有者及び管理責任者とともに今後の復旧計画の策定を行う。

文化財災害応急処置

災害別	応急対策
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは市教育委員会や専門家の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、市教育委員会や専門家の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ市教育委員会や専門家の指示に従う。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

<資料>

○文化財一覧表（資料編 II 3（1））

第35節 農林関係応急対策

担当グループ：応急対策グループ

関係機関は、災害発生時において農林施設等の被害を早期に調査して、迅速に応急復旧を図る。

第1 農業施設応急対策（応急対策班）

- (1) 市は、関係団体等を通じて被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 市は、被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整をして応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策（応急対策班）

1. 災害対策技術の指導

市は県と連携し、災害を最小限にとどめるための技術指導等を農業団体等と協力して実施する。

2. 水稻種子の確保・斡旋

市は県と連携し、必要に応じて、水稻種子を確保する。

3. 病害虫の防除

市は、被災した農作物の各種病害虫の防除については、関係機関と協力して実施する。

第3 畜産応急対策（応急対策班）

- (1) 市は、感染症の発生等については速やかに県に連絡し、県の防疫計画に基づいて必要な感染症対策を実施する。
- (2) 市は、一般の疾病の発生については市内の獣医師と協力し、治療に万全を期す。
- (3) 市は、感染症の消毒については、県の指導により実施する。なお、一般疾病薬品等については、県に斡旋を要請する。
- (4) 市は、飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、県に依頼して近畿農政局に供給斡旋を要請する。

第4 林業関係応急対策（応急対策班）

- (1) 市は、関係団体等を通じて被災状況を速やかに把握し、県にその状況を報告するとともに、被害の程度に応じ、森林の管理者及び関係団体に対し、必要な指示を行う。
- (2) 市は、森林の復旧には、苗木の斡旋による人工造林・樹種転換・改良等を関係団体と協力して実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

担当グループ：各グループ

災害により被災した公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施する。

なお、「復旧」とは「旧に復す」ことであり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは災害以前の状態に戻すことにとらわれず、被災以前の状態に比してよりよいものとなるよう、暮らしと環境を再建する活動のことである。

第1 災害復旧事業計画（全班（被災施設所管班））

- (1) 市は県と連携し、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。
- (2) 公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川災害復旧事業計画	(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(2) 砂防施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(7) 下水道災害復旧事業計画
(4) 道路災害復旧事業計画	(8) 公園災害復旧事業計画
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	6 公立学校施設災害復旧事業計画
3 都市災害復旧事業計画	7 公営住宅災害復旧事業計画
4 水道災害復旧事業計画	8 公立医療施設災害復旧事業計画
5 社会福祉施設災害復旧事業計画	9 その他の災害復旧事業計画

- (3) 災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。
 - ア. 市は県と連携し、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
 - イ. 市は、被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
 - ウ. 市は、事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
 - エ. 奈良県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、市は県と連携し、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

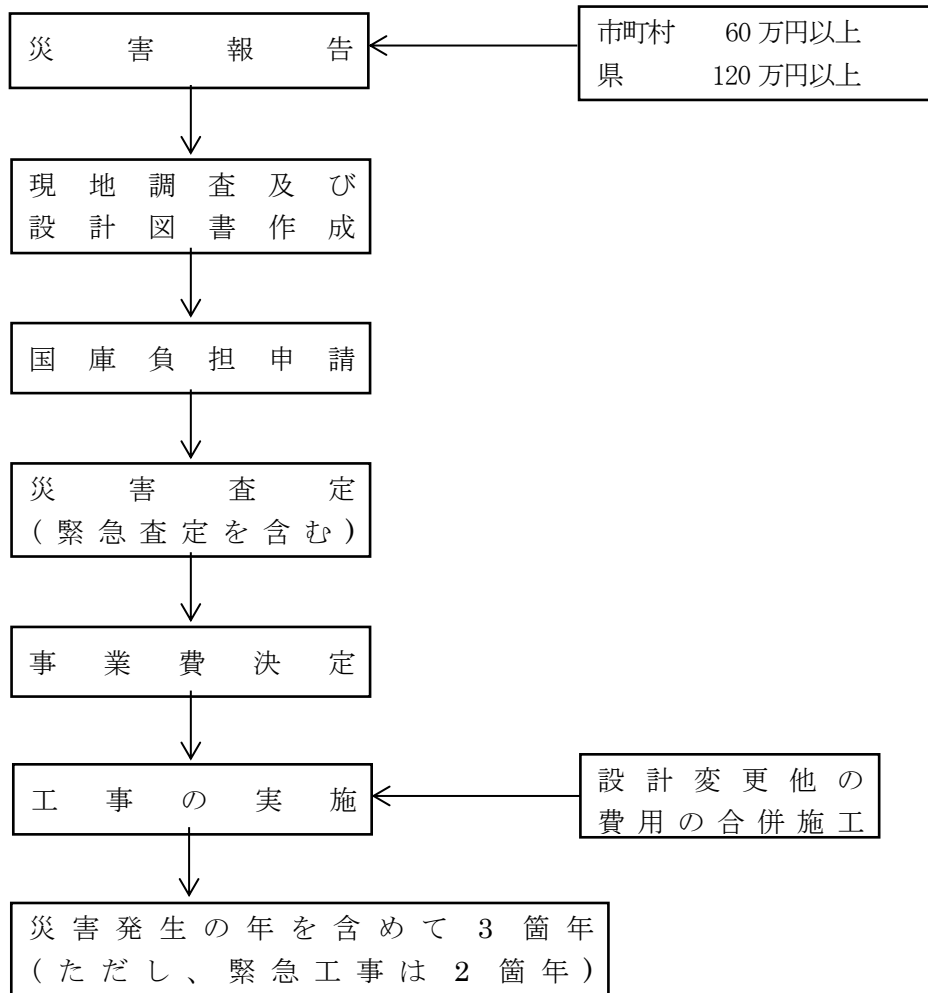
第2 激甚災害の指定促進措置（応急対策班、その他被災施設所管班）

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて、被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 公共土木施設災害復旧の手続

河川、道路、橋梁、砂防、治山等の公共土木施設における災害復旧の手続は、以下のとおりである。

【公共土木施設災害復旧手続】



第2節 被災者の生活の確保

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ、被害調査グループ

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成（被害調査班）

市は、法第90条の2に基づき、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他市の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

市は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

また、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、市は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

1. 被害家屋調査体制

(1) 事前対策

市は、想定された家屋被害に対処するための事前対策を行う。

ア. 被害家屋調査員の確保

市職員以外に被害家屋調査員を確保するため、建築士会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士協会等へ家屋被害調査に対する協力を要請する。

イ. 判定基準等の周知

被害家屋の調査を迅速に実施するため、細かな判定ができる調査票を作成し、調査方法を職員に周知しておく。

ウ. 他の市町村との協力体制の確立

被害家屋調査の応援を求めるために、他の市町村との相互協力体制を確立する。

エ. 調査に必要な物品の備蓄

調査員が被害調査を行うための物品について、可能な物を備蓄する。(例 買い換え

後に不要となる住宅地図等)

(2) 被害家屋調査

市は、速やかに被害家屋調査を行う。

ア. 調査準備

(ア) 調査全体計画の作成

市域全体の調査の必要性を検討した上、調査全体計画を作成する。

- ・調査全体計画の作成
- ・調査地区割の検討

(イ) 調査員の確保

災害対策本部は、被災状況に応じて、以下により調査員を確保する。

- ・家屋補償関係職員、建築士、消防査察員、税務課経験者等の職員の動員
- ・建築士会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士協会等への調査に対する協力要請
- ・他の市町村へ調査に対する応援要請

(ウ) 調査に必要な物品等の調達

下記のとおり、調査に必要な物品等を調達する。

- ・調査携帯品（調査票等）
- ・調査地図（住宅地図）
- ・調査員用車両

イ. 調査実施

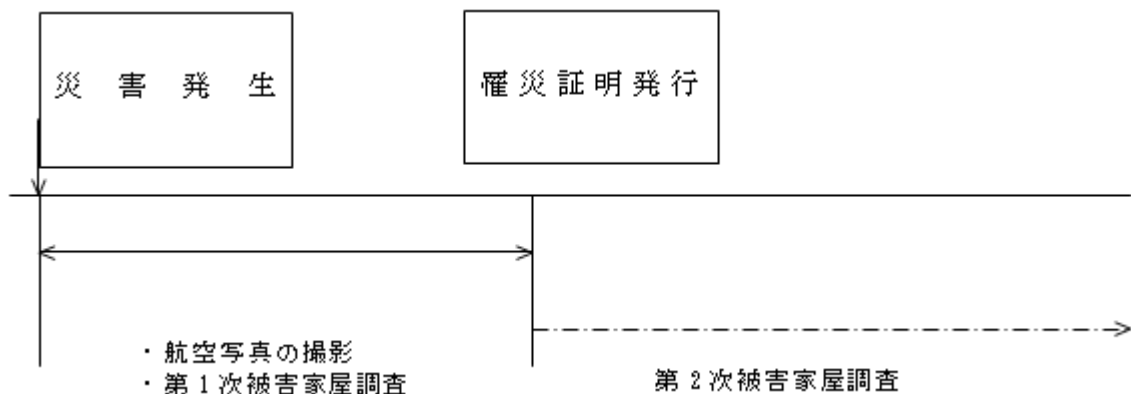
(ア) 調査体制

人員：2人1組

調査員：市職員、他の市町村応援職員及び建築士会等の協力者

(イ) 調査期間

【被害家屋調査期間】



(ウ) 調査方法

- ・被災地域の航空写真の撮影
災害発生後速やかに、被災状況に応じて被災地の航空写真を撮影する。
- ・第1次被害家屋調査
被災建築物の応急危険度判定後に、被害家屋を対象に2人1組で外観から目

視により調査を行う。

・第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服申し出があった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、再調査を行う。

(エ) 家屋罹災調査台帳の作成

市は、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、町名・地番、住居表示及び住民基本台帳等のデータを集積し、家屋罹災調査台帳を作成する。

2. 被害家屋の判定基準

市は、罹災証明を行うにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日 府政防第518号）や「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月 内閣府（防災担当））、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月 内閣府（防災担当））に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的におおむね1か月以内の状況をもとに行う。

3. 罹災証明書の交付

(1) 罹災証明の対象及び実施担当者

市は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の罹災証明を行う。

ア. 火災及び爆発を除く災害による被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）

総務部

イ. 火災及び爆発による被害（全焼、半焼、一部焼、水損）

奈良県広域消防組合

(2) 罹災証明書の交付

市は、災害対策基本法第90条第2号に基づき、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他市の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。発行枚数は、原則として1棟につき1枚とする。

また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

市は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、交付業務に職員が不足する場合、災害対策本部は他の部等から職員の動員を行う。

また、市は、災害対策基本法第90条第3号に基づき、市域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

(3) 罹災証明に関する相談窓口の設置

市は、罹災証明書交付窓口の他に、再調査の受付や相談業務を行う窓口を設置する。

(4) 罹災証明書交付手続き

罹災証明書交付フロー図を参照。

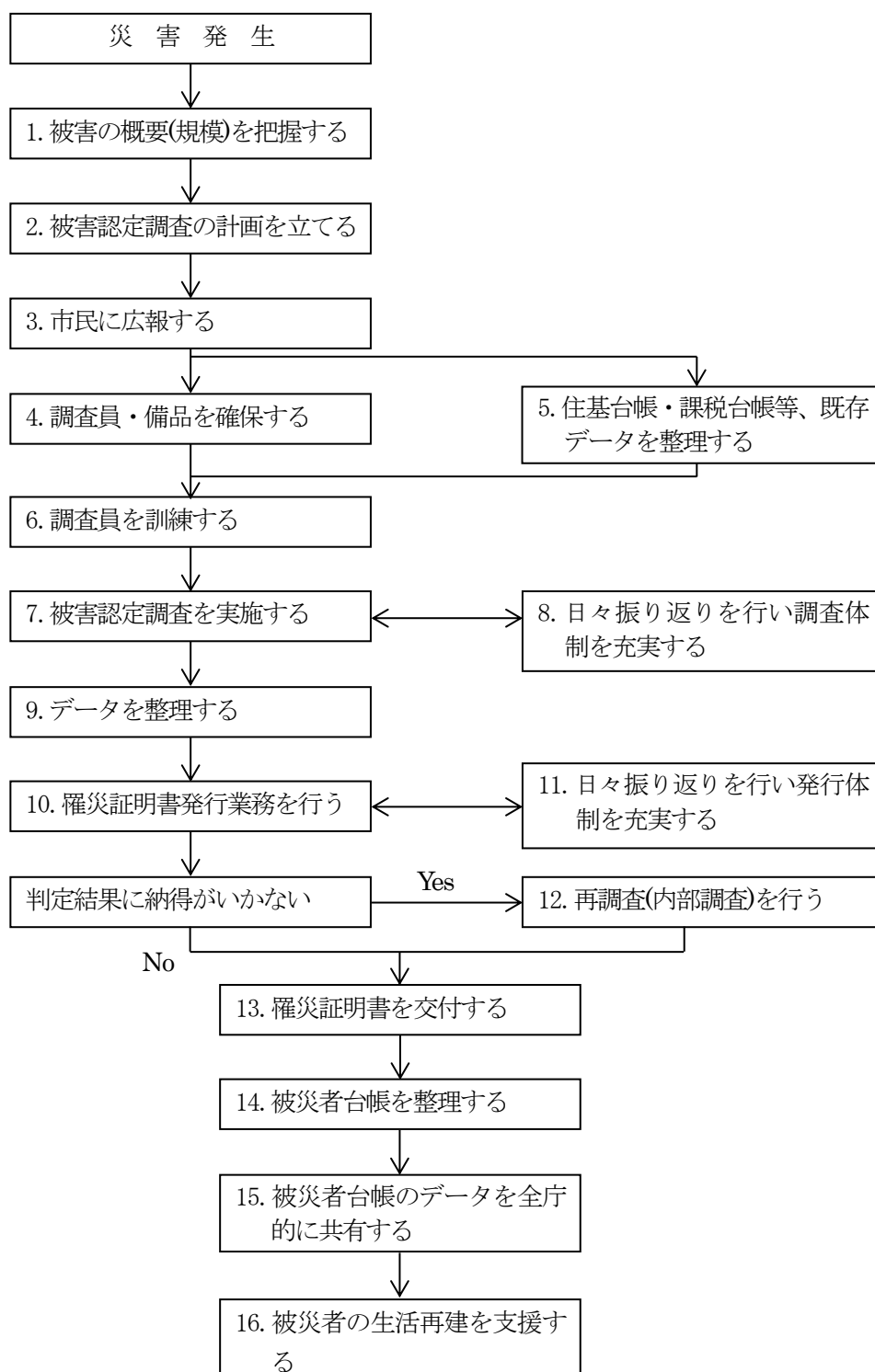
(5) 罹災証明書交付に関する広報

市は、被災者への罹災証明書交付に関する広報（報道機関の利用等）を行う。

(6) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明書の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。市は、被災者に判定結果を連絡するとともに、必要に応じて被災者台帳を修正し、罹災証明書の交付手続きを行う。

【罹災証明書交付フロー】



4. 人的被害の把握

死者、行方不明者については、市が奈良県広域消防組合及び警察署等と連携し情報収集(住所、氏名、年齢等)を行う。負傷者については、市が奈良県広域消防組合の救急搬送記録か

ら情報収集（住所、氏名、年齢、負傷の程度、医療機関等）するとともに、救護所の記録及び救急病院への問い合わせにより、情報収集する。

市は、被災地の調査の中で、被災者から負傷等の報告を受ければ調査票にとりまとめる。

<資料>

○罹災証明書様式（資料編 III10（1））

第2 被災者生活再建支援法（福祉班）

市は、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することで、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。（根拠法令：被災者生活再建支援法）

1. 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1) 又は (2) の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

2. 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	300
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
解体世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第3 生活相談（福祉班）

市は、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

第4 女性のための相談（広報・市民生活班）

市は、災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する体制を構築する。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

第5 雇用対策（福祉班）

1. 事業者への雇用維持の要請

市は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建

を図るため、市内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2. 職業斡旋等の要請

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所に災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第6 職業の斡旋（福祉班）

市は公共職業安定所と連携し、災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。

第7 援助資金の貸付等（福祉班）

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）)

2. 災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として「桜井市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

3. 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金の貸付けを行う。また、市社会福祉協議会は、その窓口業務を行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）)

4. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例

措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法）

第8 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等（福祉班、応急対策班、被害調査班）

1. 住宅相談窓口の設置

県は、県と独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づいた災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

2. 災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付がある。

市は県と連携し、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

3. 地すべり等関連住宅資金

市は県と連携し、住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第9 公営住宅の建設（応急対策班、被害調査班）

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、市が災害公営住宅を建設する場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は県と連携して災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の実施が得られるよう努める。

第10 郵政事業の特例措置

1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条に基づき、日本郵便株式会社

が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付

災害時において、郵便法第 18 条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

3. 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 4 条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄付金の配分

災害時において、お年玉付郵便はがき等に関する法律第 5 条第 2 項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請があった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の許可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便はがき等寄付金を配分する。

5. 利用の制限及び業務の停止

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 6 条に基づき、災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び機関を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止することがある。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第 11 租税等の徴収猶予及び減免（被害調査班）

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、「地方税法」又は「桜井市税条例」により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

1. 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により 2 箇月を越えない期限においてこれらの納期限を延長する。

2. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に 1 年以内の延長を行う。

3. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

4. 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、市税等の減免を行う。

第3節 被災中小企業の振興

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ

第1 中小企業支援対策（広報・市民生活班、通報受付班、福祉班）

- (1) 市は、被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- (2) 市は、再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- (3) 被災した中小企業を早期に支援するため、市と市商工会の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

第2 金融支援（福祉班、応急対策班）

- (1) 市は、中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- (3) 市は、信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- (4) 市は、地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (5) 市は、災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 雇用対策（福祉班、応急対策班）

- (1) 市は、被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。
- (2) 市は、被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

担当グループ：統括調整グループ、被災者救援グループ、応急対策グループ

第1 農業災害に対する融資制度

1. 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

- (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）
農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通。
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。
- (3) 農業基盤整備資金（災害復旧）
災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通。

2. 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第2 林業災害に対する融資制度

1. 日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林漁業施設資金
個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通。
- (2) 林業基盤整備資金
災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通。
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。

2. 経営資金等の融通（天災資金）

「本節 1 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

【日本政策金融公庫による融資制度】

名称	利用者	利用利用用途	返済期間	融資限度額
農林漁業セーフティネット資金	・認定農業者 ・林業経営改善計画の認定を受けている方	災害復旧の中長期の運転資金	10年以内(うち据置期間3年以内)	一般600万円 特認年間経費等の3/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)
農林漁業施設資金	・共同組合等	共同利用施設の復旧	20年以内(うち据置期間3年以内)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
スーパーL資金	・認定農業者	施設資金、長期運転資金	25年以内(うち据置期間10年以内)	【個人】3億円(特認6億円) 【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円])
経営体育成強化資金	・農業者	施設資金、長期運転資金	25年以内(うち据置期間3年以内)	1～3の範囲内であつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内
林業基盤整備資金	・林業経営改善計画の認定を受けている方 ・森林組合等	人工植栽、天然林改良、森林保全や保護等の育林、造林に必要な施設の設置や機械の購入等	35年以内 据置期間:20年以内	負担する額の80%

【天災による被害農林漁業者に対する資金の融資制度】

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額	
天災資金	経営資金	一般天災(注1)	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収であつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者	3.0%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2000万円	
		激甚天災(注1)	農林漁業経営に必要な資金 ②林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	6.5%以内	4～7年以内	個人 250万円 法人 2000万円	
	事業資金	一般天災(注1)	天災により被害を受けたために必要となつた事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	6.5%以内	3年以内	組合 2500万円 連合会 5000万円
		激甚天災(注1)					組合 5000万円 連合会 7500万円

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚災害法の適用も受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

担当グループ：被災者救援グループ

大地震が発生し、大規模な被害を受けたとき、義援金の募集を行い、配分基準を設けて被災者に配分する。

第1 義援金の募集（福祉班）

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、市は必要に応じて義援金の募集委員会を作り、次の関係機関と共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

【関係機関】

奈良県、その他被災市町村、奈良県市長会、奈良県町村会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、日本放送協会奈良放送局 他

第2 義援金の配分（福祉班）

1. 義援金の配分

(1) 市募集分

市は上記関係機関と連携を図った上、義援金の配分について次のことを決定する。

- ア. 義援金総額や被災状況を考慮した配分基準
- イ. 配分方法
- ウ. 被災者等に対する伝達方法
- エ. 義援金の収納額及び用途についての寄託者並びにマスコミ等への周知方法

(2) 県募集分

市は、県が募集した義援金が配分された場合には、県が設置した配分委員会の方針に準じて、速やかに被災者に配分する。

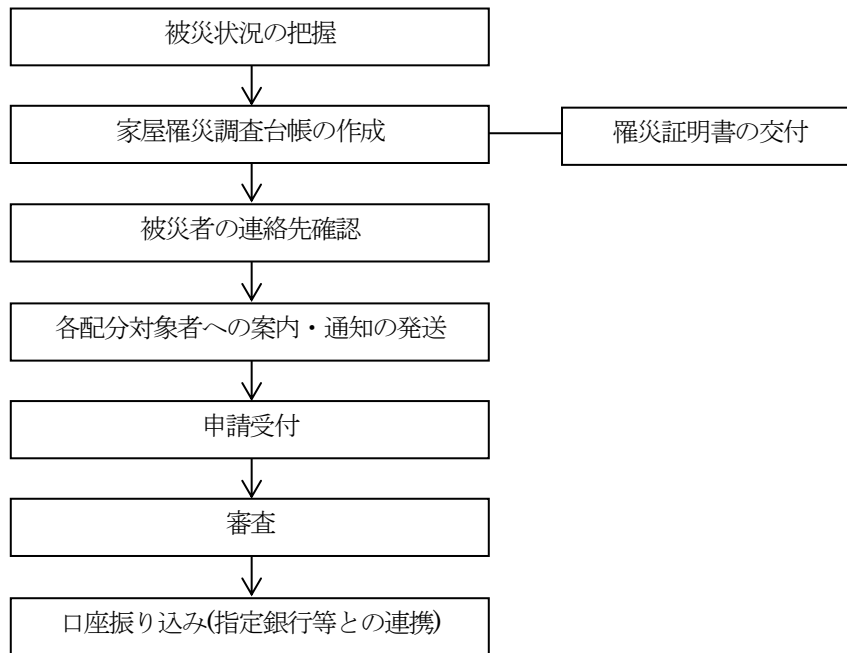
2. 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた機関は、自己の責任において処理する。

3. 義援金配分フロー

義援金配分の基本フローは、以下に示すとおり。

【義援金配分フロー】



第6節 激甚災害の指定に関する計画

担当グループ：統括調整グループ、応急対策グループ

第1 激甚災害に関する調査等（応急対策班、その他被災施設所管班）

1. 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力
市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

2. 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、市では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第2 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
法第6条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害

適用すべき措置	指定基準
法第8条 天災による被害農 林漁業者等に対する 資金の融通に関する 暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
法第10条 土地改良区等の行 う湛水排除事業に対 する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業 に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%
法第12条 中小企業信用保険 法による災害関係保 証の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1,400億円
法第16条 公立社会教育施設 災害 復旧事業に対する 補助 法第17条 私立学校施設災害 復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染 症予防事業に関する 負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	指定基準
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000 戸 B 基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)1市町村の区域内の滅失住戸数 \geq 200 戸 (2)1市町村の区域内の滅失住戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400 戸 (2)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第3 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(第3条~4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費>当該市町村の標準税収入×50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 >当該市町村の農業所得推定額×10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額>農業被害額 かつ、漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額の10% (ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用

第7節 災害復旧・復興計画

担当グループ：各グループ

災害の発生から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援や、社会経済的基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、必要に応じて、県と連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

市は、市民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 復旧・復興計画の策定（通報受付班）

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

1. 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

(1) 復旧・復興基本方針の策定

市は、県や関係機関等との緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や市民の意向等を踏まえた市の復旧・復興基本方針を策定する。

(2) 復旧・復興計画

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県や関係機関等との緊密な連携を図り、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く市民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

復旧・復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、市が中心となり国・県・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

2. 事前の復旧・復興対策

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。

このため市は、復旧・復興対策の手順の明確化や復旧・復興計画の検討に必要な基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

3. 住民の合意形成

被災地域の復旧・復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関す

る協議会を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。その際は復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性の参加を促進する。また決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

4. 技術的支援

市は、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、県から連絡調整や技術的支援を受けるための職員の派遣を受ける。

第3 復旧・復興対策体制の整備（全班）

発災直後の救命・救急・応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から、各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、市は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

なお、市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集並びに伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

第4 特定大規模災害からの復興（全班）

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震等」という）の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に広報されたおのであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取り扱い際には、このことを念頭に置いたうえで十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第2 計画の基本方針

- (1) 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生 の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が 進められて来た。奈良県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で本 市を含む奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定された。
- (2) こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想 定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大 な被害をもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの 巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津 波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な 津波が想定されることとなった。
- (3) 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度 あるいはそれよりもっと発生頻度が低いのが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本 大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経 済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされてお り、また、奈良県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそ れがあるとされている。
- (4) この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を 守る」ことを最大の目標に、市民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」 の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における

- 「共助」の取り組みを促進し、市及び県による「公助」との連携・協働を図るため、市民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- (5) 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。
- ア. 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本市の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部などの被害の甚大な近隣府県への支援を行う。
- 国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。
- イ. 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、市内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や市有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。
- ウ. 突発的な地震に備えた対策を日ごろから進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、市は県と連携してその支援を行う。
- エ. 計画的かつ早急な事前防災対策の推進
- 政府地震調査研究推進本部が平成31年2月に公表した「海溝型地震の長期評価（算定基準日 平成31年（2019年）1月1日）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されており（2019年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。
- オ. 地震の時間差発生による災害の拡大防止
- 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (6) 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

「第1章第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔を置いて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。この様に複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔を置いて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。この様に複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報(調査中)、②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表(統括調整班、広報・市民生活班)

1. 臨時情報について

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2. 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
 - ①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0

未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨をさす。

4. 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、注意する措置を取る。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

ア、日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ウ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家族等における備蓄の確認

イ、行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・施設等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5. 必要な情報の伝達・周知等

- (1) 市は、次の内容等を正確かつ迅速に市民に伝達する。
 - ア、南海トラフ地震臨時情報（調査）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
 - イ、国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容
- (2) 市は県と連携し、人命救助・被災地への物流支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (3) 市は後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、県と相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第7節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項(統括調整班、広報・市民生活班 通報受付班)

1. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達

- (1) 市、関係機関及び市民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において性格かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。
- (2) 市民に対して情報伝達を行う際には、具体的に取り組むべき行動を合わせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 市は、状況の変化に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について周知する。また、市民からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

「第2章第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画」に準じる。

第2 その他

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第4節 防災訓練計画等

第1 防災訓練計画（全課）

「第2章第7節 防災訓練計画」に準じる。

第2 公共施設における防災対策の充実（全課）

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

第1 職員に対する防災知識の普及（人事課）

「第2章第6節 防災教育計画」に準じる。

第2 市民に対する防災知識の普及

「第2章第6節 防災教育計画」に準じる。

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画（学校教育課）

「第2章第6節 防災教育計画」に準じる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

「第2章第6節 防災教育計画」に準じる。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、桜井市においても活断層による内陸地震と同じく死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび、特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため、他地域からの桜井市への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、市は「第2章第8節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準じる他、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上(商工振興課)

「第2章第9節 企業防災の促進に関する計画」に準じる。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

第1 建築物の耐震性の確保(全課)

「第2章第13節 建築物等災害予防計画」に準じる。

第2 斜面崩壊、液状化対策(土木課)

市は、「第2章第19節 地盤災害予防計画」に準じ対策を行うとともに、県と連携して、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの市民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第3 時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、市、県及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

第4 帰宅困難者対策(商工振興課)

「第2章第3節 帰宅困難者対策計画」に準じる。

第5 文化財保護対策(文化財課)

「第2章第33節 文化財災害予防計画」に準じる。

第8節 地震発生時の応急対策等

第1 災害対策本部等の設置

「第2章第22節 防災体制の整備計画」に準じる。

第2 地震発生時の応急対策(全班)

1. 地震情報の収集・伝達

「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」に準じる。

2. 早期災害情報の収集

「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」に準じる。

3. 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」に準じる。

4. 施設の緊急点検・巡視

「第3章第13節 公共土木施設の初動応急対策」に準じる。

「第3章第14節 建築物の応急対策計画」に準じる。

「第3章第15節 公園、緑地の応急対策計画」に準じる。

「第3章第16節 道路等の災害応急対策計画」に準じる。

「第3章第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画」に準じる。

5. 二次災害の防止

「第3章第20節 地盤災害応急対策計画」に準じる。

第9節 消火活動計画

「第3章第21節 消火活動計画」に準じる。

第10節 保健医療活動計画

「第3章第23節 保健医療活動計画」に準じる。

第11節 緊急輸送計画

「第3章第24節 緊急輸送計画」に準じる。

第12節 防疫、保健衛生計画

「第3章第28節 防疫、保健衛生計画」に準じる。

第13節 支援・受援体制の整備

「第3章第11節 支援体制の整備（市外で災害発生の場合）」に準じる。

「第3章第12節 受援体制の整備（市内で災害発生の場合）」に準じる。

第14節 物資等の確保

「第3章第26節 食料、生活必需品の供給計画」に準じる。

「第3章第27節 給水計画」に準じる。